

令和8年度

(2026)

学 生 便 覧

神 戸 大 学 医 学 部 保 健 学 科

目 次

I 概要

1 神戸大学医学部保健学科学位授与の方針	1
2 神戸大学医学部保健学科の概要	3
3 医学部保健学科各専攻の概要	5
4 沿革	7

II 教学規則等

1 神戸大学教学規則	9
2 神戸大学共通細則	36
3 神戸大学高等教育推進機構規則等	
(1) 神戸大学高等教育推進機構規則	38
(2) 神戸大学全学共通授業科目履修規則	40
(3) 神戸大学高等教育推進機構教養教育院における成績評価基準に関する 内規	44
(4) 全学共通授業科目の再試験制度に関する内規	45
(5) 教養教育院開講科目の追試験に関する内規	46
(6) 協定に基づき留学する学生の教養教育院開講科目の定期試験の取扱いに 関する申合せ	47
(7) 神戸大学日本語等授業科目履修規則	49
(8) 交通機関の運休，気象警報の発表，避難指示・緊急安全確保の発令時 における授業，定期試験の休講措置について	50
(9) 学生からの成績評価に対する申し立て手続きに関する申合せ	52

III 学部規則等

1 神戸大学医学部規則	53
2 教育課程・卒業要件等の概要	
(1) 教育課程	71
(2) 授業	71
1) 学期（授業期間）	
2) 授業の方法	
3) 各授業科目の単位数	
4) 授業時間	
5) 履修届の提出・履修上の一般的注意事項	
6) 試験等についての諸注意	
7) 交通機関の運休，気象警報の発表，避難指示・緊急安全確保の発令時 における授業，定期試験の休講措置について	

(3) 単位の授与・成績評価・卒業の要件	74
1) 単位の授与	
2) 成績評価基準・GPA	
3) 卒業の要件	
(4) 臨地実習	76
(5) 授業科目の履修及び試験に関する内規	79
(6) 神戸大学医学部保健学科成績評価基準等に関する内規	82
(7) 神戸大学医学部保健学科における学生の進級に関する申合せ	84
(8) 神戸大学医学部保健学科の臨地実習授業科目の履修に関する修得単位の申合せ	86
(9) 既修得単位の認定に関する内規	88
(10) 医学部保健学科における転学部に関する申合せ	89
3 神戸大学医学部科目等履修生規程	90
4 神戸大学医学部聴講生規程	92
5 神戸大学医学部研究生規程	93
6 神戸大学数理・データサイエンス・AI 教育プログラム実施要領	95

IV 国家試験

学部	97
----	----

V 学生の日常周知事項

1 学生に対する諸連絡事項	99
2 証明書類の交付・発行等（証明書自動発行機により交付するもの）	99
3 証明書類の交付・発行等（上記以外）	101
4 通学定期乗車券の購入（通学証明書の発行）	101
5 身上異動・住所変更届の提出	102
6 休学，復学，退学等の願い出	102
7 授業料の納付	102
8 授業料免除	102
9 学内掲示	103
10 学校施設の使用（名谷キャンパス施設）	103
11 アルバイトの紹介	103
12 学生アカウント利用上の注意（情報基盤センター）	103
13 車両による通学について（学部生・大学院生共通）	103
14 学生更衣室・ロッカーについて	104
15 自習室について	104
16 各種の届出・願出書類及び発行証明書類の概要	105

VI 奨学金制度

- (1) 日本学生支援機構奨学金……………107
- (2) その他の育英奨学団体奨学金……………108

VII 心身の健康管理

- (1) 保健管理センターの利用方法と手続き……………109
 - 1) 健康診断と再検査・精密検査
 - 2) 健康診断証明書の発行
 - 3) 救急処置
 - 4) 健康相談（「からだの健康相談」と「こころの健康相談」）
 - 5) 保健指導
 - 6) 健康教育
 - 7) その他
- (2) 麻疹・風疹・流行性耳下腺炎・水痘に対する感染予防措置について……………113
 - 1) 麻疹・風疹のワクチン接種（予防接種）・抗体検査に関する書類の提出について
 - 2) 流行性耳下腺炎・水痘のワクチン接種（予防接種）・抗体検査に関する書類の提出について
- (3) キャンパスライフ相談窓口……………115
- (4) 国立大学法人神戸大学におけるハラスメントの防止等に関する規程……………116

VIII 学生教育研究災害傷害保険等

- (1) 学生教育研究災害傷害保険……………123
- (2) 学研災付帯賠償責任保険……………124

IX 学内利用施設, その他学生関係規則等

- (1) 神戸大学附属図書館保健科学図書室の利用について……………125
- (2) 神戸大学学生健康診断規程……………128
- (3) 神戸大学学生表彰規程……………130
- (4) 神戸大学学生懲戒規則……………132

X 保健学科建物配置図等……………135

I 概 要

1 神戸大学医学部保健学科学位授与の方針

神戸大学医学部保健学科は、「真摯・自由・協同」の精神の下、高い倫理観と科学的視点を持ち、高度な専門的知識・技能を身につけた医療人を養成するために、保健医療・健康科学に関する卓越した教育を提供することを基本理念としている。また、旺盛な探究心と創造性を身につけ、将来、それぞれの専門領域における指導者として、国際的に活躍できる人材の育成を目的とする。

この目的を達成するため、以下に示した方針に従って学士の学位を授与する。

学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）

(1) 看護学専攻

学位：学士（看護学）

神戸大学のディプロマ・ポリシーにもとづき、医学部保健学科看護学専攻は以下に示した方針に従って当該学位を授与する。

- ・本学部保健学科看護学専攻に4年以上在学し、履修要件として定めた所定の単位以上を修得すること。
- ・神戸大学のディプロマ・ポリシーが定める能力に加え、卒業までに、本学部保健学科看護学専攻学生が身につけるべき能力を次のとおりとする。

「人間性と倫理性」

- ・豊かな人間性と教養を持ち、保健医療における高い倫理性、柔軟性、協調性、当事者性を身につけた看護専門職者となるための基礎的能力。
- ・ひととして、看護専門職者として生涯成長していく能力。

「創造性」

- ・論理的に事象を解釈し、ケアリングの視点を持ち、よりよいケアを創造する能力。
- ・主体的・自律的に行動し、看護の独自性・専門性を探求する能力。

「地域性・国際性」

- ・多様な文化・価値観を尊重し、地域・国際社会で活躍する基礎的能力。
- ・地域・国際社会における多彩な Well-being と健康課題に関心をもち探求する能力。

「専門性と協働」

- ・人々の生活の質（QOL）の向上をめざし、幅広い知識と確かな技術・豊かな感性を備えて看護実践する能力。
- ・医療の基礎学力と専門知識を習得した看護専門職者として、保健医療福祉チームにおいて協働する能力。
- ・科学的・論理的思考力、実行力、コミュニケーション能力を持ち、リーダーシップを発揮する能力。

(2) 検査技術科学専攻

学位：学士（保健衛生学）

神戸大学のディプロマ・ポリシーにもとづき、保健学科検査技術科学専攻は以下に示した方針に従って当該学位を授与する。

- ・本学部保健学科検査技術科学専攻に4年以上在学し、履修要件として定めた所定の単位以上を修得

すること。

- ・神戸大学のディプロマ・ポリシーに定める能力に加え、卒業までに、本学部保健学科検査技術科学専攻学生が身につけるべき能力を次のとおりとする。

「人間性と倫理性」

- ・医療チーム・研究チーム・教育チームの一員として卓越した人間性を備え、高い倫理観にもとづいた行動により、社会の第一線で活躍しうる臨床・研究・教育活動の能力。

「創造性」

- ・進取の気質と問題解決に対する柔軟な想像性を身につけ、社会に貢献できる新たな技術や機器開発に取り組む能力。

「地域性・国際性」

- ・疾病の診断・早期発見・治療評価や健康状態の把握に対して、地域医療の中心を担う能力。
- ・国際的な視野から検査技術と医療を俯瞰し、英語を用いて学術的に適切な情報収集と発表を行い、第三者と良好な意思疎通がはかれる能力。

「専門性と協働」

- ・医療検査技術についての高度の専門知識と検査技能を得るための主体的学習能力。
- ・医療従事者・自然科学研究者と協調して人間福祉の向上に寄与する能力。

(3) 理学療法学専攻

学位：学士（保健学）

神戸大学のディプロマ・ポリシーに基づき、医学部保健学科理学療法学専攻は以下に示した方針に従って当該学位を授与する。

- ・本学部保健学科理学療法学専攻に4年以上在学し、履修要件として定めた所定の単位以上を修得すること。
- ・神戸大学のディプロマ・ポリシーに定める能力に加え、卒業までに、本学部保健学科理学療法学専攻学生が身につけるべき能力を次のとおりとする。

「人間性と倫理性」

- ・豊かな人間性と保健医療における高い倫理性を身につけた保健医療専門職者として臨床に携わる能力。

「創造性」

- ・標準的な理学療法の理論と技術を修得し、旺盛な探究心と創造力に加えて、課題を設定し解決することにより、理学療法とその関連分野の未来を創造する能力。
- ・先人の知識を尊重し、基礎・臨床研究を通じてエビデンスを創造する能力。

「地域性・国際性」

- ・多様な地域課題を把握し、貢献するための社会性を備えた能力。
- ・理学療法の理論と技術を通じて、国際的に活躍できるための基礎的な能力。

「専門性と協働」

- ・医療の基礎学力と高度な専門知識を習得した専門職として、対象者や他専門職と相互に信頼し、良好な人間関係を築くことにより保健医療福祉チームにおいて協働できる能力。

(4) 作業療法学専攻

学位：学士（保健学）

神戸大学のディプロマ・ポリシーに基づき、医学部保健学科作業療法学専攻は以下に示した方針に従って当該学位を授与する。

- ・本学部保健学科作業療法学専攻に4年以上在学し、履修要件として定めた所定の単位以上を修得すること。
- ・神戸大学のディプロマ・ポリシーに定める能力に加え、卒業までに、本学科学生が身につけるべき能力を次のとおりとする。

「人間性と倫理性」

- ・作業療法専門職としての豊かな人間性と高い倫理観を身につけ、社会の発展に積極的に寄与する能力。
- ・個々人の人権を尊重し、深い共感性を持って、対象となる方々の特性を理解し、自立に向けた支援を提供する能力。

「創造性」

- ・探究心と創造力を持って課題を設定し、解決できる実践的な能力。
- ・問題を解決するために、科学的な分析・考察をし、論理的に考える能力。

「地域性・国際性」

- ・幅広い視野を持ち、作業療法に関わる専門的知識を活用して多職種連携により地域社会へ貢献できる能力。
- ・グローバルな視点で自らの課題を整理・理解するとともに、的確なプレゼンテーション、円滑なコミュニケーションをする能力。

「専門性と協働」

- ・医療・保健・福祉など各分野における高度な作業療法学の専門的知識および技術を習得するために主体的かつ継続的に学習する能力。
- ・高度な医療専門職として、チーム医療の現場で関連職種との優れたコーディネート能力を発揮し、協働する能力。

2 神戸大学医学部保健学科の概要

神戸大学は、「学理と実際の調和」を理念として、前身の神戸高等商業学校時代から「実学」と「自立自治」を重視した輝かしい歴史を刻んできた。今日では、11学部（14研究科）、学生12,000人（大学院生を含めると約16,000人）を有する日本有数の総合大学に発展している。実学とは、書物からの知識と現場の経験を組み合わせて実践する学問を意味しており、社会性を意識し、社会や時代のニーズに応じて紡がれた学問である。神戸大学は、国際都市神戸を代表する大学として、進取と自由の精神、そして豊かな国際性をそのバックボーンとして受け継いできており、将来に向けても「真摯・自由・協同」

という建学以来の精神を基軸として、“普遍的価値を有する知を創造し人間性豊かな人材を養成する”ために、神戸大学ビジョン2015を策定し、*Toward Global Excellence in Research and Education*（世界トップクラスの教育研究機関を目指して）を掲げた。2021年には「知と人を創る異分野共創研究教育グローバル拠点」として進化・発展し続けることを神戸大学長期ビジョンに掲げてKU VISION 2030を策定し、神戸大学のさらなる発展に向け産官学連携をさらに強化するとともに個々の研究教育活動の活性化することを推進している。

神戸大学医学部は、臨床医学と基礎医学の融合を目指して、これまでに世界に誇れる様々な学問的成果をあげてきた。iPS細胞研究をリードする山中伸弥教授など優秀な人材を輩出し、卒業生の活躍の場は、京都大学、大阪大学、慶応大学をはじめとする他大学にも及んでいる。また、アジアを中心とした世界中の国々から大学院生・研究生を活発に受け入れており、卒業生は各国の研究・臨床面でのリーダーとして活躍している。

神戸大学医学部は、医学科、医療創成工学科と保健学科から構成される。「保健学」は、健康、疾病予防、あるいは疾病からの回復までを俯瞰する、人の健康と疾病に関わる幅広い分野を対象とした学問であり、遺伝子レベルから人の行動解析にまで至る、ミクロからマクロの世界を網羅している。少子・超高齢社会が進行する我が国において、これから最も成長が期待される学問領域の一つである。すでに、保健学を起点に、システム情報学、医療経済・経営学、保健行政、発達科学、医工創成、地域連携、食・栄養学、災害・防災分野など全学的な研究が推進されており、「アジア健康科学フロンティアセンター」「認知症予防推進センター」「ウェルビーイング先端研究センター」では、保健学科・保健学研究科が、神戸大学の中心となる役割を担っている。これらを通じた最新の優れた研究成果を踏まえて、保健学に関する高いレベルの教育が実践されている。

神戸大学医学部保健学科には、看護学、検査技術科学、理学療法学、作業療法学の4専攻がある。共通科目などを通じて総合的な医療を多角的に学修し、多職種間連携(Interprofessional Education: IPE)を本学科の特徴の一つとしている。卒業後、国家試験に合格すると、看護師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士の資格が与えられる。卒業生は医療機関において医療専門職者として働く以外にも、医療や健康に関連した企業や国際機関に勤務する者も多い。「ヒトの健康と疾病を知る専門家」として、医学や保健学の枠組みを超えて、多くの一般企業、またJICA、WHOなどの国際機関にもその活躍の場が広がっている。また、大学院に進学し、将来それぞれの専門領域を中心とした医療系教育職を担う人材育成に向けた教育体系も整備されている。例えば、看護学専攻は深い病態理解に立脚した臨床判断や倫理的判断を行うための基礎的能力の強化、情報通信技術(ICT)活用に向けたデータサイエンスのリテラシー強化を目指すカリキュラムを取り入れている。また、学部教育では看護師免許のみを目指すカリキュラムとなっており、高度化する医療への対応やグローバル人材育成のために保健師・助産師を目指す学生は、卒業後大学院に進学し、保健師コース・助産師コースの中で、より専門的かつ学際的な教育を受けることができる。

2026年4月から保健学研究科(大学院)は医学研究科と統合され、医学系研究科となった。博士課程前期課程(修士課程)では、未来社会医学(公衆衛生学)、健康科学(保健学)、バイオメディカルサイエンス(BMS)、医療創成工学の4領域を「先進生命医科学専攻」として統一し、保健学科の卒業生は、どの領域に進むことも可能となった。また、博士課程後期課程(博士課程)は、未来社会医学(公衆衛生学)、健康科学(保健学)、医療創成工学、医科学の4専攻を設け、多彩な進路・学位を選べるように配慮した(詳細はホームページ参照)。保健学科卒業生は、ぜひ大学院に進学して、修士・博士の学位を取得し、幅広い視点を持ち、新しい時代を切り拓ける高度医療職・研究職・教育職として国内外で活躍してほしいと願っている。

3 医学部保健学科各専攻の概要

(1) 看護学専攻

看護学は、あらゆる「ひと」の「Life/生きること」の質を向上するため、人間の尊厳と権利を尊重し、ひとの「生命・生活・人生」と、共に影響しあう「環境」、そして、それらすべてを対象として包括的にとらえ、支援するための実践科学である。

本学では、人間の尊厳と権利を重視する看護専門職の基盤となる人間性、倫理性、創造性、専門性を育成するために、ケアリングを軸として、経験学習を重視した、卓越した看護学教育を提供する。さらに、地域性・国際性および協働の能力を培うために、保健学ならびに関連諸学間についての教育を提供する。

看護学専攻の教育の目的は、次のとおりである。

○看護専門職者として豊かな人間性と高い倫理性を身につけ、看護学の知とスキルを駆使し、対象ならびに対象を取り巻く環境と相互に作用しながら、最良のケアを創造し実践する人材を輩出する。

○保健医療福祉の領域において、看護専門職者として他職種と協働しながら看護の独自性・専門性を発揮し、地域・国際社会に貢献できる人材を輩出する。

○ひととして、看護専門職者として生涯成長し続ける人材を輩出する。

看護学専攻が目指す教育の目標は、次のとおりである。

○ひととして、看護専門職者として、倫理性、柔軟性、協調性、当事者性を身につけ、真摯かつ誠実な態度で責任ある行動をとることができる。

○看護実践に関する幅広い知識と確かな技術を獲得することができる。

○科学的・論理的思考および旺盛な探究心と創造力を獲得することができる。

○ひとのLifeの質の向上をめざし、看護を実践(ケアリング)するために必要な能力を獲得することができる。

- ・ 対象の状況(空間・時間)と共に存在すること(Being)ができる。
- ・ 影響しあう自らと対象、およびそれらを取り巻く環境の中で「気づき」を得ることができる。
- ・ 主体的・自律的に、知とスキルを駆使し、思考、思い、感性をはたらかせて、対象を包括的に理解し、実践へと展開することができる。
- ・ ケアリングの視点から、これらの体験を意味づけ(経験化)し、よりよいケアを創造することができる。

○保健医療福祉の領域において、看護職種間および多職種間で協働することの意義を理解し、看護の独自性・専門性を探究することができる。

○地域・国際社会における多彩なWell-beingと健康のあり様に関心を持ち、多様な価値観・文化を尊重し、看護専門職者の役割ならびに独自性・専門性を探究することができる。

○ひととして、看護専門職者として生涯成長するためのリフレクション能力を獲得することができる。

本教育課程の実施にあたっては、学生の経験と自己決定性を重んじ、経験に基づくリフレクション(reflection)を促す教育、科学的・論理的思考に基づいた看護実践に必要な批判的思考力を培う教育を実践する。そして、学生が創造的探究心をもって主体的かつ能動的に学び、人々との相互作用の中で看護専門職者として成長できる教育を目指す。

(2) 検査技術科学専攻

近年の医学を含む生命科学の革新は、その基礎的・応用的な分野における高度技術に支えられてきた。医学及び医療の分野においては、優れた臨床検査技術の開発・応用が、その発展に大きく寄与してきたことも事実である。病気の早期発見、診断および治療や健康状態の把握に必要な臨床検査は、今やまさ

に医療の中核的役割を担う1つの分野として位置付けられ、チーム医療においても中心的な立場に立つ。臨床検査技術がこのような役割を広げ、人間福祉の向上に寄与するための重要な責務を負うようになった現在、その人材養成においても、より高度な基礎・専門知識及び技術と研究開発能力を持たせる教育が必要である。

検査技術科学専攻が目指す教育の目標は、次のとおりである。

- 高度の専門的知識と検査技術を習得する
- 高度化・多様化する医療技術分野に柔軟に対応できる
- 生体情報を科学的に解釈し、それを診療へ最大限に提供できる
- 医療人としての自覚と倫理観を持ち、調和がとれる
- 臨床検査学・医学に関する研究的視点をもつ
- 国際学術交流に貢献できる

(3) 理学療法学専攻

超高齢社会及び疾病構造の変化、さらに障害者に対する環境等の社会状況の変化に伴って、リハビリテーションの担う役割は大きくなってきている。理学療法はリハビリテーションの中で特に医学的リハビリテーションの中核を担うもので、心身の機能障害の回復、生活能力の向上、さらに社会参加への促進等に携わる。このために医学や障害学を基本として関連分野の幅広い知識と技術の提供が要求される。また、リハビリテーションはチーム医療であり、他のすべての医療分野と直結しているため、医師及び看護師などの他のチーム・スタッフとの密接な連携と相互の協調が必要となる。さらに、理学療法の機器及び技術の開発・進歩は目覚ましいものがあり、早急に対応できる人材が求められている。一方では、理学療法を科学として捉え、理学療法の科学的根拠を構築し、新しい理学療法の開発に務めることが理学療法学を発展させるために重要である。

このように医療における重要な役割と高度な技術への対応が要請される理学療法学の分野であるが、高等教育による人材の養成機関は少なく、医学及び医療の変化に必ずしも対応できるとは言いがたい。

理学療法学専攻では、理学療法学の知識と治療技術を学び、科学的視点から思考する能力を養いながら、将来、科学的根拠に基づいた効果的な理学療法を実践し、創造できる専門家の育成を使命とする。

(学部卒業時の到達目標)

- 標準的な理学療法の理論と技術を修得し、実践できる
- 対象者や他専門職と相互に信頼し、良好な人間関係を築き上げることができる
- 科学的視点から思考し、臨床に即した研究の志を持つことができる
- 対象者を生活機能から見る視点を修得することができる

(理学療法学専攻カリキュラムの理念、設計基準)

1. 幅広い領域にわたる医学と理学療法関連科学の基礎を学び、標準的な理学療法学の理論と技術を修得する
2. 最新の理学療法領域関連やリハビリテーションに関する情報を学び、それらに関わる歴史的経緯や科学的検証・根拠を理解する
3. 理学療法学および関連領域に対する向学心と探究心を養い、大学院での深い学びを望むことができる

(4) 作業療法学専攻

我が国の保健医療福祉の動向は、少子高齢化、疾病構造の変化などの社会的変遷にあわせて、ノーマライゼーションすなわち人権の尊重と自立支援という方向を目指している。作業療法士は、これらの分野において活躍が大いに期待される職種であり、そのおもな役割は医学の知識を十分に有したうえで、

対象者のもつ作業特性を理解し、環境や個人因子に配慮した治療技術と支援を提供することである。

作業療法に要請されることは、対象者の病期に応じた機能障害の回復、生活手段の（再）獲得、社会復帰への支援などの作業療法技術である。さらには対象者を中心とした、関連職種との優れた調整能力も必要とされる。

作業療法の専門領域は、身体障害、発達障害、精神障害、老年期障害など広く、働く場所も医療機関（病院）、保健（保健所等）、福祉施設、地域（学校、デイサービス等）、行政、企業と領域が拡大している。さらに、大学院教育の拡充とともに研究機関もその対象となる。

このような時代の要請に伴って、本作業療法学専攻は、既存の作業療法学を学び、科学的視点で思考する能力を養い、将来的に、科学的根拠に基づいた効果的な作業療法を実践・研究できる専門家の育成を使命とする。

（学部卒業時の到達目標）

- 標準的な作業療法の理論と技術を修得し、実践できる。
- 対象者を生活機能の視点でとらえることができる。
- 対象者および他専門職種と信頼関係を構築でき、良好な支援チームが形成できる。
- 科学的視点での思考と臨床に即した研究の視点をもつことができる。

（作業療法学専攻の教育指針）

- 作業療法士の育成：標準的な作業療法学はもとより、各分野における高度の専門的知識と技術を有した人材を育成する。
- 優れたコーディネーターの育成：各分野における調整能力を有した人材を育成する。
- 指導者の養成：優れた学生を育成することのできる指導者・教育者を養成する。
- 研究者の養成：基礎および臨床分野などのあらゆる分野において、世界に通用する学際的な研究ができる研究者を養成する。

4 沿革

- 昭和56年10月 国立学校設置法の一部を改正する法律（昭和56年法律第23号）により、神戸大学に神戸大学医療技術短期大学部併設・国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令（昭和56年文部省令第31号）により、看護学科（入学定員80人）、理学療法学科（入学定員20人）、作業療法学科（入学定員20人）設置
- 昭和57年 4月 看護学科を保健婦助産婦看護婦法第21条第1号に規定する学校として指定（昭和56年文部省告示第49号）理学療法学科を理学療法士及び作業療法士法第11条第1号に規定する学校として指定（昭和56年文部省告示第51号）作業療法学科を理学療法士及び作業療法士法第12条第1号に規定する学校として指定（昭和56年文部省告示第52号）看護学科、理学療法学科及び作業療法学科の第1回入学式を举行
- 8月 校舎（北棟・講義棟）竣工
- 昭和58年 4月 国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令（昭和58年文部省令第9号）により、衛生技術学科（入学定員40人）設置
- 衛生技術学科を臨床検査技師、衛生検査技師に関する法律第51条第1号に規定する学校として指定（昭和58年文部省告示第50号）
- 衛生技術学科の第1回入学式を举行
- 昭和59年 3月 校舎（南棟）・福利厚生施設、体育館、課外活動共用施設及び図書館竣工
- 11月 屋外リハビリテーション訓練施設竣工
- 昭和60年 3月 看護学科、理学療法学科及び作業療法学科の第1回卒業証書授与式を举行

昭和61年	3月	衛生技術学科の第1回卒業証書授与式を挙
平成元年	5月	国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令の規定により主事の名称を部長に改称
平成6年	5月	国立学校設置法施行規則の一部を改正する法律(平成6年法律第32号)により、神戸大学医療技術短期大学部を廃止する。(施行期日平成9年4月1日)
	10月	文部省令第41号国立大学の学科及び課程並びに講座及び学科目に関する省令の一部を改正する省令が公布され、神戸大学医学部保健学科に看護学専攻(入学定員80人)、検査技術科学専攻(入学定員40人)、理学療法学専攻(入学定員20人)作業療法学専攻(入学定員20人)を設置
	11月	検査技術科学専攻の科目が臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令第12条第3号の規定に基づく生理学的検査及び採血に関する科目に指定される。
平成7年	4月	看護学専攻を保健婦助産婦看護婦法第19条第1号、第20条第1号及び第21条第1号に規定する学校として指定(平成7年文部省告示第55、56及び57号) 理学療法学専攻を理学療法士及び作業療法士法第11条第1号に規定する学校として指定(平成7年文部省告示第59号)作業療法学専攻を理学療法士及び作業療法士法第12条第1号に規定する学校として指定(平成7年文部省告示第60号) 第1回入学式を挙
平成10年	7月	校舎(E棟・F棟)竣工
平成11年	4月	大学院医学系研究科保健学専攻(修士課程)設置
平成13年	4月	”(博士課程)設置[博士課程前期課程(修士課程)、博士課程後期課程(博士課程)となる]
平成16年	4月	国立大学法人法の施行に伴い、設置者が「国」から「国立大学法人神戸大学」となる
平成20年	4月	大学院保健学研究科保健学専攻設置[博士課程前期課程(修士課程)、博士課程後期課程(博士課程)からなる]
平成28年	4月	大学院保健学研究科保健学専攻博士課程前期課程に保健師コース及び助産師コースを設置。
令和8年	4月	大学院医学研究科と大学院保健学研究科を統合、大学院医学系研究科設置[博士課程、博士課程前期課程(修士課程)、博士課程後期課程(博士課程)からなる]

II 教学規則等

1 神戸大学教学規則

(平成 16 年 4 月 1 日制定)
最終改正 令和 8 年 3 月 31 日

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条－第 9 条)
 - 第 2 章 学部
 - 第 1 節 入学(第 10 条－第 21 条)
 - 第 2 節 修業年限, 教育課程, 課程の履修等(第 22 条－第 39 条)
 - 第 3 節 留学及び休学(第 40 条－第 44 条)
 - 第 4 節 退学及び除籍(第 45 条－第 47 条)
 - 第 5 節 卒業要件及び学士の学位(第 48 条・第 49 条)
 - 第 6 節 授業料(第 50 条－第 54 条)
 - 第 7 節 賞罰(第 55 条・第 55 条の 2)
 - 第 3 章 大学院
 - 第 1 節 入学(第 56 条－第 62 条)
 - 第 2 節 修業年限, 教育方法, 修了要件等(第 63 条－第 71 条)
 - 第 3 節 準用規定(第 72 条－第 77 条)
 - 第 4 章 学位プログラム(第 77 条の 2)
 - 第 5 章 特別聴講学生, 特別研究学生, 科目等履修生, 聴講生, 研究生, 専攻生及び外国人特別学生
(第 78 条－第 83 条)
 - 第 6 章 特別の課程(第 83 条の 2)
 - 第 7 章 授業料, 入学科及び検定料の額(第 84 条・第 84 条の 2)
 - 第 8 章 教育職員免許状(第 85 条)
- 附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は, 国立大学法人神戸大学学則(平成 16 年 4 月 1 日制定。以下「学則」という。)第 29 条の規定に基づき, 学生の修学に関し必要な事項を定めるものとする。

(教育憲章)

第 2 条 本学の教育は, 神戸大学教育憲章(平成 14 年 5 月 16 日制定)に則り, 行うものとする。

(学部)

第 3 条 本学の学部に置く学科は, 次のとおりとする。

文学部 人文学科

国際人間科学部 グローバル文化学科, 発達コミュニティ学科, 環境共生学科, 子ども教育学科

法学部 法律学科

経済学部 経済学科

経営学部 経営学科

理学部 数学科, 物理学科, 化学科, 生物学科, 惑星学科

医学部 医学科, 医療創成工学科, 保健学科

工学部 建築学科, 市民工学科, 電気電子工学科, 機械工学科, 応用化学科, システム情報学部
システム情報学科

農学部 食料環境システム学科, 資源生命科学科, 生命機能科学科

海洋政策科学部 海洋政策科学科

(大学院)

第4条 本学の大学院研究科に置く専攻及びその課程は、次の表に掲げるとおりとする。

研究科名	専攻名	課程の別
人文学研究科	文化構造専攻, 社会動態専攻	博士課程
国際文化学研究科	文化関連専攻, グローバル文化専攻	博士課程
人間発達環境学研究科	人間発達専攻, 人間環境学専攻	博士課程
法学研究科	法学政治学専攻	博士課程
	実務法律専攻	専門職学位課程
経済学研究科	経済学専攻	博士課程
経営学研究科	経営学専攻	博士課程
	現代経営学専攻	専門職学位課程
理学研究科	数学専攻, 物理学専攻, 化学専攻, 生物学専攻, 惑星学専攻	博士課程
医学系研究科	医科学専攻	博士課程
	先進生命医科学系専攻	博士課程
	医療創成工学専攻	博士課程
	健康科学専攻	博士課程
	未来社会医学専攻	博士課程
工学研究科	建築学専攻, 市民工学専攻, 電気電子工学専攻, 機械工学専攻, 応用化学専攻	博士課程
システム情報学研究科	システム情報学専攻	博士課程
農学研究科	食料共生システム学専攻, 資源生命科学専攻, 生命機能科学専攻	博士課程
海事科学研究科	海事科学専攻	博士課程
国際協力研究科	国際開発政策専攻, 国際協力政策専攻, 地域協力政策専攻	博士課程
科学技術イノベーション研究科	科学技術イノベーション専攻	博士課程

- 2 人文学研究科, 国際文化学研究科, 人間発達環境学研究科, 法学研究科, 経済学研究科, 経営学研究科, 理学研究科, 医学系研究科(医科学専攻を除く。), 工学研究科, システム情報学研究科, 農学研究科, 海事科学研究科, 国際協力研究科及び科学技術イノベーション研究科の博士課程は、これを前期2年の課程(以下「前期課程」という。)及び後期3年の課程(以下「後期課程」という。)に区分し、前期課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。
- 3 法学研究科実務法律専攻及び経営学研究科現代経営学専攻の専門職学位課程は、学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)第99条第2項に規定する専門職大学院の課程とし、法学研究科の専門職学位課程は、専門職大学院設置基準(平成15年文部科学省令第16号)第18条第1項に規定する法科大学院とする。

(乗船実習科)

第5条 本学に置く乗船実習科に関することは、神戸大学乗船実習科規則(平成16年4月1日制定)で定める。

(収容定員)

第6条 本学の収容定員は、別表のとおりとする。

(学年)

第7条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学期・クォーター)

第8条 学年を分けて、次の2期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項に定める各学期に二つの期間(以下「クォーター」という。)を置くことができる。

3 各クォーターの始期及び終期については、別に定める。

(休業日)

第9条 定期の休業日は、次のとおりとする。

日曜日及び土曜日

国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

夏季休業 8月8日から9月30日まで

冬季休業 12月25日から翌年1月7日まで

2 臨時の休業日は、学長が定める。

3 教育上必要と認めるときは、第1項の規定にかかわらず、夏季及び冬季休業の期間は、各学部及び各研究科において学長の承認を得て変更することができる。

4 教育上必要と認めるときは、第1項から前項までの規定にかかわらず、休業日において授業等を行うことができる。

第2章 学部

第1節 入学

(入学許可)

第10条 学長は、次の各号のいずれかに該当し、入学試験に合格した者で、第17条に規定する入学手続を完了した者(第18条の規定により入学料の免除を申請している者及び第19条の規定により入学料の徴収猶予を申請している者を含む。)に対し、入学を許可する。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程により、前号に相当する学校教育を修了した者

(3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(6) 文部科学大臣の指定した者(昭和23年文部省告示第47号)

- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成 17 年文部科学省令第 1 号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第 2 条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和 26 年文部省令第 13 号。以下「旧規程」という。))による大学入学資格検定(以下「旧検定」という。)に合格した者を含む。)
- (8) 法第 90 条第 2 項の規定により大学に入学した者であって、高等学校卒業程度認定審査規則(令和 4 年文部科学省令第 18 号)による高等学校卒業程度認定審査に合格したもの
- (9) 法第 90 条第 2 項の規定により大学に入学した者であって、本学において、大学における教育を受けさせるにふさわしい学力があると認めたもの
- (10) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18 歳に達したもの
(早期入学)

第 11 条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であって、本学の定める分野において特に優れた資質を有すると認めるものを、教授会の議を経て、入学させることができる。

- (1) 高等学校に 2 年以上在学した者
- (2) 中等教育学校の後期課程、高等専門学校又は特別支援学校の高等部に 2 年以上在学した者
- (3) 外国において、学校教育における 9 年の課程に引き続く学校教育の課程に 2 年以上在学した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設(高等学校の課程に相当する課程を有する者として指定したものを含む。)の当該課程に 2 年以上在学した者
- (5) 学校教育法施行規則(昭和 22 年文部省令第 11 号。以下「施行規則」という。)第 150 条第 3 号の規定により文部科学大臣が別に指定する専修学校の高等課程に同号に規定する文部科学大臣が定める日以後において 2 年以上在学した者
- (6) 文部科学大臣が指定した者(平成 13 年文部科学省告示第 167 号)
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則第 4 条に定める試験科目の全部(試験の免除を受けた試験科目を除く。)について合格点を得た者(旧規程第 4 条に規定する受検科目の全部(旧検定の一部免除を受けた者については、その免除を受けた科目を除く。))について合格点を得た者を含む。)で、17 歳に達したもの

2 前項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

(入学期)

第 12 条 入学の時期は、学年の初めとする。ただし、学年の途中においても、学期の区分に従い、学生を入学させることができる。

(編入学)

第 13 条 次の各号のいずれかに該当する者で、本学に編入学を志望する者があるときは、第 10 条の規定にかかわらず、学期の初めにおいて、教授会の議を経て、入学を許可することがある。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 法第 104 条第 7 項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 施行規則附則第 7 条に定める従前の規定による学校の課程を修了し、又は卒業した者

- 2 前項に規定する者のほか、次の各号のいずれかに該当する者で法学部、経済学部、経営学部又は工学部電気電子工学科に編入学を志望する者があるときは、教授会の議を経て、入学を許可することができる。
- (1) 大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者
 - (2) 短期大学を卒業した者
 - (3) 高等専門学校を卒業した者
 - (4) 外国において、前3号と同程度の課程を修了した者
- 3 第1項に規定する者のほか、次の各号のいずれかに該当する者で国際人間科学部、理学部、医学部医療創成工学科、農学部又は海洋政策科学部に編入学を志望する者があるときは、教授会の議を経て、入学を許可することができる。
- (1) 大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者
 - (2) 短期大学を卒業した者
 - (3) 高等専門学校を卒業した者
 - (4) 外国において、前3号と同程度の課程を修了した者
 - (5) 専修学校の専門課程(修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者(第10条各号のいずれかに該当する者に限る。)
 - (6) 高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)の専攻科の課程(修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者(第10条各号のいずれかに該当する者に限る。)
- 4 第1項に規定する者のほか、次の各号のいずれかに該当する者で工学部建築学科、市民工学科、機械工学科又は応用化学科に編入学を志望する者があるときは、教授会の議を経て、入学を許可することができる。
- (1) 高等専門学校を卒業した者
 - (2) 外国において、前号と同程度の課程を修了した者
- 第13条の2 高等専門学校を卒業した者で、システム情報学部編入学を志望する者があるときは、第10条の規定にかかわらず、学期の初めにおいて、教授会の議を経て、入学を許可することができる。
- (転入学)
- 第14条 他の大学に現に在学する者で、本学に転入学を志望する者があるときは、第10条の規定にかかわらず、学期の初めにおいて、教授会の議を経て、入学を許可することができる。
- (再入学)
- 第15条 本学を第45条の規定により中途退学した者又は除籍された者で、再び同一の学部編入学を志望する者があるときは、第10条の規定にかかわらず、学期の初めにおいて、教授会の議を経て、入学を許可することができる。
- (入学志願)
- 第16条 入学を志願する者は、所定の日までに、検定料を納付したうえ、入学願書、検定料払込証明書及び別に指定する書類を提出しなければならない。
- 2 既納の検定料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該額に相当する額を還付するものとする。

- (1) 学部の入学試験において出願書類等により第一段階目の選抜を行い、その合格者に限り学力検査その他により第二段階目の選抜を行う場合において、第一段階目の選抜で不合格となった者が第二段階目の選抜に係る額の返還を申し出たとき。
- (2) 学部の入学試験において入学の出願を受理した後に本学が大学入学共通テストにおいて受験することを課した教科・科目を受験していないことにより、出願の資格がないことが判明した者が第二段階目の選抜に係る額の返還を申し出たとき。
- (3) 検定料を納付した者が、所定の日までに入学願書を提出しなかった場合において、返還を申し出たとき。
- (4) 検定料を納付し、入学願書を提出した者が、受験を認められなかった場合において、返還を申し出たとき。

(入学者選抜)

第 16 条の 2 入学者の選抜は、学則第 27 条の 2 第 3 号の規定により定める方針に基づき、公正かつ適切な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。

(入学手続)

第 17 条 入学試験に合格した者は、所定の期日までに、入学料を添えて入学手続を行わなければならない。

- 2 既納の入学料は、還付しない。

(入学料の免除)

第 18 条 入学料の納付が困難な者に対しては、本人の申請により入学料の全部又は一部を免除することがある。

- 2 入学料の免除の取扱いについては、別に定める。

(入学料の徴収猶予等)

第 19 条 入学料の納付期限までに納付が困難な者に対しては、本人の申請により入学料の徴収を猶予することがある。

- 2 前条第 1 項の入学料の免除又は前項の入学料の徴収猶予を申請した者に係る入学料は、免除又は徴収猶予を許可し、又は不許可とするまでの間は、徴収を猶予する。
- 3 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は一部免除の許可をされた者(次項により徴収猶予の申請をした者を除く。)は、免除若しくは徴収猶予の不許可又は一部免除の許可を告知した日から起算して 14 日以内に納付すべき入学料を納付しなければならない。
- 4 入学料の免除を不許可とされた者又は一部免除の許可をされた者が、第 1 項に規定する徴収猶予を受けようとする場合は、免除の不許可又は一部免除の許可を告知した日から起算して 14 日以内に徴収猶予の申請を行わなければならない。
- 5 大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第 8 号。以下「修学支援法」という。)第 12 条第 1 項の規定により入学料減免の認定を取り消された者は、取消しを告知した日から起算して 14 日以内に納付すべき入学料を納付しなければならない。
- 6 入学料の徴収猶予の取扱いについては、別に定める。

(死亡等による入学料の免除)

第 20 条 前条第 1 項又は前条第 2 項の規定により入学料の徴収を猶予されている者が、その期間内において死亡したことにより除籍された場合は、未納の入学料の全部を免除する。

- 2 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は一部免除を許可された者が、前条第3項に規定する入学料の納付期間内において死亡したことにより除籍された場合又は第47条第1項第1号の規定により除籍された場合は、その者に係る未納の入学料の全部を免除する。
- 3 修学支援法第12条第1項の規定により入学料減免の認定を取り消された者が、前条第5項に規定する入学料の納付期間内において死亡したことにより除籍された場合又は第47条第2項の規定により除籍された場合は、その者に係る未納の入学料の全部を免除する。

(宣誓)

第21条 入学者は、所定の方法により宣誓を行わなければならない。

第2節 修業年限、教育課程、課程の履修等

(修業年限)

第22条 学部の修業年限は、4年とする。ただし、本学に3年以上在学した者(施行規則第149条に規定する者を含む。)が、卒業の要件として学部規則に定める単位を優秀な成績で修得したものと認められ、かつ、学生が卒業を希望する場合には卒業することができる。

- 2 前項ただし書に規定する卒業の認定の基準は、学部規則において定め、公表するものとする。
- 3 医学部医学科については、第1項の規定にかかわらず、その修業年限は6年とする。
- 4 学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、教授会の議を経て、その計画的な履修を認めることができる。
- 5 前項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

(修業年限の通算)

第23条 大学の学生以外の者のうち科目等履修生又は第83条の2に規定する特別の課程の履修生(以下「特別の課程履修生」という。)として本学において一定の単位を修得した者が本学に入学する場合には、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、教授会の議を経て、修得した単位数その他の事項を勘案して前条の修業年限の2分の1を超えない期間を修業年限に通算することができる。

(在学年限)

第24条 学生は、修業年限の2倍を超えて在学することはできない。

- 2 第22条第4項の規定により履修を認められた学生(以下「長期履修学生」という。)の在学年限については、関係の学部規則で定める。

(教育課程)

第25条 学部は、学則第27条の2第1号及び第2号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を次条第1項に定める区分に従って開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

(授業科目の区分)

第26条 授業科目の区分は、次のとおりとする。

教養科目

専門科目(専門基礎科目及び共通専門基礎科目を含む。)

関連科目

資格免許のための科目

その他必要と認める科目

2 前項に規定するもののほか、外国人留学生のための授業科目として、日本語及び日本事情に関する科目を置くことができる。

(授業の方法)

第27条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項に規定する授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第1項に規定する授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

4 第1項に規定する授業の一部は、文部科学大臣が別に定めるところにより、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

5 前4項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

(履修方法及び試験)

第28条 第26条第1項の区分に従って開設される授業科目及びその履修方法並びに試験に関することは、各学部規則、神戸大学全学共通授業科目履修規則(平成16年4月1日制定。以下「履修規則」という。)で定める。

2 第26条第2項の規定により開設される授業科目(以下「日本語等授業科目」という。)及びその履修方法並びに試験に関することは、各学部規則及び神戸大学日本語等授業科目履修規則(平成16年4月1日制定)で定める。

(履修科目の登録の上限)

第29条 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間に履修科目として登録することができる単位数の上限は各学部規則において定めるものとする。

2 各学部規則の定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(成績評価基準)

第30条 各学部は、各授業における学修目標や目標達成のための授業の方法及び計画を明示するとともに、学生の授業への取組状況等を考慮した多面的な成績評価基準を定め、公表するものとする。

(単位の授与)

第31条 一の授業科目を履修した者に対しては、試験その他の適切な方法により学修の成果を評価して、単位を与える。

(単位の基準)

第32条 各授業科目の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、第27条第1項に規定する授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね15時間から45時間までの範囲で各学部規則で定める時間の授業をもって1単位として単位数を計算するものとする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、当該学部規則で定める時間の授業をもって1単位とすることができる。

- 2 全学共通授業科目(履修規則で定める全学に共通する授業科目をいう。)については、次の基準により単位数を計算するものとする。
 - (1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 演習、実験、実習及び実技については、30時間の授業をもって1単位とする。
 - (3) 一の授業について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して別に定める時間の授業をもって1単位とする。
- 3 日本語等授業科目については、30時間の授業をもって1単位とする。
- 4 第1項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適当と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を各学部規則で定めることができる。
(他学部の授業科目の履修)

第33条 学生は、他の学部の授業科目を履修することができる。この場合は、所属学部長を経て、当該学部長の許可を受けなければならない。

(大学院授業科目の履修)

第33条の2 教育上有益と認めるときは、学生に本学の大学院(博士課程後期課程及び医学系研究科医学科学専攻の博士課程を除く。)の授業科目を履修させることがある。

- 2 前項の履修は、大学院の科目等履修生として行うものとする。
- 3 前2項に関して必要な事項は、神戸大学における大学院授業科目の先行履修に関する規程(令和5年9月26日制定)で定める。
(他の大学又は短期大学における授業科目の履修)

第34条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。)との協定に基づき、学生に当該大学又は短期大学の授業科目を履修させることがある。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情があるときは、教授会の議を経て、協定に基づかずに学生に外国の大学又は短期大学の授業科目を履修させることがある。
- 3 前2項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、60単位を超えない範囲で本学において修得したものとみなすことがある。
- 4 前3項の規定は、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修させる場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修させる場合について準用する。
- 5 前4項に関して必要な事項は、協定に定めるもののほか、関係の学部規則で定める。
(休学期間中に外国の大学又は短期大学において履修した授業科目の単位の取扱い)

第34条の2 教育上有益と認めるときは、学生が休学期間中に本学と協定を締結している外国の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学において修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情があるときは、教授会の議を経て、学生が休学期間中に協定に基づかずに外国の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学において修得したものとみなすことができる。

3 前2項により修得したものとみなすことができる単位数は、前条第3項及び第4項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

4 前3項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

(大学以外の教育施設等における学修)

第35条 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、第34条第3項及び第4項並びに前条第1項及び第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

3 前2項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

(入学前の既修得単位等の認定)

第36条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。)において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生又は特別の課程履修生として修得した単位を含む。以下「既修得単位」という。)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学及び再入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第34条第3項及び第4項、第34条の2第1項及び第2項並びに前条第1項により本学において修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

4 前3項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

(編入学、転入学、再入学者の修業年数等)

第37条 第13条から第15条までの規定により入学する者の修業すべき年数、履修すべき科目及びその単位については、教授会の議を経て、これを定める。

(転学部)

第38条 学長は、学生で所属学部長の承認を得て転学部を希望する者があるときは、志望学部の教授会の議を経て、許可することがある。

(転学科)

第39条 学長は、学生で転学科を希望する者があるときは、教授会の議を経て、許可することがある。

第3節 留学及び休学

(留学)

第40条 第34条第1項又は第2項の規定に基づき、外国の大学又は短期大学に留学しようとする者は、所属学部長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けて留学した期間は、第22条の修業年限に算入するものとする。

(休学の許可)

第41条 学生が、疾病その他の理由により、3か月以上修学を休止しようとするときは、所属学部長の許可を得て休学することができる。

2 前項の休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由があると認めるときは、学部長は、更に1年を超えない範囲内において休学期間の延長を認めることができる。当該延長に係る期間が満了した場合において、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

第41条の2 前条の規定にかかわらず、医学部医学科の学生であって、第60条第1項の規定により医学系研究科医科学専攻の博士課程に早期入学するときは、医学部長の許可を得て、休学することができる。

2 前項の休学期間は、4年以内とする。ただし、特別の理由があると認めるときは、医学部長は、更に1年を超えない範囲内において休学期間の延長を認めることができる。当該延長に係る期間が満了した場合において、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

(休学の解除)

第42条 前条の休学期間中にその理由が消滅したときは、所属学部長の許可を得て、復学することができる。

(休学の命令)

第43条 学生で、疾病により3か月以上修学を休止させることが適当と認められる者があるときは、学部長の申請により、学長が休学を命ずる。

(休学期間の取扱い)

第44条 休学の期間は、通算して3年を超えることはできない。ただし、第41条の2に規定する学生の休学期間の通算については、8年を限度として、医学部において別に定める。

2 休学期間は、在学年数に算入しない。

第4節 退学及び除籍

(退学)

第45条 学生が、退学しようとするときは、その理由を具し、所属学部長に願い出て許可を受けなければならない。

(疾病等による除籍)

第46条 学生が、疾病その他の理由により、成業の見込みがないと認められるときは、学部長の申請により、学長がこれを除籍する。

(入学金等未納による除籍)

第47条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、学部長がこれを除籍する。

(1) 第18条又は第19条の規定により入学金の免除又は徴収猶予を申請した者で、免除若しくは徴収猶予が不許可になったもの又は一部免除若しくは徴収猶予が許可になったものが、その者に係る納付すべき入学金を納付期限内に納付しないとき。

(2) 授業料の納付を怠り、督促を受けても、納付期限の属する学期の末日までに納付しないとき。

2 修学支援法第12条第1項の規定により入学金又は授業料の減免の認定を取り消された者が、その者に係る納付すべき入学金又は授業料を納付期限内に納付しないときは、当該認定に係る年度末をもって学部長がこれを除籍するものとする。

第5節 卒業要件及び学士の学位

(卒業要件)

第48条 卒業の要件は、第22条に定める期間在学し、124単位(医学部医学科にあつては、188単位。以下同じ。)以上を各学部規則の定めるところにより修得することとする。

- 2 前項の規定により卒業の要件として修得すべき124単位のうち、第27条第2項の授業の方法により修得する単位数は60単位を超えないものとする。ただし、124単位を超える単位数を卒業の要件としている場合においては、同条第1項に規定する授業により64単位(医学部医学科にあつては、128単位)以上を修得しているときは、60単位を超えることができることとする。

(学士の学位授与)

第49条 前条の規定により、学部所定の課程を修めて本学を卒業した者に対しては、学士の学位を授与する。

第6節 授業料

(授業料の納期)

第50条 授業料は、次の2期に分け、年額の2分の1に相当する額をそれぞれその納付期間中に納付しなければならない。

期別	納付期間
前期(4月から9月まで)	4月1日から4月30日まで
後期(10月から3月まで)	10月1日から10月31日まで

- 2 前項の規定にかかわらず、前期に係る授業料を納付するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて納付することができる。
- 3 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、第1項の規定にかかわらず、入学を許可されるときに納付することができる。
- 4 第1項の納付期間を経過した後において入学した者のその期の授業料は、入学の日の属する月に納付しなければならない。
- 5 学年の中途において卒業する者の授業料は、その卒業の月までの分を、月割をもって在学する期の納付期間内に納付しなければならない。
- 6 修学支援法第12条第1項の規定により授業料減免の認定を取り消された者の授業料は、取消しを告知した日から起算して14日以内に納付しなければならない。
- 7 既納の授業料は、還付しない。ただし、第2項又は第3項の規定により授業料を納付した者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、納付した者の申出により当該各号に定める授業料相当額を還付するものとする。
- (1) 第2項の規定により授業料を納付した者が、後期に係る授業料の納付期間前に休学又は第45条の規定により退学した場合 後期分の授業料に相当する額
 - (2) 第3項の規定により授業料を納付した者が、入学年度の前年度の末日までに入学を辞退した場合 入学年度の前期分又は前期分及び後期分の授業料に相当する額
 - (3) 第3項の規定により授業料を納付した者が、入学年度の前年度の末日までに入学年度の初日からの休学を申し出、第41条第1項の規定により休学を許可された場合 入学年度の前期分又は前期分及び後期分の授業料に相当する額

(授業料の免除)

第51条 経済的理由により授業料を納付することが困難であり、かつ、学業が優秀である者その他特別な事情がある者に対しては、本人の申請により授業料の全部又は一部を免除することがある。

- 2 前項に規定する授業料の免除の取扱いについては、別に定める。

(授業料の徴収猶予及び月割分納)

第 52 条 経済的理由により授業料の納付期限までに授業料を納付することが困難であり、かつ、学業が優秀である者その他特別な事情がある者に対しては、本人の申請により授業料の徴収猶予又は月割分納を許可することがある。

2 前項に規定する授業料の徴収猶予及び月割分納の取扱いについては、別に定める。

(休学者の授業料)

第 53 条 学生が授業料の納付期限までに休学を許可された場合又は授業料の徴収猶予を受けていた者が休学を許可された場合は、月割計算により休学当月の翌月(休学を開始する日が月の初日に当たる場合は、その月)から復学当月の前月までの授業料を免除する。

2 休学中の者が復学した場合は、復学当月以後のその期の授業料を月割をもって復学の際に納付しなければならない。

(退学者等の授業料)

第 54 条 第 50 条に定める期中中途において、第 45 条の規定により退学し、第 55 条の 2 第 1 項の規定により停学若しくは懲戒退学を命ぜられ、又は除籍された者は、その期の授業料を納付しなければならない。ただし、死亡し、若しくは行方不明となったことにより除籍された場合又は第 47 条の規定により除籍された場合は、その者に係る未納の授業料の全額を免除することがある。

2 授業料の徴収猶予又は月割分納を許可されている者が退学を許可された場合は、月割計算により退学の翌月以後に納付すべき授業料の全額を免除することがある。

第 7 節 賞罰

(表彰)

第 55 条 学生として表彰に値する行為があったときは、所属学部長等の推薦により、学長は、これを表彰することがある。

2 前項に関し必要な事項は、神戸大学学生表彰規程(平成 17 年 2 月 17 日制定)で定める。

(懲戒)

第 55 条の 2 本学の規定に違背し、学生の本分を守らない者がいるときは、所定の手続により学長が懲戒する。

2 懲戒は、訓告、停学及び懲戒退学とする。

3 停学 3 か月以上にわたるときは、その期間は、第 22 条の修業年限に算入しない。

4 前 3 項に関し必要な事項は、神戸大学学生懲戒規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)で定める。

第 3 章 大学院

第 1 節 入学

(修士課程、前期課程及び専門職学位課程の入学資格)

第 56 条 修士課程、前期課程及び専門職学位課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 大学を卒業した者

(2) 法第 104 条第 7 項の規定により学士の学位を授与された者

(3) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者

- (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が3年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者(昭和28年文部省告示第5号)
- (9) 法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本学において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (10) 本学において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達したもの
(修士課程、前期課程及び専門職学位課程への早期入学)

第57条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であって、本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、教授会の議を経て、入学させることができる。

- (1) 大学に3年以上在学した者
- (2) 外国において学校教育における15年の課程を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者
- (4) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

2 前項に関して必要な事項は、関係の研究科規則で定める。

(後期課程の入学資格)

第58条 後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位(法第104条第3項の規定に基づき学位規則(昭和28年文部省令第9号)第5条の2に規定する専門職学位をいう。以下同じ。)を有する者
- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和51年法律第72号)第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された

国際連合大学（次号及び第 74 条において「国際連合大学」という。）の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者

- (6) 外国の学校、第 4 号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準(昭和 49 年文部省令第 28 号)第 16 条の 2 に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (7) 文部科学大臣の指定した者(平成元年文部省告示第 118 号)
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24 歳に達したもの
(医学系研究科医科学専攻の博士課程の入学資格)

第 59 条 医学系研究科医科学専攻の博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学の医学、歯学、薬学（修業年限が 6 年であるものに限る。以下同じ。）又は獣医学（修業年限が 6 年であるものに限る。以下同じ。）を履修する課程を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における 18 年の課程(最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 18 年の課程(最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了した者
- (4) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における 18 年の課程(最終の課程は、医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (5) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が 5 年以上である課程(医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程に限る。)を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 文部科学大臣の指定した者(昭和 30 年文部省告示第 39 号)
- (7) 法第 102 条第 2 項の規定により大学院に入学した者であって、本学において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、大学の医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、24 歳に達したもの
(医学系研究科医科学専攻の博士課程への早期入学)

第 60 条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であって、本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、教授会の議を経て、入学させることができる。

- (1) 大学(医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程に限る。)に 4 年以上在学した者
- (2) 外国において学校教育における 16 年の課程(医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。)を修了した者

(3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程(医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。)を修了した者

(4) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程(最終の課程は、医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

2 前項に関して必要な事項は、関係の研究科規則で定める。

(進学)

第61条 本学大学院の修士課程、前期課程又は専門職学位課程を修了し、引き続き後期課程又は医学系研究科医科学専攻の博士課程に進学を志望する者については、当該研究科の定めるところにより、選考の上、進学を許可する。

(入学者選抜)

第62条 大学院の入学者の選抜は、学則第27条の2第3号の規定により定める方針に基づき、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。

2 大学院の入学志願者に対する選考方法は、各研究科において別に定める。

第2節 修業年限、教育方法、修了要件等

(標準修業年限)

第63条 修士課程の標準修業年限は、2年とする。

2 前項の規定にかかわらず、修士課程においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、各研究科の定めるところにより、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができる。

3 前項に規定する修士課程を置く研究科、専攻又は学生の履修上の区分及びその標準修業年限は、次のとおりとする。

人間発達環境学研究科 人間発達専攻(1年履修コース)1年

4 人文学研究科、国際文化学研究科、人間発達環境学研究科、法学研究科、経済学研究科、経営学研究科、理学研究科、医学系研究科(医科学専攻を除く。)、工学研究科、システム情報学研究科、農学研究科、海事科学研究科、国際協力研究科及び科学技術イノベーション研究科の博士課程の標準修業年限は、前期課程2年、後期課程3年の5年とする。

5 医学系研究科医科学専攻の博士課程の標準修業年限は、4年とする。

6 経営学研究科現代経営学専攻の専門職学位課程の標準修業年限は、2年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められるときは、研究科の定めるところにより、学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができる。

7 法学研究科実務法律専攻の専門職学位課程(以下「法科大学院」という。)の標準修業年限は、3年とする。

(教育課程)

第 63 条の 2 大学院(専門職大学院を除く。)は、学則第 27 条の 2 第 1 号及び第 2 号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を自ら開設するとともに学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 専門職大学院は、学則第 27 条の 2 第 1 号及び第 2 号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を、産業界等と連携しつつ、自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。
(教育方法等)

第 64 条 大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

2 専門職大学院においては、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究、現地調査、双方向又は多方向に行われる討論又は質疑応答その他の適切な方法により授業を行うものとする。

3 研究科において教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

4 各研究科における授業科目、その単位数及び研究指導並びにそれらの履修方法については、当該研究科規則で定める。

(他大学大学院等の研究指導)

第 65 条 教育上有益と認めるときは、他大学(外国の大学を含む。)の大学院又は研究所等(外国の研究機関を含む。)との協定に基づき、学生に当該大学の大学院又は当該研究所等において必要な研究指導を受けさせることがある。ただし、修士課程及び前期課程の学生については、当該研究指導を受けさせる期間は、1 年を超えないものとする。

2 教育上有益と認めるときは、外国の大学院又は研究所等との協定に基づき、後期課程の学生に、本学と当該外国の大学院又は研究所等において、共同の研究指導を受けさせることがある。

(研究指導のための留学)

第 66 条 前条の規定に基づき、外国の大学又は研究機関に留学しようとする者は、所属研究科長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けて留学した期間は、第 63 条の標準修業年限に算入する。

(修士課程及び前期課程の修了要件)

第 67 条 修士課程及び前期課程の修了要件は、当該課程に 2 年(人間発達環境学研究科人間発達専攻(1 年履修コース)にあっては、1 年)以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該課程の目的に応じ修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、当該課程に 1 年以上在学すれば足りるものとする。

2 第 75 条において読み替えて準用する第 36 条(第 2 項を除く。)の規定により本学に入学する前に修得した単位(第 56 条又は第 57 条の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を本学において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により本学の修士課程又は前期課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して 1 年を超えない範囲で研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該課程に少なくとも 1 年以上在学するものとする。

(博士課程の修了要件)

第 68 条 博士課程(医学系研究科医科学専攻の博士課程を除く。)の修了要件は、後期課程に 3 年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に 1 年(2 年未満の在学期間をもって修士課程又は前期課程を修了した者にあつては、当該在学期間を含めて 3 年)以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、施行規則第 156 条の規定により大学院への入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者又は専門職学位課程を修了した者が、博士課程の後期 3 年の課程に入学した場合の博士課程の修了の要件は、大学院(専門職大学院を除く。以下この項において同じ。)に 3 年(専門職大学院設置基準第 18 条第 1 項の法科大学院の課程を修了した者にあつては、2 年)以上在学し、必要な研究指導を受けた上、当該大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に 1 年(標準修業年限が 1 年以上 2 年未満の専門職学位課程を修了した者にあつては、3 年から当該 1 年以上 2 年未満の期間を減じた期間)以上在学すれば足りるものとする。

3 医学系研究科医科学専攻の博士課程の修了要件は、当該課程に 4 年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に 3 年以上在学すれば足りるものとする。

4 第 75 条において読み替えて準用する第 36 条(第 2 項を除く。)の規定により医学系研究科医科学専攻の博士課程に入学する前に修得した単位(第 59 条又は第 60 条の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を本学において修得したものとみなす場合であつて、当該単位の修得により医学系研究科医科学専攻の博士課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して 1 年を超えない範囲で研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。

(専門職学位課程の修了要件)

第 69 条 専門職学位課程(法科大学院を除く。以下この条において同じ。)の修了要件は、当該課程に 2 年(2 年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限)以上在学し、所定の単位を修得することとする。

2 専門職学位課程の在学期間に関しては、第 75 条の規定により認定された入学前の既修得単位(法第 102 条第 1 項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して当該課程の標準修業年限の 2 分の 1 を超えない範囲で研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該課程に少なくとも 1 年以上在学するものとする。

3 法科大学院の修了要件は、当該課程に 3 年以上在学し、所定の単位を修得することとする。

4 法科大学院の在学期間については、第 75 条の規定により認定された入学前の既修得単位(法第 102 条第 1 項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して 1 年を超えない範囲で研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。

5 法科大学院は、法学の基礎的な学識を有すると認める者に関しては、第 3 項に規定する在学期間については、前項の規定により在学したものとみなす期間と合わせて 1 年を超えない範囲で研究科が認め

る期間在学したものと、第3項に規定する単位については、第74条、第74条の2、第74条の3及び第75条の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えない範囲で研究科が認める単位を修得したものとみなすことができる。ただし、93単位を超える単位の修得を修了要件とする場合は、その超える部分の単位数に限り、研究科が認める範囲で、30単位を超えてみなすことができる。

(学位論文及び最終試験)

- 6 認定連携法曹基礎課程(本学法科大学院以外の法科大学院のみと認定法曹養成連携協定を締結している大学の課程を含む。)を修了して法科大学院に入学した者又はこれらの者と同等の学識を有すると研究科が認める者に関する前項の規定の適用については、「30単位」とあるのは、「46単位」とする。

第70条 学位論文及び最終試験に関することは、学位規程に定めるところによる。

(修士及び博士の学位並びに専門職学位の授与)

第71条 各研究科において、所定の課程を修了した者に対しては、その課程に応じて修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与する。

- 2 前項の学位に関することは、学位規程に定めるところによる。

第3節 準用規定

(準用規定)

第72条 第12条(入学期)、第14条(転入学)、第15条(再入学)、第16条(入学志願)、第17条(入学手続)、第18条(入学料の免除)(第2項を除く。)、第19条(入学料の徴収猶予等)、第20条(死亡等による入学料の免除)、第21条(宣誓)、第22条(修業年限)(第1項、第2項及び第3項を除く。)、第24条(在学年限)、第27条(授業の方法)、第31条(単位の授与)、第32条(単位の基準)(第2項及び第3項を除く。)、第33条(他学部の授業科目の履修)、第38条(転学部)、第39条(転学科)、第45条(退学)、第46条(疾病等による除籍)、第47条(入学料等未納による除籍)、第50条から第54条まで(授業料)、第55条(表彰)及び第55条の2(懲戒)の規定は、大学院に準用する。ただし、第24条を準用する場合において、医学系研究科医科学専攻の博士課程以外の博士課程にあつては、標準修業年限を前期課程と後期課程に分ける。

(履修科目の登録の上限)

第73条 専門職大学院学生の履修科目の登録の上限に関しては、第29条第1項を準用する。この場合において、「学部規則」とあるのは「研究科規則」と読み替えるものとする。

(成績評価基準)

第73条の2 大学院(専門職大学院を除く。)の成績評価基準に関しては、第30条を準用する。この場合において、「各学部」とあるのは「各研究科」と、「授業の方法及び計画」とあるのは「授業及び研究指導の方法及び計画」と読み替えるものとする。

- 2 専門職大学院の成績評価基準に関しては、第30条を準用する。この場合において、「各学部」とあるのは「専門職大学院」と読み替えるものとする。

(他大学大学院の授業科目の履修)

第74条 大学院学生の他大学(外国の大学を含む。)の大学院の授業科目の履修に関しては、第34条を準用する。この場合において、同条第3項中「60単位」とあるのは、「15単位(法科大学院学生にあつては30単位(ただし、93単位を超える単位の修得を修了要件とする場合は、その超える部分の単位数

に限り、研究科が認める範囲で、30単位を超えてみなすことができる。))」と、同条第4項中「及び外国の」とあるのは「、外国の」と、「当該教育課程における授業科目を我が国において」とあるのは「当該教育課程における授業科目を我が国において履修させる場合及び国際連合大学の教育課程における授業科目を」と、同条第5項中「学部規則」とあるのは「研究科規則」と読み替えるものとする。

(休学期間中に外国の大学の大学院において履修した授業科目の単位の取扱い)

第74条の2 大学院学生が休学期間中に外国の大学において履修した授業科目について修得した単位に関しては、第34条の2を準用する。この場合において、同条第1項及び第2項中「外国の大学又は短期大学」とあるのは「外国の大学の大学院」と、同条第3項中「60単位」とあるのは、「15単位(法科大学院学生にあつては30単位(ただし、93単位を超える単位の修得を修了要件とする場合は、そのを超える部分の単位数に限り、研究科が認める範囲で、30単位を超えてみなすことができる。))」と、同条第4項中「学部規則」とあるのは「研究科規則」と読み替えるものとする。

(大学院が編成する特別の課程における学修)

第74条の3 第83条の2の規定により大学院が編成する特別の課程における学修については、第35条を準用する。この場合において、同条第1項中「短期大学又は高等専門学校」の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修」とあるのは「第83条の2の規定により大学院が編成する特別の課程(履修資格を有する者が、第56条の規定により大学院に入学することができる者であるものに限る。)における学修」と、同条第2項中「第34条第3項及び第4項並びに前条第1項及び第2項」とあるのは「第74条の3において読み替えて準用する第34条第3項及び第4項並びに前条第1項及び第2項」と、「60単位」とあるのは「15単位(法科大学院学生にあつては30単位(ただし、93単位を超える単位の修得を修了要件とする場合は、そのを超える部分の単位数に限り、研究科が認める範囲で、30単位を超えてみなすことができる。))」と、同条第3項中「学部規則」とあるのは「研究科規則」と読み替えるものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第75条 大学院学生の入学前の既修得単位の認定に関しては、第36条(第2項を除く。)を準用する。この場合において、同条第1項中「大学又は短期大学」とあるのは「大学院」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「第75条において読み替えて準用する第1項」と、「第34条第3項及び第4項、第34条の2第1項及び第2項並びに前条第1項により本学において修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数と合わせて60単位」とあるのは、「15単位を超えないものとし、かつ、第74条において読み替えて準用する第34条第3項及び第4項、第74条の2において読み替えて準用する第34条の2第1項及び第2項並びに第74条の3において読み替えて準用する前条第1項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて20単位(ただし、専門職大学院学生(法科大学院学生を除く。)にあつては15単位、法科大学院学生にあつては30単位(第74条、第74条の2及び第74条の3の規定により30単位を超えてみなす単位を除く。))」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「第75条において読み替えて準用する第1項及び前項」と、「学部規則」とあるのは「研究科規則」と読み替えるものとする。

第75条 大学院学生の入学前の既修得単位の認定に関しては、第36条(第2項を除く。)を準用する。この場合において、同条第1項中「大学又は短期大学」とあるのは「大学院」と、「科目等履修生又は特別の課程履修生」とあるのは「科目等履修生」と、同条第3項中「第34条第3項及び第4項、第34

条の2第1項及び第2項並びに前条第1項により本学において修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数と合わせて60単位」とあるのは、「15単位を超えないものとし、また、第74条及び第74条の2の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて20単位(ただし、専門職大学院学生(法科大学院学生を除く。))にあつては第74条及び第74条の2の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて15単位、法科大学院学生にあつては第74条及び第74条の2の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位)」と、同条第4項中「学部規則」とあるのは「研究科規則」と読み替えるものとする。

(留学)

第76条 大学院学生の外国の大学への留学に関しては、第40条を準用する。この場合において、同条第1項中「第34条第1項又は第2項」とあるのは「第74条」と、「所属学部長」とあるのは「所属研究科長」と、同条第2項中「第22条」とあるのは「第63条」と読み替えるものとする。

(休学)

第77条 大学院学生の休学に関しては、第41条第1項、第42条、第43条及び第44条第2項を準用するほか、各研究科規則で定める。

第4章 学位プログラム

(学位プログラム)

第77条の2 各学部及び各研究科において編成する教育課程のほか、明確な人材養成目的に基づき、学部又は研究科の枠を超えた組織的な指導体制で展開される体系性・一貫性ある教育を実施するため、学位の取得を目的とする学位プログラムを置くことができる。

2 学位プログラムの実施に関し必要な事項は、別に定める。

第5章 特別聴講学生、特別研究学生、科目等履修生、聴講生、研究生、専攻生及び外国人特別学生

(特別聴講学生)

第78条 他の大学、短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。)又は高等専門学校との協定に基づき、当該大学(大学院を含む。)、短期大学又は高等専門学校の学生で、本学の授業科目又は別に定める教育プログラムを履修しようとする者があるときは、特別聴講学生として許可することがある。

2 特別聴講学生については、協定に定めるもののほか、関係の学部規則、研究科規則等で定める。

(特別研究学生)

第79条 他大学(外国の大学を含む。)の大学院との協定に基づき、当該大学院の学生で、本学において研究指導を受けようとする者があるときは、特別研究学生として許可することがある。

2 特別研究学生については、協定に定めるもののほか、関係の研究科規則で定める。

(科目等履修生)

第80条 本学が開設する1又は複数の授業科目を履修しようとする者があるときは、科目等履修生として許可することがある。

2 科目等履修生に対しては、単位を与えることができる。

3 科目等履修生については、関係の学部規則及び研究科規則で定める。

(聴講生、研究生及び専攻生)

第81条 本学が開設する1又は複数の授業科目を聴講しようとする者があるときは、聴講生として許可することがある。

- 2 特定の事項について研究しようとする者があるときは、研究生として許可することがある。
- 3 本学学部卒業生で、特定の専門事項について攻究しようとする者があるときは、専攻生として許可することがある。
- 4 聴講生、研究生及び専攻生については、それぞれ関係の学部規則、研究科規則及び専攻生規則で定める。

(授業料の納期)

第 82 条 特別聴講学生、特別研究学生、科目等履修生、聴講生、研究生及び専攻生の授業料については、それぞれの在学予定期間に応じ、3 か月分又は 6 か月分に相当する額を当該期間における当初の月に納付するものとし、在学予定期間が 3 か月未満又は 6 か月未満であるときは、その期間分に相当する額を当該期間における当初の月に納付しなければならない。

(外国人特別学生)

第 83 条 外国人で、第 10 条、第 56 条、第 58 条又は第 59 条の規定によらないで、外国人特別学生として本学の学部又は大学院に入学を志願する者があるときは、教授会の議を経て許可する。

- 2 前項の学生で、学部又は大学院の課程を修了した者には、第 49 条又は第 71 条に定める学位を授与する。

第 6 章 特別の課程

第 83 条の 2 本学の学生以外の者を対象として、法第 105 条に規定する特別の課程（以下「特別の課程」という。）を編成することができる。

- 2 特別の課程の編成及び実施に関し必要な事項は、別に定める。

第 7 章 授業料、入学料及び検定料の額

(授業料、入学料及び検定料の額)

第 84 条 本学の授業料、入学料及び検定料(以下「授業料等」という。)の額は、神戸大学における授業料、入学料、検定料及び寄宿料の額に関する規程(平成 16 年 4 月 1 日制定)に定められた額とする。

(授業料等の不徴収)

第 84 条の 2 国費外国人留学生制度実施要項(昭和 29 年 3 月 31 日文部大臣裁定)に基づく国費外国人留学生の授業料等については、前条の規定にかかわらず、不徴収とする。

- 2 特別聴講学生及び特別研究学生の授業料等については、第 82 条及び前条の規定にかかわらず、第 78 条第 1 項又は第 79 条第 1 項の協定に基づき、不徴収とすることができる。
- 3 科目等履修生のうち、教育公務員特例法(昭和 24 年法律第 1 号)第 22 条第 2 項又は第 3 項の規定に基づき本学に派遣された教育職員(以下「現職教育職員」という。)の入学料及び検定料については、前条の規定にかかわらず、不徴収とすることができる。
- 4 科目等履修生のうち、第 33 条の 2 第 2 項の規定に基づき大学院の授業科目を履修する者の授業料等については、第 82 条及び前条の規定にかかわらず、不徴収とする。
- 5 聴講生及び研究生のうち、現職教育職員の授業料等については、第 82 条及び前条の規定にかかわらず、不徴収とすることができる。
- 6 学長の承認に基づき現職のまま科目等履修生、聴講生又は研究生として入学した本学の附属学校教員の授業料等については、第 82 条及び前条の規定にかかわらず、不徴収とする。
- 7 外国人特別学生の授業料等については、学長が認めたときは、前条の規定にかかわらず、不徴収とすることができる。

第8章 教育職員免許状

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

第85条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める所要の単位を修得しなければならない。

- 2 前項の規定により所要資格を取得できる教員の免許状の種類等については、関係の学部規則及び研究科規則の定めるところによる。

附 則

(この間の附則は省略)

附 則(令和8年3月31日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 医学研究科バイオメディカルサイエンス専攻、医科学専攻、医療創成工学専攻及び保健学研究科保健学専攻は、改正後の第4条第1項の規定にかかわらず、令和8年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 令和8年度から令和13年度までの医学部及び医学部医学科並びに全学部の入学定員及び総定員は、別表の規定にかかわらず、附則別表第1のとおりとする。
- 4 令和8年度から令和10年度までの別表の改正規定により入学定員を改める専攻の総定員並びに修士課程及び博士課程の総定員の合計は、改正後の別表の規定にかかわらず、附則別表第2のとおりとする。

附則別表第1(附則第3項関係)

年度	区分		入学定員	総定員
令和8年度	医学部	医学科	113	699
		計	288	1,369
	全学部合計		2,574	10,727
令和9年度	医学部	医学科	100	687
		計	275	1,377
	全学部合計		2,561	10,758
令和10年度	医学部	医学科	100	675
		計	275	1,385
	全学部合計		2,561	10,789
令和11年度	医学部	医学科	100	663
		計	275	1,373
	全学部合計		2,561	10,777
令和12年度	医学部	医学科	100	651
		計	275	1,361
	全学部合計		2,561	10,765
令和13年度	医学部	医学科	100	638
		計	275	1,348
	全学部合計		2,561	10,752

附則別表第2(附則第4項関係)

年度	区分		総定員			
			修士課程	博士課程		
				前期	後期	
専攻別	専攻別	専攻別	専攻別			
令和8年度	医学研究科	バイオメディカルサイエンス専攻	25			
		医科学専攻				340
		医療創成工学専攻		15	16	
		研究科計	25	15	16	340
	医学系研究科	医科学専攻				120
		先進生命医科学系専攻		119		
		医療創成工学専攻			8	
		健康科学専攻			17	
		未来社会医学専攻			5	
		研究科計		119	30	120
	保健学研究科	保健学専攻		79	50	
	農学研究科	食料共生システム学専攻		54		
		資源生命科学専攻		88		
		生命機能科学専攻		110		
		研究科計		252		
課程別全合計		25	2,619	906	460	
令和9年度	医学研究科	医科学専攻				240
		医療創成工学専攻			8	
		研究科計			8	240
	医学系研究科	医科学専攻				240
		医療創成工学専攻			16	
		健康科学専攻			34	
		未来社会医学専攻			10	
		研究科計			60	240
	保健学研究科	保健学専攻			25	
	課程別全合計			903	480	
令和10年度	医学研究科	医科学専攻				120
		研究科計				120
	医学系研究科	医科学専攻				360
		研究科計				360
	課程別全合計				480	

別表

収容定員

1 学部

区分		入学定員		2年次編入学定員		3年次編入学定員		総定員		
		学科別	計	学科別	計	学科別	計	学科別	計	
文学部	人文学科	100	100					400	400	
国際人間科学部	グローバル文化学科	140	370					560	1,490	
	発達コミュニティ学科	100				2	2	404		
	環境共生学科	80				3	3	326		
	子ども教育学科	50						200		
法学部	法律学科	180	180			20	20	760	760	
経済学部	経済学科	270	270			20	20	1,120	1,120	
経営学部	経営学科	260	260			20	20	1,080	1,080	
理学部	数学科	28	153			学科 共通	25	112	662	
	物理学科	35						140		
	化学科	30						120		
	生物学科	25			25			100		
	惑星学科	35						140		
医学部	医学科	100	275	5	5			625	1,335	
	医療創成工学科	25				5	5	110		
	保健学科	看護学専攻		70						600
		検査技術科学専攻		40						
		理学療法学専攻		20						
		作業療法学専攻		20						
工学部	建築学科	90	443				3	3	366	1,806
	市民工学科	60					3	3	246	
	電気電子工学科	90					4	4	368	
	機械工学科	100					4	4	408	
	応用化学科	103					3	3	418	
システム情報学部	システム情報学科	150	150			3	3	606	606	
農学部	食料環境システム学科	36	160			学科 共通	10	144	660	
	資源生命科学科	55						220		
	生命機能科学科	69			10			276		
海洋政策科学部	海洋政策科学科	200	200			10	10	820	820	
合計			2,561		5		135		10,739	

2 大学院

区分		入学定員										総定員									
		修士課程		博士課程						専門職学位課程		修士課程		博士課程						専門職学位課程	
				前期			後期							前期			後期				
		専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計
人文学研究科	文化構造専攻		17	44	8	20							34	88	24	60					
	社会動態専攻		27		12								54		36						
国際文化学研究科	文化相關専攻		18	47	6	15							36	94	18	45					
	グローバル文化専攻		29		9								58		27						
人間発達環境学研究科	人間発達専攻		51	91	11	17							102	178	33	51					
	(1年履修コース)		4										4								
	人間環境学専攻		36		6								72		18						
法学研究科	法学政治学専攻		37	37	18	18							74	74	54	54					
	実務法律専攻								80	80								240	240		
経済学研究科	経済学専攻		83	83	20	20							166	166	60	60					
経営学研究科	経営学専攻		51	51	32	32							102	102	96	96					
	現代経営学専攻								69	69								138	138		
理学研究科	数学専攻		22	122	4	27							44	244	12	81					
	物理学専攻		24		5								48		15						
	化学専攻		28		6								56		18						
	生物学専攻		24		6								48		18						
	惑星学専攻		24		6								48		18						
医学系研究科	医科学専攻						120	120									480	480			
	先進生命医科学系専攻		119	119									238	238							
	医療創成工学専攻				8	8									24	24					
	健康科学専攻				17	17									51	51					
	未来社会医学専攻				5	5									15	15					

工学研究科	建築学専攻		64	316	8	42				128	632	24	126				
	市民工学専攻		42		6					84		18					
	電気電子工学専攻		64		8					128		24					
	機械工学専攻		76		10					152		30					
	応用化学専攻		70		10					140		30					
システム情報学研究科	システム情報学専攻		95	95	12	12				190	190	24	24				
農学研究科	食料共生システム学専攻		28	132	5	23				56	264	15	69				
	資源生命科学専攻		46		8					92		24					
	生命機能科学専攻		58		10					116		30					
海事科学研究科	海事科学専攻		75	75	11	11				150	150	33	33				
国際協力研究科	国際開発政策専攻		26	70	8	23				52	140	24	69				
	国際協力政策専攻		22		7					44		21					
	地域協力政策専攻		22		8					44		24					
科学技術イノベーション研究科	科学技術イノベーション専攻		40	40	10	10				80	80	30	30				
合計			25	1,330	300		120	149	50	2,656	900		480	378			

2 神戸大学共通細則

(平成 16 年 4 月 1 日制定)

最終改正 令和 7 年 11 月 27 日

(入学志願)

第 1 条 入学志願者は、所定の期日までに次の書類を提出しなければならない。

入学願書

出身学校長の調査書又はこれに代わる書類

写真

その他の書類

(合否の判定)

第 2 条 入学試験の合否の判定は、学力試験及び出身学校長の調査書又はこれに代わる書類の成績等を総合して行う。

(宣誓)

第 3 条 入学者は、次の誓詞により学長に対し宣誓書を提出しなければならない。

私は、神戸大学の学生として学業に励み、本学の規律を守ることを誓います。

(成績)

第 4 条 授業科目の成績は、100 点を満点として次の区分により評価し、秀、優、良及び可を合格、不可を不合格とする。

秀 (90 点以上)

優 (80 点以上 90 点未満)

良 (70 点以上 80 点未満)

可 (60 点以上 70 点未満)

不可 (60 点未満)

2 秀、優、良、可及び不可の評価基準は、次の各号のとおりとする。

(1) 秀 学修の目標を達成し、特に優れた成果を収めている。

(2) 優 学修の目標を達成し、優れた成果を収めている。

(3) 良 学修の目標を達成し、良好な成果を収めている。

(4) 可 学修の目標を達成している。

(5) 不可 学修の目標を達成していない。

(学生証)

第 5 条 学生は、学生証の交付を受け、これを携行し本学職員の請求があったときは、いつでも、これを提示しなければならない。

2 学生証は、入学したときに学長が発行する。

3 学生証を携帯しない場合には、教室、研究室、図書館その他学内施設の利用を許さないことがある。

4 学生証を紛失したとき若しくは使用に耐えなくなったとき、又は休学等によりその有効期間が経過したときは、速やかに発行者に届け出て再交付を受けなければならない。

5 学生は、卒業、退学等により学籍を離れた場合は、速やかに学生証を発行者に返納しなければならない。

6 学生証の再交付手続き及び返納は、学生の所属学部又は研究科において行うものとする。

(欠席届)

第6条 学生が、2週間以上欠席するときは、理由を具し、欠席届を学部長又は研究科長に提出しなければならない。

(学生登録票)

第7条 学生は、入学したときは、速やかに学生登録票を学部長又は研究科長に提出しなければならない。

(身上異動・住所変更届)

第8条 学生は、改姓、改名等、身上に異動があったとき、又は住所(保護者等の住所等を含む。)を変更したときは、速やかに身上異動・住所変更届を学部長又は研究科長に提出しなければならない。

第9条 大学院における入学志願及び合否の判定については、第1条及び第2条の規定にかかわらず、各研究科において定めるものとする。

2 大学院における授業科目の成績については、第4条に定めるもののほか、必要があると認めるときは、各研究科において定めることができる。

(健康診断)

第10条 学生は、毎年本学で行う健康診断を受けなければならない。

(様式)

第11条 諸願届等の様式は、別紙様式のとおりとする。

ただし、インターネットを利用した登録に係る入力項目等については、別紙様式に準じて別に定める。

附 則

(この間の附則は省略)

附 則(令和7年11月27日)

この規則は、令和7年12月1日から施行する。

(別紙様式1号～別紙様式9号については掲載略)

3 神戸大学高等教育推進機構規則等

(1) 神戸大学高等教育推進機構規則

(令和8年1月27日制定)

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人神戸大学学則(平成16年4月1日制定)第2条の2第3項の規定に基づき、神戸大学高等教育推進機構(以下「機構」という。)の目的、組織、運営等について定めるものとする。

(目的)

第2条 機構は、神戸大学における教育及び学生支援の推進に資することを目的とする。

(構成)

第3条 機構に、総括戦略室及び次に掲げる組織を置く。

- (1) 教養教育院
- (2) グローバルエンゲージメントセンター
- (3) 学生センター
- (4) キャリアセンター
- (5) みらい開拓人材育成センター
- (6) 教育質向上推進部

2 総括戦略室は、教育及び学生支援に係る全学的な戦略を策定し、これに基づき前項各号に掲げる組織が実施する施策を管理する。

3 前2項に定めるもののほか、機構の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(職員)

第4条 機構に、次に掲げる職員を置く。

- (1) 機構長
- (2) 副機構長
- (3) 総括戦略室長
- (4) 教養教育院長
- (5) グローバルエンゲージメントセンター長
- (6) 学生センター長
- (7) キャリアセンター長
- (8) みらい開拓人材育成センター長
- (9) 教育質向上推進部長
- (10) 教授、准教授、講師、助教及び助手
- (11) その他の職員

(機構長)

第5条 機構長は、機構の業務を総括する。

(副機構長)

第6条 副機構長は、機構長が指名する者をもって充てる。

2 副機構長は、機構長の職務を補佐する。

3 副機構長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、副機構長が欠けた場合における後任の副機構長の任期は、前任者の残任期間とする。

(室長等)

第7条 第4条第3号から第9号までに掲げる者(以下「室長等」という。)の選考は、次条に定める運営委員会の議を経て、学長が行う。

2 室長等は、それぞれの組織の業務を総括する。

3 室長等の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、室長等が欠けた場合における後任の室長等の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営委員会)

第 8 条 機構に、機構の業務及び運営に関する事項について審議するため、神戸大学高等教育推進機構運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

2 運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(全学教育協議会)

第 9 条 機構に、教育及び学生支援の全学的な実施等について協議及び審議するため、神戸大学高等教育推進機構全学教育協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第 10 条 機構の事務は、学務部各課の協力を得て、学務部学務課において行う。

(雑則)

第 11 条 この規則に定めるもののほか、機構の運営に関し必要な事項は、運営委員会の議を経て、機構長が定める。

附 則

1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

2 神戸大学大学教育推進機構規則(平成 17 年 4 月 1 日制定)は、廃止する。

(2) 神戸大学全学共通授業科目履修規則

(平成16年4月1日 制定)
最終改正 令和8年3月31日

(趣旨)

第1条 この規則は、神戸大学教学規則(平成16年4月1日制定。以下「教学規則」という。)第28条第1項の規定に基づき、全学に共通する授業科目(以下「全学共通授業科目」という。)の履修方法、試験等に関し必要な事項を定めるものとする。

(全学共通授業科目の区分)

第2条 削除

(全学共通授業科目及び単位数)

第3条 全学共通授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。

2 前項に規定するもののほか、臨時に全学共通授業科目を開設することがある。

3 前項の授業科目及び単位数は、開設の都度定める。

(全学共通授業科目の年次配当)

第4条 全学共通授業科目の各年次の配当は、各学部規則の定めるところによる。

(履修要件)

第5条 全学共通授業科目の履修要件は、各学部規則の定めるところによる。

(履修手続)

第6条 学生は、毎学期指定の期日までに、履修しようとする全学共通授業科目を所属学部長に届け出なければならない。

(試験)

第7条 試験は、授業が終了した学期末又はクォーター末に行う。ただし、必要がある場合は、学期末及びクォーター末以外の時期に行うことがある。

2 前項の規定にかかわらず、平常の成績をもって試験に代えることがある。

3 不合格となった全学共通授業科目については、再試験を行わない。ただし、別に定める条件を満たす場合は、この限りでない。

4 試験に欠席した者に対しては、追試験を行わない。ただし、神戸大学高等教育推進機構教養教育院において特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

(成績評価基準)

第8条 教学規則第30条に規定する成績評価基準については、別に定める。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、神戸大学高等教育推進機構教養教育院長が定める。

附 則

(この間の附則は省略)

附 則(令和8年3月31日)

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)
全学共通授業科目及び単位数

授業科目の区分等		授 業 科 目	単 位	備 考	
教養科目	基盤系	教養とは何か	1		
		多言語と多文化の世界	1		
		情報基礎	1		
		データサイエンス基礎学	1		
	人文系	哲学	1		
		論理学	1		
		倫理学	1		
		科学技術と倫理	1		
		心理学A	1		
		心理学B	1		
		教育学A	1		
		教育学B	1		
		教育と人間形成	1		
		言語科学A	1		
		言語科学B	1		
		文学A	1		
		文学B	1		
		芸術と文化A	1		
		芸術と文化B	1		
		芸術史A	1		
		芸術史B	1		
		美術史A	1		
		美術史B	1		
		科学史A	1		
		科学史B	1		
		日本史A	1		
		日本史B	1		
		東洋史A	1		
		東洋史B	1		
		アジア史A	1		
		アジア史B	1		
		西洋史A	1		
		西洋史B	1		
		考古学A	1		
		考古学B	1		
		社会系	法学A	1	
			法学B	1	
			社会生活と法	1	
			国家と法	1	
			政治学A	1	
	政治学B		1		
	政治と社会		1		
	経済学A		1		
	経済学B		1		
	現代の経済A		1		
	現代の経済B		1		
経済社会の発展	1				
経営学	1				
社会学	1				
教育と社会	1				
地理学	1				
社会思想史	1				
文化人類学	1				
現代社会論A	1				
現代社会論B	1				
越境する文化	1				
生活環境と技術	1				

教養科目	自然系	数学A	1			
		数学B	1			
		数学C	1			
		数学D	1			
		統計学A	1			
		統計学B	1			
		物理学A	1			
		物理学B	1			
		現代物理学が描く世界	1			
		身近な物理法則	1			
		化学A	1			
		化学B	1			
		生物学A	1			
		生物学B	1			
		生物学C	1			
		生物学D	1			
		生命科学A	1			
		生命科学B	1			
		医学A	1			
		医学B	1			
		保健学A	1			
		保健学B	1			
		健康科学A	1			
		健康科学B	1			
		惑星学A	1			
		惑星学B	1			
		情報学A	1			
		情報学B	1			
	社会と環境	ESD論(持続可能な社会づくり)基礎	1			
		ESD論(持続可能な社会づくり)A	1			
		ESD論(持続可能な社会づくり)B	1			
		環境学入門A	1			
		環境学入門B	1			
		海への誘い	2			
		瀬戸内海学入門	2			
		社会と人権A	1			
		社会と人権B	1			
		社会と人権C	1			
		ジェンダーとセクシュアリティA	1			
		ジェンダーとセクシュアリティB	1			
		総合系	価値と創造	阪神・淡路大震災と都市の安全	1	
				ボランティアと社会貢献活動A	1	
				ボランティアと社会貢献活動B	1	
				地域社会形成基礎論	1	
				ひょうご神戸学	1	
			日本酒学入門	1		
神戸大学史	1					
神戸大学研究最前線	1					
社会基礎学	2					
職業と学び-キャリアデザインを考えるA	1					
職業と学び-キャリアデザインを考えるB	1					
価値創造論基礎	1					
価値創造論A	1					
価値創造論B	1					
価値創造論C	1					
アントレプレナーシップ入門	1					

教養科目	総合系	科学と技術	食と健康A	1
			食と健康B	1
			生物資源と農業A	1
			生物資源と農業B	1
			生物資源と農業C	1
			生物資源と農業D	1
			科学技術と社会A	1
			科学技術と社会B	1
			科学技術と社会C	1
			科学技術と社会D	1
			カタチの文化学	1
			カタチの自然学A	1
			カタチの自然学B	1
			カタチの科学	1
			放射線科学	2
			データサイエンス概論A	1
			データサイエンス概論B	1
			データサイエンス基礎演習	1
			データサイエンスPBL演習	1
			総合系	世界と日本
	外国語セミナーB(英語)	1		
	外国語セミナーC(英語)	1		
	外国語セミナーD(英語)	1		
	外国語セミナーA(ドイツ語)	1		
	外国語セミナーB(ドイツ語)	1		
	外国語セミナーC(ドイツ語)	1		
	外国語セミナーD(ドイツ語)	1		
	外国語セミナーE(ドイツ語)	1		
	外国語セミナーF(ドイツ語)	1		
	外国語セミナーA(フランス語)	1		
	外国語セミナーB(フランス語)	1		
	外国語セミナーC(フランス語)	1		
	外国語セミナーD(フランス語)	1		
	外国語セミナーE(フランス語)	1		
	外国語セミナーF(フランス語)	1		
	外国語セミナーA(中国語)	1		
	外国語セミナーB(中国語)	1		
	外国語セミナーC(中国語)	1		
	外国語セミナーD(中国語)	1		
	外国語セミナーE(中国語)	1		
	外国語セミナーF(中国語)	1		
	外国語セミナーA(ロシア語)	1		
	外国語セミナーB(ロシア語)	1		
	外国語セミナーC(ロシア語)	1		
	外国語セミナーD(ロシア語)	1		
	外国語セミナーE(ロシア語)	1		
	外国語セミナーF(ロシア語)	1		
	多言語セミナー1(スペイン語)	1		
	多言語セミナー2(スペイン語)	1		
	多言語セミナー3(スペイン語)	1		
多言語セミナー4(スペイン語)	1			
多言語セミナー1(イタリア語)	1			
多言語セミナー2(イタリア語)	1			
多言語セミナー3(イタリア語)	1			
多言語セミナー4(イタリア語)	1			
多言語セミナー1(韓国語)	1			
多言語セミナー2(韓国語)	1			
多言語セミナー3(韓国語)	1			
多言語セミナー4(韓国語)	1			
多言語セミナー1(ラテン語)	1			
多言語セミナー2(ラテン語)	1			

教養科目	総合系	世界と日本	多言語セミナー3(ラテン語)	1			
			多言語セミナー4(ラテン語)	1			
			複言語共修セミナー(タンデム)	1			
			複言語共修セミナー(外国語としての日本語)	1			
			グローバルリーダーシップ育成基礎演習	2			
			多文化共生のための日本語コミュニケーション	1			
			海外留学のすすめA	1			
			海外留学のすすめB	1			
			グローバルラーニングスキルズ	1			
			グローバルエキスパートセミナー	1			
			グローバルチャレンジ実習	1又は2			
			国際共修プロジェクト	1又は2			
			国際協力の現状と課題A	1			
			国際協力の現状と課題B	1			
			国際協リアクティブ・ラーニングA	2			
			国際協リアクティブ・ラーニングB	2			
			国際協リアクティブ・ラーニングC	2			
			総合系	外国語系	外国語第I	Academic English Communication A1	0.5
						Academic English Communication A2	0.5
						Academic English Communication B1	0.5
	Academic English Communication B2	0.5					
	Academic English Communication B1 (ACE)	0.5					
	Academic English Communication B2 (ACE)	0.5					
	Academic English Literacy A1	0.5					
	Academic English Literacy A2	0.5					
	Academic English Literacy B1	0.5					
	Academic English Literacy B2	0.5					
	Academic English Literacy B1 (ACE)	0.5					
	Academic English Literacy B2 (ACE)	0.5					
	外国語系	外国語第II			ドイツ語初級A1	0.5	
					ドイツ語初級A2	0.5	
					ドイツ語初級B1	0.5	
					ドイツ語初級B2	0.5	
					ドイツ語初級A3	0.5	
					ドイツ語初級A4	0.5	
					ドイツ語初級B3	0.5	
					ドイツ語初級B4	0.5	
					ドイツ語初級SA3	0.5	
					ドイツ語初級SA4	0.5	
		ドイツ語初級SB3			0.5		
		ドイツ語初級SB4			0.5		
		ドイツ語中級C1			0.5		
		ドイツ語中級C2			0.5		
		フランス語初級A1			0.5		
		フランス語初級A2			0.5		
		フランス語初級B1			0.5		
		フランス語初級B2			0.5		
		フランス語初級A3	0.5				
		フランス語初級A4	0.5				
	フランス語初級B3	0.5					
フランス語初級B4	0.5						
フランス語初級SA3	0.5						
フランス語初級SA4	0.5						
フランス語初級SB3	0.5						
フランス語初級SB4	0.5						
フランス語中級C1	0.5						
フランス語中級C2	0.5						
中国語初級A1	0.5						
中国語初級A2	0.5						
中国語初級B1	0.5						
中国語初級B2	0.5						

教養科目	外国語系	外国語第II	中国語初級A3	0.5	
			中国語初級A4	0.5	
			中国語初級B3	0.5	
			中国語初級B4	0.5	
			中国語初級SA3	0.5	
			中国語初級SA4	0.5	
			中国語初級SB3	0.5	
			中国語初級SB4	0.5	
			中国語中級C1	0.5	
			中国語中級C2	0.5	
			ロシア語初級A1	0.5	
			ロシア語初級A2	0.5	
		ロシア語初級B1	0.5		
		ロシア語初級B2	0.5		
		ロシア語初級A3	0.5		
		ロシア語初級A4	0.5		
		ロシア語初級B3	0.5		
		ロシア語初級B4	0.5		
		ロシア語中級C1	0.5		
		ロシア語中級C2	0.5		
		外国語第III	第三外国語(ドイツ語)T1	0.5	
			第三外国語(ドイツ語)T2	0.5	
	第三外国語(ドイツ語)T3		0.5		
	第三外国語(ドイツ語)T4		0.5		
	第三外国語(フランス語)T1		0.5		
	第三外国語(フランス語)T2		0.5		
	第三外国語(フランス語)T3		0.5		
	第三外国語(フランス語)T4		0.5		
	健康・スポーツ科学系	健康・スポーツ科学講義A	1		
		健康・スポーツ科学講義B	1		
健康・スポーツ科学実習基礎		1			
健康・スポーツ科学実習1		0.5			
健康・スポーツ科学実習2		0.5			
共通専門基礎科目	情報科学1	1			
	情報科学2	1			
	心と行動	2			
	線形代数入門1	1			
	線形代数入門2	1			
	線形代数1	1			
	線形代数2	1			
	線形代数3	1			
	線形代数4	1			
	微分積分入門1	1			
	微分積分入門2	1			
	微分積分1	1			
	微分積分2	1			
	微分積分3	1			
	微分積分4	1			
	数理統計1	1			
	数理統計2	1			
	物理学入門	1			
	力学基礎1	1			
	力学基礎2	1			
	電磁気学基礎1	1			
	電磁気学基礎2	1			
	連続体力学基礎	1			
熱力学基礎	1				
量子力学基礎	1				
相対論基礎	1				
物理学実験基礎	1				
物理学実験	2				

共通専門基礎科目	基礎無機化学1	1	
	基礎無機化学2	1	
	基礎物理化学1	1	
	基礎物理化学2	1	
	基礎有機化学1	1	
	基礎有機化学2	1	
	化学実験1	1	
	化学実験2	1	
	生物学概論A1	1	
	生物学概論A2	1	
	生物学概論B1	1	
	生物学概論B2	1	
	生物学概論C1	1	
	生物学概論C2	1	
	生物学概論D1	1	
	生物学概論D2	1	
	生物学各論A1	1	
	生物学各論A2	1	
	生物学各論C1	1	
	生物学各論C2	1	
	生物学各論D1	1	
	生物学各論D2	1	
	生物学各論E1	1	
	生物学各論E2	1	
	生物学実験1	1	
	生物学実験2	1	
	基礎地学1	1	
基礎地学2	1		
資格免許のための科目	日本国憲法1	1	
	日本国憲法2	1	

(3) 神戸大学高等教育推進機構教養教育院における成績評価基準に関する内規

(平成 16 年 4 月 1 日 制定)
最終改正 令和 8 年 1 月 22 日

(趣旨)

第 1 条 この内規は、神戸大学全学共通授業科目履修規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)第 9 条及び神戸大学共通細則第 4 条の規定に基づき、神戸大学高等教育推進機構教養教育院(以下「教養教育院」という。)における成績評価基準について必要な事項を定める。

(成績評価の方法)

第 2 条 各授業科目の成績評価は、当該授業科目の目的及び学修目標に基づき、定期試験の結果、学生の授業への参加状況、課題への対応状況、レポート等の提出状況等、学生の授業への取組状況と成果を用いて、総合的に行うものとする。

(成績評価の方法及び学修目標の公表)

第 3 条 各授業科目の成績評価の方法及び学修目標については、別に定める成績評価方針に基づき、当該授業担当教員が定め、教養教育院のシラバスに掲載し、公表するものとする。

(成績及び評価基準)

第 4 条 授業科目の成績は、100 点を満点として以下の区分により評価し、秀、優、良、及び可を合格、不可を不合格とする。なお、特別の理由により評点による成績評価を行わない一部の科目については、合・否により成績評価を行う。

評語名 (和文)	評語名 (英文)	評点	評価基準
秀	S	90 点以上	学修の目標を達成し、特に優れた成績を収めている。
優	A	80 点以上 90 点未満	学修の目標を達成し、優れた成績を収めている。
良	B	70 点以上 80 点未満	学修の目標を達成し、良好な成績を収めている。
可	C	60 点以上 70 点未満	学修の目標を達成している。
不可	F	60 点未満	学修の目標を達成していない。

ただし、再試験により合格した場合の成績は、可(C)60点とする。

附 則
(この間の附則は省略)

附 則
この内規は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(4) 全学共通授業科目の再試験制度に関する内規

(平成16年4月1日 制定)
最終改正 令和8年1月22日

第1条 神戸大学全学共通授業科目履修規則(平成16年4月1日制定)第7条第3項の規定に基づき、再試験制度に関する事項について定める。

第2条 再試験制度とは、共通専門基礎科目の定期試験(医学部及び海洋政策科学部の学生にあっては、外国語科目の試験を含む。)を受験した者のうち、次条の条件を満たす場合に限り、同一科目の再試験を受験できる制度をいう。

第3条 再試験の受験資格は、次の各号の条件をすべて満たしていなければならない。

- (1) 受験した科目の成績が、50点(5割)以上であること。
- (2) 科目への出席日数が、所定の3分の2以上であること。
- (3) 再試験実施時に休学していないこと。

第4条 再試験の実施時期及び実施方法は、次のとおりとする。

- (1) 再試験は、当該授業科目が開講された学期中に実施する。
- (2) 再試験該当者の発表は、原則として当該定期試験終了後の2週間以内に掲示等により発表する。
- (3) 再試験は、当該授業科目の開講曜日・時限にかかわらず、別に行うことがある。
- (4) 試験時間は、原則として45分とする。
- (5) 再試験の問題作成及び採点は、原則として授業担当教員が行う。
- (6) 再試験の監督は、当該授業科目を担当する教育部会の教員が行う。

第5条 再試験で合格した場合の成績評価は60点とする。

附 則

(この間の附則は省略)

附 則

1 この内規は、令和8年4月1日から施行する。

2 この内規施行の際現に在学する者(以下「在学者」という。)及び令和8年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

【(注意)保健学科の学生は、外国語(外国語第Ⅰ及び外国語第Ⅱ)のみ再試験制度が適用される。】

(5) 教養教育院開講科目の追試験に関する内規

(平成 16 年 4 月 1 日 制定)
最終改正 令和 8 年 1 月 22 日

第 1 条 神戸大学全学共通授業科目履修規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)第 7 条第 4 項及び神戸大学大学教育推進機構教養教育院高度教養科目履修規程(平成 28 年 3 月 22 日制定)第 5 条の規定に基づき、追試験に関する事項について定める。

第 2 条 追試験は原則として行わないが、次の各号の一に該当する場合は、高等教育推進機構教養教育院教養教育委員会の議を経て行うことがある。

- (1) 急性の病気
- (2) 忌引(配偶者、二親等内の親族)
- (3) 不慮の事故(自損、他損を問わない。)
- (4) 公共交通機関の運休又は大幅な遅延
- (5) 大学の授業科目として行われる実習(教育実習、介護体験、学外での調査・見学等)
- (6) その他やむを得ない事由

2 前項第 2 号の忌引の期間は、次の各号に掲げる親族に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 配偶者又は父母 7 日以内
- (2) 子 5 日以内
- (3) 配偶者の父母 3 日以内
- (4) 二親等の親族 3 日以内

第 3 条 追試験受験の願い出は、事由を明記した追試験受験願(所定の用紙)に診断書又は証明書等を添付して教養教育院長に提出するものとする。

第 4 条 追試験受験願の提出期限は当該定期試験終了後 1 週間以内とする。

第 5 条 追試験の実施時期は原則として、許可後 1 週間以内とする。

第 6 条 定期試験期間以外に実施される期末試験についても取扱いを同じとする。

第 7 条 休学及び欠席届の期間中に実施された試験科目については、追試験を行わない。

附 則

(この間の附則は省略)

附 則

この内規は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(6) 協定等に基づき留学する学生の教養教育院開講科目の
定期試験の取扱いに関する申合せ

(平成16年4月1日 制定)

最終改正 令和8年1月22日

1. 協定に基づき留学(短期海外研修等を含む。)する学生または神戸大学の教育プログラム(海外で実施されるものに限る。)に参加する学生が、教養教育院開講科目の定期試験を受験できない場合には、定期試験の実施日の変更を認めることがある。
2. 前項に該当する学生で定期試験の実施日の変更を希望する者は、原則として出発日の属する月の前々月の10日までに高等教育推進機構教養教育院長に別紙様式により申し出るものとする。なお、特別な事情により、期日までに申し出ることができない場合は、理由書(様式自由)を添付し、その旨を申し出るものとする。
3. 定期試験の実施日の変更は、高等教育推進機構教養教育院教養教育委員会の了承を経て、行うものとする。
4. 定期試験の実施は、担当教員の指示する方法によるものとする。

附 則

(この間の附則は省略)

附 則

この申合せは、令和8年4月1日から施行する。

令和 年 月 日

高等教育推進機構教養教育院長 殿

学 部 名

学籍番号

氏 名

電話番号

協定等に基づく留学に伴う教養教育院開講科目の
定期試験実施日変更願

このことについて、下記のとおり定期試験の実施日を変更していただきますようお願いいたします。

記

1. 留学先（国名・機関名）

2. 留学目的

3. 留学期間

自令和 年 月 日 ～ 至令和 年 月 日
(令和 年 月 日出国予定)

4. 教養教育院開講科目

開 講 曜 日/時 限	授 業 科 目 名	担 当 教 員 名
/		
/		
/		
/		
/		

【所属学部事務担当者・教育プログラム実施責任者記入欄】

協定大学・教育プログラム欄にチェックを入れ、協定大学・教育プログラム名を記入の上、署名・押印をお願いいたします。

協定大学・教育プログラム	所属学部事務担当者・教育プログラム実施責任者 署名及び確認印
<input type="checkbox"/> 協定大学： 大学	所属：
<input type="checkbox"/> 教育プログラム：	印

(7) 神戸大学日本語等授業科目履修規則

(平成 16 年 4 月 1 日制定)

最近改正 令和 8 年 3 月 31 日

(趣旨)

第 1 条 この規則は、神戸大学教学規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)第 28 条第 2 項の規定に基づき、日本語及び日本事情に関する科目(以下「日本語等授業科目」という。)の履修方法、試験等に関し必要な事項を定めるものとする。

(日本語等授業科目及び単位数)

第 2 条 日本語等授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。

(履修手続)

第 3 条 学生は、毎学期指定の期日までに、履修しようとする日本語等授業科目を所属学部長に届け出なければならない。

(試験)

第 4 条 試験は、授業が終了した学期末又はクォーター末に行う。ただし、必要がある場合は、学期末及びクォーター末以外の時期に行うことがある。

2 前項の規定にかかわらず、平常の成績をもって試験に代えることがある。

3 不合格となった日本語等授業科目については、再試験を行わない。ただし、別に定める条件を満たす場合は、この限りでない。

4 試験に欠席した者に対しては、追試験を行わない。ただし、高等教育推進機構グローバルエンゲージメントセンターにおいて特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

(単位の取扱)

第 5 条 日本語等授業科目の単位の取扱については、各学部規則の定めるところによる。

(雑則)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、高等教育推進機構グローバルエンゲージメントセンター長が定める。

附 則

(この間の附則は省略)

附 則(令和 8 年 3 月 31 日)

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 2 条関係)

授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位
日本語 IA	0.5	日本語 IIIB	0.5	日本語 VIA	0.5	日本語 VIIIB	0.5
日本語 IB	0.5	日本語 IVA	0.5	日本語 VIB	0.5	日本事情 IA	0.5
日本語 IIA	0.5	日本語 IVB	0.5	日本語 VIIA	0.5	日本事情 IB	0.5
日本語 IIB	0.5	日本語 VA	0.5	日本語 VIIB	0.5	日本事情 IIA	0.5
日本語 IIIA	0.5	日本語 VB	0.5	日本語 VIIIA	0.5	日本事情 IIB	0.5

(8) 交通機関の運休，気象警報の発表，避難指示・緊急安全確保の発令時における授業，定期試験の休講措置について

平成28年1月27日 全学教務委員会 決定
令和8年2月18日 全学教務委員会 一部改正

交通機関の運休，気象警報の発表，避難指示・緊急安全確保の発令時の対応については，下記のとおり取り扱うものとする。

記

1. 交通機関の運休の場合

各地区において，次の<1>から<4>のとおり交通機関が運休した場合は，当日のその後に予定されている授業(定期試験を含む。以下同じ。)を休講とする。

ただし，交通機関が運行を再開した場合は，次のとおり授業を実施する。

- ① 午前6時までに，交通機関が運行を再開した場合は，1時限目の授業から実施する。
- ② 午前10時までに，交通機関が運行を再開した場合は，午後1時以降に開始する授業から実施する。
- ③ 午後2時までに，交通機関が運行を再開した場合は，午後5時以降に開始する授業から実施する。

<1>六甲台地区

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合

- (1) JR西日本(神戸線(大阪駅～姫路駅))，阪急電鉄(神戸本線(大阪梅田駅～神戸三宮駅))及び阪神電気鉄道(阪神本線(大阪梅田駅～元町駅))のうち2線が同時に運休した場合
- (2) 神戸市バス16系統及び36系統が同時に運休した場合

<2>楠地区

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合

- (1) JR西日本(神戸線(大阪駅～姫路駅))，阪急電鉄(神戸本線(大阪梅田駅～神戸三宮駅))，阪神電気鉄道(阪神本線(大阪梅田駅～元町駅))が全て同時に運休した場合
- (2) JR西日本(神戸線(大阪駅～姫路駅))，神戸市営地下鉄(西神・山手線(谷上駅～西神中央駅))が同時に運休した場合

<3>名谷地区

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合

- (1) JR西日本(神戸線(大阪駅～姫路駅))，阪急電鉄(神戸本線(大阪梅田駅～神戸三宮駅))及び阪神電気鉄道(阪神本線(大阪梅田駅～元町駅))が全て同時に運休した場合
- (2) 神戸市営地下鉄(西神・山手線(谷上駅～西神中央駅))が運休した場合

<4>深江地区

JR西日本(神戸線(大阪駅～姫路駅))，阪急電鉄(神戸本線(大阪梅田駅～神戸三宮駅))，阪神電気鉄道(阪神本線(大阪梅田駅～元町駅))が全て同時に運休した場合

2. 気象警報の発表の場合

各地区において、次の<1>から<4>のとおり警報（ただし暴風、大雪、暴風雪に限る）又は特別警報が発表された場合、当日のその後に予定されている授業を休講とする。

なお、気象警報が広域に発表された場合は、神戸市が含まれている場合にこの取扱いを適用する。

ただし、気象警報が解除された場合は、次のとおり授業を実施する。

(1) 午前6時までに、気象警報が解除された場合は、1時限目の授業から実施する。

(2) 午前10時までに、気象警報が解除された場合は、午後1時以降に開始する授業から実施する。

(3) 午後2時までに、気象警報が解除された場合は、午後5時以降に開始する授業から実施する。

<1> 六甲台地区

神戸市灘区に警報又は特別警報が発表された場合

<2> 楠地区

神戸市中央区に警報又は特別警報が発表された場合

<3> 名谷地区

神戸市須磨区に警報又は特別警報が発表された場合

<4> 深江地区

神戸市灘区に警報又は特別警報が発表された場合

3. 避難指示・緊急安全確保の発令の場合

各地区（六甲台地区、楠地区、名谷地区、深江地区）の所在地に市町村等から避難指示・緊急安全確保が発令された場合、当該地区で当日のその後に予定されている全ての授業を休講とする。ただし、午前6時までに避難指示・緊急安全確保が解除された場合は、1時限目の授業から実施する。

4. 休講措置の特例

上記1～3の場合にかかわらず、授業開講部局の長が、学生の安全確保のため必要があると判断した場合は、当該部局の授業等について、休講等の措置をとることがある。

5. 休講の周知方法

交通機関の運休、気象警報の発表、避難指示・緊急安全確保の発令が事前に予想される場合は、学内掲示板、うりぼーネット、各部局のホームページ等により、あらかじめ周知する。

(注) 1. 交通機関の運休とは、事故、気象現象、地震、その他の理由により交通機関が運行休止となる場合をいう。

2. 気象警報は、「神戸地方気象台が発表する警報」による。

3. 気象警報の発表及び解除、避難指示・緊急安全確保の発令及び解除の確認は、テレビ・ラジオ・インターネット等の報道による。

4. 演習又は研究指導等の少人数の授業については、授業を行うことがある。ただし、避難指示・緊急安全確保の発令の場合は除く。

5. このほか、必要な事項は各部局において別に定める。

6. この取扱いは、対面授業及び一部対面授業の実施にあたって適用する。

7. この取扱いは、令和8年3月17日から適用する。

(9) 学生からの成績評価に対する申し立て手続きに関する申合せ

(平成 26 年 1 月 23 日 制定)

最終改正 令和 4 年 1 月 27 日

この申合せは、学生から成績評価に対する申し立てがあった場合、成績評価の透明性、厳格性を確保するため、その手続きについて定める。

(申し立ての理由)

学生は受講した教養教育院開講科目に関する成績評価について、当該授業科目の成績評価基準に照らして疑義がある場合は、教養教育院長に申し立てを行い、成績評価について、担当教員に説明を求めることができるものとする。

(申し立ての手続き)

成績評価に対する申し立ては、所属学部での成績発表後 1 週間以内に行うこととし、申し立てを行う授業科目名、担当教員名、申し立ての内容及びその理由等を所定の用紙に記入し、学務課共通教育グループに提出することとする。

(申し立てへの対応)

申し立てを受けた当該授業科目の担当教員は、申し立てた学生に対し成績評価について速やかに学務課共通教育グループを通じ、回答を行うものとする。

また、その結果については、授業担当教員等は書面により、教養教育院長に報告することとする。

附 則

(この間の附則は省略)

附 則

この申合せは、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

Ⅲ 学部規則等

1 神戸大学医学部規則

平成16年4月1日 制定
最終改正 令和8年3月31日

(趣旨)

第1条 この規則は、神戸大学教学規則（平成16年4月1日制定。以下「教学規則」という。）に基づき、神戸大学医学部（以下「本学部」という。）に関する必要な事項について定めるものとする。

(学科及び専攻)

第2条 本学部に次の表に掲げる学科及び学科目を置く。

学科	学科目
医学科	生理学・細胞生物学
	生化学・分子生物学
	病理学
	微生物感染症学
	地域社会医学・健康科学
	内科学
	内科系
	外科学
外科系	
医療創生工学科	医療機器学
保健学科	基礎看護学
	臨床看護学
	母性看護学
	地域看護学
	基礎検査技術科学
	病態解析学
	基礎理学療法学
	運動・代謝障害理学療法学
	基礎作業療法学
	身体・精神障害作業療法学
医療基礎学	

2 保健学科に次の専攻を置く。

看護学専攻

検査技術科学専攻

理学療法学専攻

作業療法学専攻

(教育研究上の目的)

第2条の2 各学科における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

(1) 医学科

広い知識を授けるとともに、医学・生命科学分野の教育研究を行い、高度な専門的知識・技術を身に付けさせ、高い倫理観並びに旺盛な探究心と想像力を有する「科学者」としての視点を持つ医師及び医学・生命科学における先端的・学際的研究を推進する研究者を養成することを目的とする。

(2) 医療創成工学科

広い知識を授けるとともに、医療機器開発に必要な高度な知識に加え、医療機器開発を題材として問題解決に必要な未来思考と基本的な素養を有し、自ら課題を設定し解決策を見出す能力を有する創造的開発人材を養成することを目的とする。

(3) 保健学科

広い知識を授けるとともに、総合保健医療の創造及び実践に向けた研究を行い、保健医療福祉チームの中で協働して人々の健康を支え、国内外の医療及び人類の幸福に貢献することのできる高度な専門的知識、技術及び豊かな人間性を有する医療人並びに問題を発見し解決していくために必要な科学的・論理的思考、創造的探求心及び研究志向性を有する医療人の養成を目的とする。

(授業科目及び単位数)

第3条 本学部における授業科目及び単位数は、別表第1のとおりとする。

- 2 前項の授業科目の各年次の配当は、別に定める。
- 3 第1項に規定するもののほか、臨時に授業科目を開設することがある。
- 4 前項の授業科目及び単位数並びに授業科目の各年次の配当は、開設の都度定める。
- 5 教学規則第27条第2項の規定により開設する授業科目については、別に定める。

(単位の基準)

第4条 各授業科目の単位の計算は、次の基準による。

- (1) 講義については、15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 実験及び実習については、30時間又は45時間の授業をもって1単位とする。
- (4) 医療創成工学科における卒業研究については、卒業論文等をもって10単位とする。

(履修要件)

第5条 学生は、別表第2に定めるところに従い、所属する学科の所定の単位を修得しなければならない。

- 2 医学科においては、前項の規定により卒業の要件として修得すべき所定の単位のうち、第3条第5項の授業科目の履修により修得する単位数は、60単位を超えないものとする。ただし、第3条第5項の授業科目を除く授業科目の履修により128単位以上を修得しているときは、76単位を超えないものとする。
- 3 医療創成工学科及び保健学科においては、前項の規定により卒業の要件として修得すべき所定の単位のうち、第3条第5項の授業科目の履修により修得する単位数は、60単位を超えないものとする。
- 4 外国人留学生が教学規則第26条第2項の規定により開設された授業科目の単位を修得したときは、別に定めるところによりこれらの単位数を別表第2の必要修得単位数に算入することができる。

(履修科目の登録の上限)

第6条 教学規則第29条第1項の規定に基づく履修科目の登録の上限は、医学科にあつては45単位、保健学科にあつては55単位とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、本学部に編入学又は転入学する者についての履修科目の登録の上限は、49単位とする。ただし、保健学科にあつては、55単位とする。
- 3 前条の定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前2項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることがある。
- 4 前項に規定する履修科目の登録の上限を超える者の基準については、別に定める。

(授業科目の履修)

第7条 学生は、毎学期指定の期日までに、履修しようとする授業科目について所定の履修届を提出し、学部長の許可を受けなければならない。ただし、医学科の学生が、医学科の専門科目（共通専門基礎

- 科目を除く。次条から第9条までにおいて同じ。)の授業科目を履修する場合は、この限りでない。
- 2 他学部の授業科目の履修については、学部長を経て、当該学部長の許可を受けなければならない。
 - 3 医学科及び保健学科においては、各学期末において所定の単位を修得していない場合には、次学期の履修を許可しないことがある。
 - 4 医療創成工学科においては、卒業研究を履修しようとする者は、別に定める要件を満たさなければならない。

(他大学の授業科目の履修)

- 第8条** 学生は、教授会の承認を得て、本学部と協定している他大学（外国の大学を含む。以下同じ。）の授業科目を履修することができる。
- 2 前項の規定により修得した単位数は、60単位を限度として、別表第2の必要修得単位数に算入することができる。

(休学期間中の外国の大学における授業科目の履修)

- 第8条の2** 学生は、教授会の承認を得て、休学期間中に本学部と協定している外国の大学の授業科目を履修することができる。
- 2 前項により修得した単位数は、前条第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を限度として、別表第2の必要単位数に算入することができる。

(入学前の既修得単位の認定)

- 第9条** 教学規則第36条第1項に規定する既修得単位の認定は、教授会の議を経て行う。
- 2 既修得単位の認定を受けようとする者は、指定の期日までに必要な書類を学部長に提出しなければならない。
 - 3 第1項の規定により認定された単位数は、編入学、転入学及び再入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、前8条第2項及び前条第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を限度として、別表第2の必要修得単位数に算入することができる。

(試験)

- 第10条** 試験は、授業が終了した学期末又はクォーター末に行う。ただし、必要がある場合は、学期末及びクォーター末以外の時期に行うことがある。
- 2 前項の規定にかかわらず、平常の成績をもって試験に代えることがある。
 - 3 不合格となった授業科目については、再試験を行わない。ただし、別に定める条件を満たす場合は、この限りでない。
 - 4 試験に欠席した者に対しては、追試験を行わない。ただし、別に定める条件を満たす場合は、この限りでない。
 - 5 医療創成工学科における卒業研究については、指定の期日までに卒業論文等を提出した者に卒業論文等試験を行い、合格した者には、10単位を与える。
 - 6 前項において、指定の期日までに卒業論文等を提出しない者又は不合格となった者は、次学期以後の学期末に卒業論文等を提出し、卒業論文等試験を受けることができる。

(成績評価基準)

- 第11条** 教学規則第30条に規定する成績評価基準については、別に定める。

(卒業)

- 第12条** 所定の期間在学し、第5条に規定する要件を満たした者について、教授会の議を経て、卒業を認定する。
- 2 前項に定めるほか、医学科の学生にあつては、別に定める卒業試験に合格することを卒業の要件とする。

(特別聴講学生)

- 第13条** 本学部と協定している他大学の学生で、本学部の特別聴講学生を志願する者は、別に定めるところにより、所属大学を經由して学部長に願い出るものとする。
- 2 特別聴講学生の在学期間は、その履修する授業科目が開講される期間とする。

(科目等履修生及び聴講生)

第14条 科目等履修生及び聴講生に関する事項は、別に定める。

(研究生)

第15条 研究生に関する事項は、別に定める。

(数理・データサイエンス・AI教育プログラム)

第16条 数理的思考，データ分析・活用力及びAI活用能力に関する基礎的素養を有する人材を育成するため，本学部に数理・データサイエンス・AI教育プログラムを置く。

2 数理・データサイエンス・AI教育プログラムに関し，必要な事項は，別に定める。

(雑則)

第17条 この規則に定めるもののほか，この規則の実施に関し必要な事項は，教授会の議を経て，学部長が定める。

附 則

(この間の附則は省略)

附 則(令和8年3月31日)

- 1 この規則は，令和8年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に在学する者(以下「在学者」という。)及び令和8年4月1日以後において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については，なお従前の例による。

別表第1 授業科目及び単位数(第3条関係)

イ 医学科 (略)

ロ 医療創成工学科 (略)

ハ 保健学科共通科目

授業科目の区分等		授 業 科 目	単 位	備 考
教養科目	基盤系	教養とは何か	1	必修
		多言語と多文化の世界	1	必修
		情報基礎	1	必修
		データサイエンス基礎学	1	必修
	人文系	哲学	1	
		論理学	1	
		倫理学	1	
		科学技術と倫理	1	
		心理学A	1	
		心理学B	1	
		教育学A	1	
		教育学B	1	
		教育と人間形成	1	
		言語科学A	1	
		言語科学B	1	
		文学A	1	
		文学B	1	
		芸術と文化A	1	
		芸術と文化B	1	
		芸術史A	1	
		芸術史B	1	
		美術史A	1	
		美術史B	1	
		科学史A	1	
		科学史B	1	
		日本史A	1	
		日本史B	1	
		東洋史A	1	
		東洋史B	1	
		アジア史A	1	
		アジア史B	1	
		西洋史A	1	
		西洋史B	1	
		考古学A	1	
		考古学B	1	
		社会系	法学A	1
	法学B		1	
	社会生活と法		1	
	国家と法		1	
	政治学A		1	
	政治学B		1	
	政治と社会		1	
	経済学A		1	
	経済学B		1	
現代の経済A	1			
現代の経済B	1			
経済社会の発展	1			
経営学	1			
社会学	1			
教育と社会	1			
地理学	1			
社会思想史	1			
文化人類学	1			
現代社会論A	1			
現代社会論B	1			
越境する文化	1			
生活環境と技術	1			

教養科目	自然系	数学A	1	
		数学B	1	
		数学C	1	
		数学D	1	
		統計学A	1	
		統計学B	1	
		現代物理学が描く世界	1	
		身近な物理法則	1	
		化学A	1	理学療法学専攻・ 作業療法学専攻のみ対象
		化学B	1	理学療法学専攻・ 作業療法学専攻のみ対象
		惑星学A	1	
		惑星学B	1	
		情報学A	1	
		情報学B	1	
	総合系（社会と環境）	ESD論（持続可能な社会づくり）基礎	1	
		ESD論（持続可能な社会づくり）A	1	
		ESD論（持続可能な社会づくり）B	1	
		環境学入門A	1	
		環境学入門B	1	
		海への誘い	2	
		瀬戸内海学入門	2	
		社会と人権A	1	
		社会と人権B	1	
		社会と人権C	1	
		ジェンダーとセクシュアリティA	1	
	ジェンダーとセクシュアリティB	1		
	総合系（価値と創造）	阪神・淡路大震災と都市の安全	1	
		ボランティアと社会貢献活動A	1	
		ボランティアと社会貢献活動B	1	
		地域社会形成基礎論	1	
		ひょうご神戸学	1	
		日本酒学入門	1	
		神戸大学史	1	
		神戸大学研究最前線	1	
		社会基礎学	2	
		職業と学び-キャリアデザインを考えるA	1	
		職業と学び-キャリアデザインを考えるB	1	
		価値創造論基礎	1	
		価値創造論A	1	
		価値創造論B	1	
		価値創造論C	1	
		アントレプレナーシップ入門	1	
		総合系（科学と技術）	食と健康A	1
	食と健康B		1	
	生物資源と農業A		1	
	生物資源と農業B		1	
	生物資源と農業C		1	
生物資源と農業D	1			
科学技術と社会A	1			
科学技術と社会B	1			
科学技術と社会C	1			
科学技術と社会D	1			
カタチの文化学	1			
カタチの自然学A	1			
カタチの自然学B	1			
カタチの科学	1			
放射線科学	2			
データサイエンス概論A	1			
データサイエンス概論B	1			
データサイエンス基礎演習	1			
データサイエンスPBL演習	1			

教養科目	総合系 (多言語セミナー)	複言語共修セミナー (タンデム)	1	
		複言語共修セミナー (外国語としての日本語)	1	
		グローバルリーダーシップ育成基礎演習	2	
		多文化共生のための日本語コミュニケーション	1	
		海外留学のすすめA	1	
		海外留学のすすめB	1	
		グローバルラーニングスキルズ	1	
		グローバルエキスパートセミナー	1	
		グローバルチャレンジ実習	1又は2	
		国際協力の現状と課題A	1	
		国際協力の現状と課題B	1	
		国際協力アクティブ・ラーニングA	2	
		国際協力アクティブ・ラーニングB	2	
		国際協力アクティブ・ラーニングC	2	
	外国語系	Academic English Communication A1	0.5	
		Academic English Communication A2	0.5	
		Academic English Communication B1	0.5	
		Academic English Communication B2	0.5	
		Academic English Communication B1 (ACE)	0.5	
		Academic English Communication B2 (ACE)	0.5	
		Academic English Literacy A1	0.5	
		Academic English Literacy A2	0.5	
		Academic English Literacy B1	0.5	
		Academic English Literacy B2	0.5	
		Academic English Literacy B1 (ACE)	0.5	
		Academic English Literacy B2 (ACE)	0.5	
		ドイツ語初級A1	0.5	
		ドイツ語初級A2	0.5	
		ドイツ語初級B1	0.5	
		ドイツ語初級B2	0.5	
		ドイツ語初級A3	0.5	
		ドイツ語初級A4	0.5	
		ドイツ語初級B3	0.5	
		ドイツ語初級B4	0.5	
		フランス語初級A1	0.5	
		フランス語初級A2	0.5	
		フランス語初級B1	0.5	
		フランス語初級B2	0.5	
		フランス語初級A3	0.5	
		フランス語初級A4	0.5	
		フランス語初級B3	0.5	
		フランス語初級B4	0.5	
		中国語初級A1	0.5	
中国語初級A2		0.5		
中国語初級B1		0.5		
中国語初級B2		0.5		
中国語初級A3		0.5		
中国語初級A4		0.5		
中国語初級B3		0.5		
中国語初級B4		0.5		
ロシア語初級A1	0.5			
ロシア語初級A2	0.5			
ロシア語初級B1	0.5			
ロシア語初級B2	0.5			
ロシア語初級A3	0.5			
ロシア語初級A4	0.5			
ロシア語初級B3	0.5			
ロシア語初級B4	0.5			
健康・スポーツ科学系	健康・スポーツ科学実習基礎	1	看護学専攻・理学療法専攻は必修	

ニ 保健学科 看護学専攻（専門の◎印は必修科目を，○印は選択必修科目を，その他は選択科目を示す。）

授業科目の区分等	授 業 科 目	単 位	必修・選択必修 ・選択の別	備 考	
専 門 科 目	共通専門基礎科目	情報科学 1	1	○	
		情報科学 2	1	○	
		線形代数入門 1	1	○	
		線形代数入門 2	1	○	
		微分積分入門 1	1	○	
		微分積分入門 2	1	○	
		物理学入門	1	○	
		力学基礎 1	1	○	
		力学基礎 2	1	○	
		基礎有機化学 1	1	○	
		基礎有機化学 2	1	○	
		生物学概論 B 1	1	○	
		生物学概論 B 2	1	○	
		生物学各論 C 1	1	○	
		生物学各論 C 2	1	○	
		共通特論	現代医療と生命倫理	1	◎
	保健学概論		1	◎	
	初期体験実習		1	◎	
	I P W概論		1	◎	
	国際保健		1	◎	
	災害保健		1	◎	
	I P W統合演習		1	◎	
	緩和ケア論		1	◎	
	生化学		1	◎	
	薬と生体反応		1	◎	
	身体のしくみと働き I		1	◎	
	身体のしくみと働き II		2	◎	
	身体のしくみと働き III		1	◎	
	解剖学演習		1	◎	
	健康と栄養		1	◎	
	感染・免疫学		1	◎	
	感染看護論		1	◎	
	臨床心理学	1	◎		
病理学	1	◎			
症状マネジメント論	1	◎			
看護学概論	2	◎			
ひとと生活	1	◎			
看護援助論	1	◎			
生活援助技術演習	2	◎			
治療援助技術演習	2	◎			
看護実践基盤実習(援助関係)	1.5	◎			
看護実践基盤実習(生活援助)	1.5	◎			
病い論	1	◎			
援助過程論	1	◎			
慢性期看護学	1	◎			
慢性期看護学演習	1	◎			
治療・回復期看護学	1	◎			
治療・回復期看護学演習	1	◎			
老年看護学 I	2	◎			
老年看護学 II	2	◎			
小児看護学	2	◎			
母性看護学概論	1	◎			
母性看護学	2	◎			

専 門 科 目	精神看護論	2	◎	
	メンタルヘルス論	1	◎	
	疾病の成り立ちと治療Ⅰ	2	◎	
	疾病の成り立ちと治療Ⅱ	2	◎	
	疾病の成り立ちと治療Ⅲ	2	◎	
	疾病の成り立ちと治療Ⅳ(こども)	2	◎	
	疾病の成り立ちと治療Ⅴ(精神)	2	◎	
	クリティカルケア論	1		
	セルフヘルプ論	1		
	治療的コミュニケーション論	1		
	新生児健康障害論	1		
	周産母子健康障害論	1	◎	
	フィジカルアセスメント演習	1	◎	
	看護実践展開実習Ⅰ(成人)	4	◎	
	看護実践展開実習Ⅱ(成人)	2	◎	
	看護実践展開実習Ⅰ(老年)	2	◎	
	看護実践展開実習Ⅰ(小児・家族)	2	◎	
	看護実践展開実習Ⅰ(母性)	2	◎	
	看護実践展開実習Ⅰ(精神)	2	◎	
	保健行政論	1	◎	
	保健医療福祉論	1	◎	
	統計学	1	◎	
	公衆衛生学	1	◎	
	看護情報学	1		
	地域看護学概論	1	◎	
	看護政策論	1		
	在宅看護学概論	1	◎	
	在宅看護論	1	◎	
	在宅看護展開論	1	◎	
	地域看護論	2	◎	
	家族看護学	2	◎	
	地域・在宅看護実習Ⅰ	1	◎	
	看地域・在宅看護実習Ⅱ	1	◎	
統合看護実習	3	◎		
看護管理論	1	◎		
研究ゼミナール	1	◎		
看護研究方法論	1	◎		
卒業研究	2	◎		
その他必要と認める科目	保健医療英語	1		
	グローバルヘルスフィールド演習	2		

ホ 保健学科 検査技術科学専攻(専門の◎印は必修科目を, ○印は選択必修科目を, その他は選択科目を示す。)

授業科目の区分等		授 業 科 目	単 位	必修・選択必修 ・選択の別	備 考
専 門 科 目	共通専門基礎科目	情報科学1	1	○	
		情報科学2	1	○	
		線形代数入門1	1	○	
		線形代数入門2	1	○	
		微分積分入門1	1	○	
		微分積分入門2	1	○	
		物理学入門	1	○	
		力学基礎1	1	○	
		力学基礎2	1	○	
		電磁気学基礎1	1	○	
		電磁気学基礎2	1	○	
		物理学実験基礎	1	○	
		物理学実験	2	○	

専門科目	共通専門基礎科目	基礎物理化学 1	1	○	
		基礎物理化学 2	1	○	
		基礎有機化学 1	1	○	
		基礎有機化学 2	1	○	
		生物学概論 B 1	1	○	
		生物学概論 B 2	1	○	
		生物学各論 C 1	1	○	
		生物学各論 C 2	1	○	
	共通特論	現代医療と生命倫理	1	◎	
		保健学概論	1	◎	
		初期体験実習	1	◎	
		I P W概論	1	◎	
		国際保健	1	◎	
		災害保健	1	◎	
		I P W統合演習	1	◎	
		国際感染症論	1		
		解剖学 I	1	◎	
		解剖学 IV	1	◎	
		解剖学実習 I	1	◎	
		免疫学	2	◎	
		生理学 I	2	◎	
		生理学実習 I	1	◎	
		一般検査学演習	3	◎	
		分子生物学概論	1	◎	
		病態栄養学	1	◎	
		栄養機能学	1		
		公衆衛生学	1	◎	
		公衆衛生学実習	1	◎	
		保健行政論	1	◎	
		環境・食品・産業衛生学	1	◎	
		統計学	1	◎	
		医療情報処理学	1	◎	
		臨床医学総論 I	1	◎	
		臨床医学総論 II	1	◎	
		臨床検査医学 I	1	◎	
		臨床検査医学 II	1	◎	
		検査情報解析学	1	◎	
		検査情報解析学演習	1	◎	
		生化学 II	2	◎	
		生化学実習 I	2	◎	
		臨床化学	2	◎	
		臨床化学実習 I	2	◎	
		放射性同位元素検査技術学	1	◎	
		遺伝子・染色体検査学	1	◎	
		臨床免疫学	3	◎	
		臨床免疫学実習 I	3	◎	
		臨床細菌学	1	◎	
臨床細菌検査学		2	◎		
臨床細菌検査学実習 I	1	◎			
ウイルス検査学	2	◎			
ウイルス検査学実習	1	◎			
臨床生理学	1	◎			
生理機能検査学	4	◎			
臨床生理学実習 I	2	◎			
総合画像診断学	2	◎			
画像診断解析学	2	◎			

専門科目	生体情報計測学	1	◎	
	生体情報計測学実習	1	◎	
	臨床血液学	3	◎	
	臨床血液学実習 I	2	◎	
	病理学 I	1	◎	
	病理学 II	1	◎	
	病理組織細胞学	2	◎	
	病理組織細胞学実習 I	2	◎	
	寄生虫検査学	1	◎	
	寄生虫検査学実習	1	◎	
	検査管理総論	2	◎	
	検査統合実習	1	◎	
	臨床検査実践論	1	◎	
	機器分析学	1	◎	
	臨床検査概論	1	◎	
	臨床血液学実習 II	2	◎	
	臨床免疫学実習 II	1	◎	
	臨床細菌検査学実習 II	2	◎	
	臨床生理学実習 II	3	◎	
	臨床化学実習 II	1	◎	
	病理組織細胞学実習 II	2	◎	
	国際情報検索	1		
	移植管理学	1	◎	
	薬と生体反応	1	◎	
	遺伝子・染色体検査学実習	1	◎	
	医療安全管理学	1	◎	
	医療安全管理学演習	2	◎	
	臨床検査技能演習	1	◎	
	卒業研究	4	◎	
	その他必要と認める科目	保健医療英語	1	
グローバルヘルスフィールド演習		2		

へ 保健学科 理学療法学専攻（専門の◎印は必須科目を，○印は選択必須科目を，その他は選択科目を示す。）

授業科目の区分等		授業科目	単位	必修・選択必修・選択の別	備考	
専門科目	共通専門基礎科目	情報科学 1	1	○		
		情報科学 2	1	○		
		線形代数入門 1	1	○		
		線形代数入門 2	1	○		
		微分積分入門 1	1	○		
		微分積分入門 2	1	○		
		物理学入門	1	○		
		力学基礎 1	1	○		
		力学基礎 2	1	○		
		電磁気学基礎 1	1	○		
		電磁気学基礎 2	1	○		
		物理学実験	2	○		
		生物学概論 B 1	1	○		
		生物学概論 B 2	1	○		
		生物学各論 C 1	1	○		
		生物学各論 C 2	1	○		
		共通特論	現代医療と生命倫理	1	◎	
			保健学概論	1	◎	
	初期体験実習		1	◎		
	I PW概論		1	◎		
	国際保健		1	◎		
	災害保健		1	◎		
		I PW統合演習	1	◎		

専 門 科 目	保健福祉工学	1	◎	
	リハビリテーション概論	1	◎	
	解剖学Ⅱ	1	◎	
	解剖学実習Ⅱ	2	◎	
	解剖学Ⅲ	1	◎	
	解剖学実習Ⅲ	1	◎	
	生理学基礎	1	◎	
	生理学Ⅱ	1	◎	
	生理学実習Ⅱ	1	◎	
	人間発達学	1	◎	
	運動学	1	◎	
	臨床運動学	1	◎	
	運動学実習	1	◎	
	動作解析学実習	1	◎	
	病理学Ⅰ	1	◎	
	病理学Ⅱ	1	◎	
	内部障害学	1	◎	
	整形外科学	1	◎	
	外科学概論	1	◎	
	小児疾病論	1	◎	
	臨床神経学Ⅰ	1	◎	
	臨床神経学Ⅱ	1	◎	
	臨床心理学	1	◎	
	精神医学Ⅰ	1	◎	
	薬と生体反応	1	◎	
	健康と栄養	1	◎	
	画像診断解析学	1	◎	
	スポーツ医学	1	◎	
	統計学	1	◎	
	老年期障害学	1	◎	
	保健医療福祉論	1	◎	
	保健行政論	1	◎	
	生化学	1		
	臨床解剖学実習	1		
	移植管理学	1	◎	
	理学療法概論	1	◎	
	理学療法管理学	1	◎	
	理学療法評価学	1	◎	
	理学療法評価学実習	2	◎	
	理学療法総合評価学	1	◎	
	運動器理学療法学	1	◎	
	運動器理学療法学実習	1	◎	
	内部障害理学療法学	1	◎	
	内部障害理学療法学実習	1	◎	
	神経系障害理学療法学	1	◎	
	神経系障害理学療法学実習	1	◎	
	運動治療学	1	◎	
	運動治療学実習	2	◎	
	日常生活活動学	1	◎	
	日常生活活動学実習	1	◎	
物理治療学	1	◎		
物理治療学実習	1	◎		
義肢装具学	1	◎		
義肢装具学実習	1	◎		
発達障害理学療法学	1	◎		
実践理学療法学	1	◎		
生活環境学	1	◎		

専門科目	地域理学療法学	1	◎	
	理学療法地域医療実習	1	◎	
	臨床実習Ⅰ	1	◎	
	臨床実習Ⅱ	4	◎	
	臨床実習Ⅲ	7	◎	
	臨床実習Ⅳ	7	◎	
	臨床実習Ⅴ	1	◎	
	理学療法研究法	1	◎	
	理学療法研究法演習	2	◎	
	卒業研究	4	◎	
	その他必要と認める科目	保健医療英語	1	
グローバルヘルスフィールド演習		2		

ト 保健学科 作業療法学専攻（専門の◎印は必修科目を，○印は選択必修科目を，その他は選択科目を示す。）

授業科目の区分等		授業科目	単位	必修・選択必修・選択の別	備考
専門科目	共通専門基礎科目	情報科学 1	1	○	
		情報科学 2	1	○	
		線形代数入門 1	1	○	
		線形代数入門 2	1	○	
		微分積分入門 1	1	○	
		微分積分入門 2	1	○	
		物理学入門	1	○	
		力学基礎 1	1	○	
		力学基礎 2	1	○	
		電磁気学基礎 1	1	○	
		電磁気学基礎 2	1	○	
		物理学実験基礎	1	○	
		物理学実験	2	○	
		生物学概論 B 1	1	○	
		生物学概論 B 2	1	○	
		生物学各論 C 1	1	○	
		生物学各論 C 2	1	○	
	共通特論	現代医療と生命倫理	1	◎	
		保健学概論	1	◎	
		初期体験実習	1	◎	
		I P W 概論	1	◎	
		国際保健	1	◎	
		災害保健	1	◎	
		I P W 統合演習	1	◎	
		保健福祉工学	1	◎	
		リハビリテーション概論	1	◎	
		解剖学Ⅱ	1	◎	
		解剖学実習Ⅱ	2	◎	
		解剖学Ⅲ	1	◎	
		解剖学実習Ⅲ	1	◎	
		生理学基礎	1	◎	
		生理学Ⅱ	1	◎	
		生理学実習Ⅱ	1	◎	
人間発達学	1	◎			
運動学	1	◎			
臨床運動学	1	◎			
運動学実習	1	◎			
動作解析学実習	1	◎			
病理学Ⅰ	1	◎			
病理学Ⅱ	1	◎			
内部障害学	1	◎			
整形外科学	1	◎			

専 門 科 目	外科学概論	1	◎	
	小児疾病論	1	◎	
	臨床神経学Ⅰ	1	◎	
	臨床神経学Ⅱ	1	◎	
	臨床神経学Ⅲ	1	◎	
	臨床心理学	1	◎	
	精神医学Ⅰ	1	◎	
	精神医学Ⅱ	1	◎	
	薬と生体反応	1	◎	
	健康と栄養	1	◎	
	画像診断解析学	1	◎	
	スポーツ医学	1		
	統計学	1	◎	
	作業療法概論	1	◎	
	作業療法理論	1	◎	
	作業学	1	◎	
	作業学実習Ⅰ	1	◎	
	作業学実習Ⅱ	1	◎	
	作業療法原書講読	1	◎	
	作業療法研究法	1	◎	
	身体障害作業療法評価学	1	◎	
	身体障害作業療法評価学実習	1	◎	
	発達障害作業療法学	1	◎	
	精神障害作業療法評価学	1	◎	
	身体障害作業療法学	1	◎	
	身体障害作業療法学実習Ⅰ	1	◎	
	身体障害作業療法学実習Ⅱ	1	◎	
	身体障害作業療法学実習Ⅲ	1	◎	
	発達障害作業療法学実習	1	◎	
	精神障害リハビリテーション論	1		
	精神保健作業療法学Ⅰ	1	◎	
	精神保健作業療法学Ⅰ実習	1	◎	
	精神保健作業療法学Ⅱ	1	◎	
	精神保健作業療法学Ⅱ実習	1	◎	
	老年期障害学	1	◎	
	老年期障害作業療法学	1	◎	
	生活技術論	1	◎	
	生活技術論実習	1	◎	
	保健福祉工学実習	1	◎	
	作業療法基礎	1	◎	
	作業療法統合実習	1	◎	
	職業・社会リハビリテーション	1	◎	
	在宅援助論	1	◎	
	保健医療福祉論	1	◎	
	保健行政論	1	◎	
	作業療法管理学	1	◎	
	作業療法フィールド実習	1	◎	
	臨床実習Ⅰ	1	◎	
	臨床実習Ⅱ	2	◎	
	臨床実習Ⅲ	2	◎	
臨床実習Ⅳ	9	◎		
臨床実習Ⅴ	9	◎		
臨床実習Ⅵ	2	◎		
作業療法学研究	4	◎		
その他必要と認める科目	保健医療英語	1		
	グローバルヘルスフィールド演習	2		

別表第2 履修要件(第5条関係)

イー1 医学科 (略)

ロ 医療創成工学科

ハ 保健学科 看護学専攻

授業科目の区分等		授業科目等	必要修得単位数	備考	
教養科目	基盤系	別表第1のロに掲げる教養科目基盤系の授業科目	4	必修	
	人文系	別表第1のロに掲げる教養科目人文系の授業科目	8		
	社会系	別表第1のロに掲げる教養科目社会系の授業科目			
	自然系	別表第1のロに掲げる教養科目自然系(化学を除く)の授業科目	1		
	総合系	別表第1のロに掲げる教養科目総合系の授業科目			
	外国語系		別表第1のロに掲げる英語の授業科目	4	
			別表第1のロに掲げるドイツ語, フランス語, 中国語及びロシア語の授業科目	4	ドイツ語, フランス語, 中国語及びロシア語のうちから1つの言語を選択すること。
健康・スポーツ科学系	別表第1のロに掲げる健康・スポーツ科学の授業科目	1	必修		
専門科目	共通専門基礎科目	選 必	別表第1のハに掲げる共通専門基礎科目の授業科目	8	「必修」は必修科目を, 「選必」は選択必修科目を, 「選択」は選択科目を示す。
	共通特論	必 修	別表第1のハに掲げる共通特論の授業科目	4	
		必 修	卒業研究	2	
		必 修	別表第1のハに掲げる専門科目(共通専門基礎科目, 共通特論及び卒業研究を除く。)の授業科目のうちから, 必修科目及び選択科目として別に定める授業科目	92	
		選 択		2	
合 計			130		

二 保健学科 検査技術科学専攻

授業科目の区分等		授業科目等	必要修得単位数		備考	
教養科目	基盤系	別表第1の口に掲げる教養科目基盤系の授業科目	4		必修	
	人文系	別表第1の口に掲げる教養科目人文系の授業科目	8			
	社会系	別表第1の口に掲げる教養科目社会系の授業科目				
	自然系	別表第1の口に掲げる教養科目自然系(化学を除く)の授業科目	1~2			
	総合系	別表第1の口に掲げる教養科目総合系の授業科目				
	外国語系		別表第1の口に掲げる英語の授業科目	4		
			別表第1の口に掲げるドイツ語, フランス語, 中国語及びロシア語の授業科目	4		ドイツ語, フランス語, 中国語及びロシア語のうちから1つの言語を選択すること。
健康・スポーツ科学系	別表第1の口に掲げる健康・スポーツ科学の授業科目	0~1		選択		
専門科目	共通専門基礎科目	選 必	別表第1の二に掲げる共通専門基礎科目の授業科目	9~10	120~121 「必修」は必修科目を, 「選必」は選択必修科目を, 「選択」は選択科目を示す。	
	共通特論	必 修	別表第1の二に掲げる共通特論の授業科目	4		
		必 修	卒業研究	4		
		必 修	別表第1の二に掲げる専門科目(共通専門基礎科目, 共通特論及び卒業研究を除く。)の授業科目のうちから, 必修科目及び選択科目として別に定める授業科目	101		
		選 択		1~2		
合 計				142		

注 教養科目の自然系・総合系と健康・スポーツ科学系の科目を合わせて計2単位以上修得しなければならない。

ホ 保健学科 理学療法学専攻

授業科目の区分等		授 業 科 目 等	必要修得単位数		備 考	
教養科目	基盤系	別表第1の口に掲げる教養科目基盤系の授業科目	4		必修	
	人文系	別表第1の口に掲げる教養科目人文系の授業科目	8			
	社会系	別表第1の口に掲げる教養科目社会系の授業科目				
	自然系	別表第1の口に掲げる教養科目自然系の授業科目	1			
	総合系	別表第1の口に掲げる教養科目総合系の授業科目				
	外国語系		別表第1の口に掲げる英語の授業科目	4		
			別表第1の口に掲げるドイツ語、フランス語、中国語及びロシア語の授業科目	4		ドイツ語、フランス語、中国語及びロシア語のうちから1つの言語を選択すること。
健康・スポーツ科学系	別表第1の口に掲げる健康・スポーツ科学の授業科目	1		必修		
専門科目	共通専門基礎科目	選 必	別表第1のホに掲げる共通専門基礎科目の授業科目	9~10	105 ~ 106 「必修」は必修科目を、「選必」は選択必修科目を、「選択」は選択科目を示す。	
	共通特論	必 修	別表第1のホに掲げる共通特論の授業科目	4		
		必 修	卒業研究	4		
		必 修	別表第1のホに掲げる専門科目(共通専門基礎科目、共通特論及び卒業研究を除く。)の授業科目のうちから、必修科目及び選択科目として別に定める授業科目	86		
		選 択		1~2		
合 計				127		

へ 保健学科 作業療法学専攻

授業科目の区分等		授 業 科 目 等	必要修得単位数	備 考	
教養科目	基盤系	別表第1の口に掲げる教養科目基盤系の授業科目	4	必修	
	人文系	別表第1の口に掲げる教養科目人文系の授業科目	8		
	社会系	別表第1の口に掲げる教養科目社会系の授業科目			
	自然系	別表第1の口に掲げる教養科目自然系の授業科目	1~2		
	総合系	別表第1の口に掲げる教養科目総合系の授業科目			
	外国語系		別表第1の口に掲げる英語の授業科目	4	
			別表第1の口に掲げるドイツ語, フランス語, 中国語及びロシア語の授業科目	4	ドイツ語, フランス語, 中国語及びロシア語のうちから1つの言語を選択すること。
健康・スポーツ科学系	別表第1の口に掲げる健康・スポーツ科学の授業科目	0~1	選択		
専門科目	共通専門基礎科目	選 必	別表第1のへに掲げる共通専門基礎科目の授業科目	8	109 「必修」は必修科目を, 「選必」は選択必修科目を, 「選択」は選択科目を示す。
	共通特論	必 修	別表第1のへに掲げる共通特論の授業科目	4	
		必 修	作業療法学研究	4	
		必 修	別表第1のへに掲げる専門科目(共通専門基礎科目, 共通特論及び卒業研究を除く。)の授業科目のうちから, 必修科目及び選択科目として別に定める授業科目	92	
		選 択		1	
合 計			131		

注 教養科目の自然系・総合系と健康・スポーツ科学系の科目を合わせて計2単位以上修得しなければならない。

2 教育課程・卒業要件等の概要

(1) 教育課程

本学科における教育課程は、その教育目的に応じて、教育上必要な授業科目を開設し、これを組織的・系統的に編成されている。

また、授業科目は、その内容・性格により一定の授業科目の区分【全学共通授業科目：教養科目（基盤系、人文系、社会系、自然系、総合系、外国語系、健康・スポーツ科学系）、専門科目（共通専門基礎科目）】、【専門科目（共通特論、その他の専門科目）】に従って開設されている。

さらに、各授業科目を、必修科目・選択科目に分け、これを各年次及び各学期に配当することにより教育課程が編成されている。

(2) 授業

1) 学期（授業期間）

本学科では、年度間を前期（4月1日～9月30日）、後期（10月1日～翌3月31日）の2期に区分する2学期制をとっており、1学期は、原則として、15週間にわたって授業を行う。

2) 授業の方法

各授業科目の授業は、講義、演習、実験又は実習のいずれかの方法により行う。

3) 各授業科目の単位数

各授業科目は、教育研究上の目的にそって、多様な履歴が可能となるように単位制がとられており、各授業科目ごとに単位数を定めて開設する。

各授業科目の単位数は、次の基準による。

授業の方法上の区分	1単位の履修時間	
	全学共通授業科目	専門科目
講義	15時間	15時間又は30時間
演習	30時間	30時間又は45時間
実験・実習		

4) 授業時間

本学科における授業は、原則として、月曜日から金曜日まで各5時限実施する。授業時間割は毎学期初めに発表する。

名谷キャンパスで実施する各時限ごとの授業開始・終了時刻は次のとおりである。

時限	授業開始・終了時刻
1	9:00～10:30
2	10:40～12:10
3	13:10～14:40
4	14:50～16:20
5	16:40～18:10

なお、鶴甲第一キャンパスで実施する全学共通授業科目及び専門科目は、高等教育推進機構全学共通教育部の授業時間に従う。

5) 履修届の提出・履修上の一般的注意事項

①履修届の提出

毎学期指定の期日までに、履修しようとする授業科目について履修・受験届を提出（WEBによる履修登録）し、学部長の許可を受けなければならない。履修・受験届の提出がない授業科目は、履修及び試験を受けることができない。

②履修上の一般的注意事項

- イ 自己の所属する専攻に係る教育課程表に従い、必修科目を含めて、卒業に必要な単位数に係る授業科目を履修しなければならない。
- ロ 他学部の授業科目の履修については、学部長を経て、当該学部長の許可を受けなければならない。
- ハ 自己の所属する専攻以外の授業科目については、当該の授業担当教員が、教育上特に有益と認めたときは履修することができるが、卒業の要件としての単位に算入しない。
- ニ 授業科目は、履修年次・学期を示して開講するので、その該当年次・学期に履修すること。
- ホ 同一曜日の同一時限に、複数の授業科目を履修（二重履修）することはできない。
- ヘ 既に単位を修得した授業科目を履修し、再びその単位を修得することはできない。

6) 試験等についての諸注意

①試験

定期試験は、授業が終了した学期毎に実施する。また、定期試験をせず、レポートで行うこともあるので注意すること。

試験は、予め正規の届を提出した授業科目のみを受験することができるが、正規の届出をした授業科目でも、平素の出席状況が良くない場合は、受験を許可しないことがある。

追試験は、原則として行わないが、病気その他やむを得ない事情により試験を欠席した者については、協議の上、追試験を認めることがある。

再試験は、試験の結果不合格となった者に対して行うことがある。

②受験の際の注意事項

- イ 試験の時間割は、2週間前に発表する。
- ロ 試験は、学生証を携帯し指定された教室で受験すること。
- ハ 受験のため許可された物以外は、所定の場所におくこと。
- ニ 答案用紙は、答案の成否にかかわらず必ず試験科目名、専攻名、学籍番号及び氏名を書き、一切持ち出さないこと。
- ホ 試験開始 20 分までは退室を許さない。また、20 分経過後は絶対に入室を認めないので、遅刻しないように注意すること。
- ヘ 受験中の不正行為は厳に慎むこと。不正行為が判明した場合は、厳重なる処罰をする。

③成績の異議申立てについて

成績発表後 1 週間以内に必要書類を教務学生係に提出すること。

7) 交通機関の運休、気象警報の発表、避難指示・緊急安全確保の発令時における授業、定期試験の休講措置について

1. 交通機関の運休の場合

< 1 > 六甲台地区において開講する授業

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合、当日のその後に開始する授業(定期試験を含む)を休講とする。

(1) JR 西日本(神戸線(大阪駅～姫路駅))、阪急電鉄(神戸本線(大阪梅田駅～神戸三宮駅))及び阪神電気鉄道(阪神本線(大阪梅田駅～元町駅))のうち2線が同時に運休した場合

(2) 神戸市バス 16 系統及び 36 系統が同時に運休した場合

ただし、次の場合は授業を実施する。

- ① 午前 6 時までに、交通機関が運行した場合は、1 時限目の授業から実施する。

- ② 午前10時までに、交通機関が運行した場合は、午後1時以降に開始する授業から実施する。
- ③ 午後2時までに、交通機関が運行した場合は、午後5時以降に開始する授業から実施する。

<2> 名谷地区において開講する授業

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合、当日のその後に開始する授業(定期試験を含む)を休講とする。

- (1) JR西日本(神戸線(大阪駅～姫路駅))、阪急電鉄(神戸本線(大阪梅田駅～神戸三宮駅))及び阪神電気鉄道(阪神本線(大阪梅田駅～元町駅))が全て同時に運休した場合
 - (2) 神戸市営地下鉄(西神・山手線(谷上駅～西神中央駅))が運休した場合
- ただし、次の場合は授業を実施する。

- ① 午前6時までに、交通機関が運行した場合は、1時限目の授業から実施する。
 - ② 午前10時までに、交通機関が運行した場合は、午後1時以降に開始する授業から実施する。
 - ③ 午後2時までに、交通機関が運行した場合は、午後5時以降に開始する授業から実施する。
- 注) 看護学専攻統合看護実習の夜間実習については、正午までに交通機関が運行した場合は実施する。

2. 気象警報の発表の場合

各地区において、次の<1>から<2>のとおり警報(ただし暴風、大雪、暴風雪に限る)又は特別警報が発表された場合、当日のその後に予定されている授業を休講とする。

なお、気象警報が広域に発表された場合は、神戸市が含まれている場合にこの取扱いを適用する。

ただし、次の場合は授業を実施する。

- (1) 午前6時までに、気象警報が解除された場合は、1時限目の授業から実施する。
- (2) 午前10時までに、気象警報が解除された場合は、午後1時以降に開始する授業から実施する。
- (3) 午後2時までに、気象警報が解除された場合は、午後5時以降に開始する授業から実施する。

<1> 六甲台地区

神戸市灘区に警報又は特別警報が発表された場合

<2> 名谷地区

神戸市須磨区に警報又は特別警報が発表された場合

3. 避難指示・緊急安全確保の発令の場合

各地区(六甲台地区、楠地区、名谷地区、深江地区)の所在地に市町村等から避難指示・緊急安全確保が発令された場合、当該地区で当日のその後に開始する全ての授業(定期試験を含む)を休講とする。ただし、午前6時までに避難指示・緊急安全確保が解除された場合は、1時限目の授業から実施する。

4. 休講の周知方法

交通機関の運休、気象警報の発表、避難指示・緊急安全確保の発令が事前に予想される場合は、学内掲示板、うりぼーネット、各学部及び各研究科のホームページ等により、あらかじめ周知するものとする。

- (注) 1. 交通機関の運休とは、事故、気象現象、地震、その他の理由により鉄道や道路が遮断されて交通機関が運行休止になり、通学が困難な場合をいう。
- 2. 気象警報は、「神戸地方気象台が発表する警報」によるものとする。
 - 3. 気象警報の発表及び解除、避難指示・緊急安全確保の発令及び解除の確認は、テレビ・

ラジオ・インターネット等の報道による。

4. 演習又は研究指導等の少人数の授業については、授業を行うことがある。ただし、避難指し・緊急安全確保の発令の場合は除く。
5. このほか、必要な事項は各学部又は各研究科において別に定める。
6. この申告は、令和3年5月20日から適用する。

(3) 単位の授与・成績評価・卒業の要件

1) 単位の授与

授業科目を履修し、試験に合格した者に対して、所定の単位を与える。

2) 成績評価基準・GPA

神戸大学では、「学位授与に関する方針」に掲げる国際的に卓越した教育を保証し、「単位の実質化」を進めるため、平成24年度入学生(*)から「GPA (Grade Point Average)」を通知することになりました。(* 学部編入学生や一部の大学院学生は含みません。)

I. GPAについて

GPAとは、下記「成績評価基準」(秀, 優, 良, 可, 不可)に基づいて評価した成績の単位数に、それぞれのGP (Grade Point)を掛けて合計したものを、履修登録を行った単位数の合計で割って計算した、1単位あたりのGP平均値(Average)です。

「成績評価基準」

評語名 (和文)	評語名 (英文)	最小点	最大点	G P
秀	S	90	100	4.3
優	A	80	89	4
良	B	70	79	3
可	C	60	69	2
不可	F	0	59	0

※「可」以上が「合格」となり、単位が修得できる。

II. GPA計算について

$$\text{GPA} = \frac{\text{履修登録した科目の単位数} \times \text{当該科目のG P の合計}}{\text{履修登録した科目の単位数合計 (不可を含む)}}$$

1. 履修登録した科目のうち、GPA計算式に入らない科目があります。

- ① 成績を「合格」で評価する科目
- ② 他大学等で単位修得し、神戸大学が「認定」とした科目
- ③ 履修取り消しをした科目 (以下「III. 履修取消制度について」参照)
- ④ 資格免許のための科目 (教職科目, 学芸員関連科目) (*)

(* 一部の学部・研究科では計算式に入ります。所属学部、研究科毎にお知らせします。)

- ⑤ 所属学部・研究科で指定した科目 (所属学部・研究科毎にお知らせします。)

2. 再履修をした場合、過去の「不可」の成績は、原則としてGPA計算式に入りません。

- ・「不可」(不合格)と成績評価された科目を、再び履修登録した場合、再履修した時の「不可～秀」(GP=0～

4.3) の成績がGPA計算式に入り、当該科目について過去に付いた「不可」(GP=0)の成績が、再履修した学期以降のGPA計算式から除外されます。ただし、過去に計算されたGPA(学期)の値は変更されません。

※所属学部・研究科によっては「除外されない科目」がありますので注意してください。

(所属学部・研究科毎にお知らせします。)

III. 履修取消制度について

学期初めに履修登録を行った科目について、途中で履修を中止したい場合、クォーター毎に設けられる履修取消期間中に、履修を取り消すことができます。

〔履修取消期間〕

各クォーターの履修取消期間は別途掲示等でお知らせします。

〔取消の対象となる科目〕

以下のとおり、授業が始まるクォーターの履修取消期間に取消が可能です。

	取消の対象となる開講科目
第1クォーター履修取消期間	第1クォーター開講科目、前期開講科目、通年開講科目
第2クォーター履修取消期間	第2クォーター開講科目
第3クォーター履修取消期間	第3クォーター開講科目、後期開講科目
第4クォーター履修取消期間	第4クォーター開講科目

☆履修登録や履修取消は、原則として学生自らが「うりぼーネット」(Web)で行います。

- ・取り消した科目は、「履修科目一覧表」や「学業成績表」で確認でき、GPA計算式に入りません。
- ・履修取消期間中に取り消さなかった科目は、成績評価の対象となります。取り消さずに途中で履修を中止した場合、成績評価は「不可」(不合格)となり、GPA計算式に入りますので、注意してください。
- ・取り消した科目も「履修登録単位の上限(CAP制)(*)の単位数に入ります。
履修登録前までに、各授業科目のシラバスで授業内容を必ず確認し、年間の履修計画をしっかりと立てた上で、履修登録と履修取消を行ってください。
(*「履修登録単位の上限(CAP制)」とは、年間又は学期毎に履修登録できる単位数の上限のことです。上限の単位数については、所属学部・研究科毎にお知らせします。)
- ・取り消した科目は、履修取消期間終了後、その開講期間中に再び受講(履修)することはできません。

※修学上の理由から、「履修取消ができない科目」と「履修取消期間中に取消ができない科目」があります。詳細については、所属学部・研究科毎にお知らせします。

IV. GPAの通知について(対象：学部生、一部の大学院生)

- ・成績評価及び「GPA」は学期毎に通知されます。併せて「科目GP(単位数×GP)」と「GPA(学期)」も通知されます。
- ・通知されたGPAにより、学期毎及び在学中の成績評価の平均値を確認し、学修成果の指標とすることができます。

☆成績評価とGPAは、学生自ら「うりぼーネット」(Web)で確認できます。

例えば、下記の成績照会画面(例)では、GPAは「3.11」です。2025年度前期のGPAは「3.00」でしたが、2025年度後期のGPAは「3.22」でしたので、後期の成績評価(平均)が、前期の成績評価(平均)より上昇したことがわかります。

成績照会画面(例)：「うりぼーネット」(Web)単位修得状況照会

■GPA

GPA	科目GPA合計	計算単位数	計算日
3.11	118.0	38	2026年3月5日

※GPAは小数点第3位を四捨五入して表示されます。

■GPA(学期)

年度	前期				後期			
	GPA(学期)	科目GPA合計	計算単位数	計算日	GPA(学期)	科目GPA合計	計算単位数	計算日
2025年度	3.00	60.0	20	2025年9月5日	3.22	58.0	18	2026年3月5日

No	区分	科目大区分	科目中区分	科目	単位数	修得年度	修得学期	評価	評語	科目GP	合否
1	全学共通授業科目	教養科目	総合系	〇〇〇〇〇	2.0	2025	前期	S	秀	8.6	合

3) 卒業の要件

本学科を卒業するためには、本学科に4年以上在学し、医学部規則別表第2履修要件(第5条関係)に定める所定の単位を修得しなければならない。

(4) 臨地実習

1) 看護学専攻

臨地実習は、1年次から4年次まで、本専攻の教育目標に基づいて段階的に展開する。1年次では、自己の目指す専門職の役割と機能を知ると共に、ヘルスケアチームを構成する専門職の役割と機能、ならびに職種間の協働の重要性に気づくことをねらいとした<初期体験実習>を行う。その後、看護学の基礎理論、看護援助過程に関する科目等の学習と並行しながら、2年次には、看護の対象である「ひと」とそのひとの「生活」を理解し、援助関係の基盤となる対象とのコミュニケーションおよび相互関係について体験する<看護実践基盤実習(援助関係)>を前期に、対象である「ひと」と「生活」「環境」についてアセスメントを行い、対象のニーズに応じた看護を展開し、看護の展開を通じて、リフレクティブな看護実践を体験する<看護実践基盤実習(生活援助)>を後期に行う。3年次では、専門科目の学習により習得した知とスキルを駆使し、思考、思い、感性をはたらかせて対象を包括的に理解し、実践へ展開すること、また看護実践を通じて、看護実践(ケアリング)に必要な基礎的能力を獲得し、実習を通じて体験を意味づけ(経験化)し、よりよいケアを創造することをねらいとした、<看護実践展開実習Ⅰ(成人、老年、精神、小児・家族、母性)>を行う。また、地域で暮らす人々を対象とした看護と看護の連続性、保健医療福祉領域における多職種連携の必要性を理解することを目的とした<地域・在宅看護実習Ⅰ>を行う。4年次では、3年次までの学びを活かして<看護実践展開実習Ⅱ(成人)>および<地域・在宅看護実習Ⅱ>を行う。これまでの学習で学生が明らかにした学生個々の課題に関する学習の深化を図りながら、看護実践活動のフィールドワークを、主体的に展開する<統合看護実習>を行う。この統合看護実習では、これまで学習した看護の知識とスキルの統合、ならびに自己の看護観を育成するとともに、看護専門職としてのキャリア開発にむけて課題を明確にし、生涯学習者としての成長を促すことをねらいとしている。臨地実習での学びを深めるために、全ての実習に実践経験に基づくリフレクションを取り入れ、4年間を通して看護専門職としての成長に必要なリフレクション能力の獲得を目指す。

2) 検査技術科学専攻

臨地実習は、学内における専門科目の講義と実習が終わった後に、附属病院および県内外の医療施設において行う。

臨地実習の主たる目的は、以下の4項目である。

- ① 実際の臨床検査室において研修し、検査業務を認識する。
- ② 大型自動分析装置や各種専用分析装置の原理、操作法、保守管理等について学ぶ。
- ③ 学内実習において修得した技術を、実践で応用する。
- ④ その他必要と認める院内・院外施設において研修し、病院内の業務を認識する。

具体的には、多量の検体処理や分析手順、検体の保存方法、特殊な臨床検査、最新の大型分析装置など学内実習では経験できない事柄について実習する。

附属病院での実習では、6～7名のグループで、検査部の各部門（微生物、免疫血清、臨床化学、血液、生理機能、遺伝子）と、輸血部、病理部、その他の院内施設をローテーションする。また、附属病院での実習終了後、県内外の医療施設において少人数による部門特化型の実習を行う。

臨地実習は、学内実習において習得した検査技術を臨床現場で実践し、患者から採取される様々な検体や患者自身に接し、あらゆる場面に適応できうる能力を養うために実施する。また、医療施設における臨床検査および臨床検査技師の役割を理解し、患者中心の医療を実践するために他の医療職種との連携や協働を学ぶことも目的としている。

3) 理学療法学専攻

臨地実習は、理学療法の理論と実技及びこれに関する基礎科目を全て終了した時点で行われる理学療法教育の総括的な場である。

本専攻では2年次に阪神間の医療施設（急性期・回復期リハ・地域包括ケア、等）、リハビリテーション施設、肢体不自由児施設、老人保健福祉施設、等で理学療法現場の見学を行う。3・4年次では上記施設、及び通所・訪問リハビリテーションで臨地実習指導理学療法士の監督責任の下に、患者や利用者を担当し、学内での講義・実習で修得した知識・技術を実際の臨地実習の場で集大成させることが基本的な目的である。また、病院や施設の組織機構をはじめリハビリテーション部、あるいは理学療法部等の管理、運営についても実践を通してこれを学ぶ。また、患者等や医療・介護関連スタッフとの人間関係、職業倫理の重要性を経験、修得することも臨地実習の目的といえる。

さらに、臨地実習においては、症例報告や抄読会、研究の方法等についても学び、専門職としての資質を涵養することも忘れてはいけない。

本専攻における臨地実習では多種多様な身体障害を有する患者等を相手に、その身体的、社会的、職業的狀態や問題を的確に把握するために、高レベルの医学的専門的知識、技術に加え、医療従事者としての安定した情緒、誠実さ、自主性が要求される。従って、臨地実習の成績は、理学療法士としての適性が重要視されると同時に、将来専門職としての学究資質の有無、能力の程度が厳しく評価される。

4) 作業療法学専攻

臨地実習は、2年次から4年次まで本専攻の教育目標に基づいて段階的に展開する。本専攻では附属病院のほか、近畿地区を中心に、病院、リハビリテーションセンター等の医療施設及び、介護老人保健施設等における通所リハビリテーション、訪問リハビリテーション施設等にて、その施設の作業療法士による臨床実習指導の下、1～数名の少人数に分かれて行う。年次ごとに段階的に見学、評価、作業療法介入を経験し、学内での講義・実習で習得した知識・技術を活用し統合することが目的である。2年次では見学を通じて、作業療法対象者の理解と対象者が暮らす地域を主体に取り組みされている地域包括ケアシステムの学修を進める。3年次で学内で学習した評価の知識と技術の統合を目的に評価を実際に経験し、作業療法介入への基盤をつくる。4年次の実習では臨床実習指導者とともに作業療法介入を経験し、それまでの学修を統合するとともに、

リハビリテーション関連部門との連携や部門運営の一部も経験する。

4年次の臨地実習を終える段階では、病院の組織や機構をはじめリハビリテーション関連部門あるいは作業療法部門の管理・運営についても習得していることが求められる。また社会人としての振る舞いに加え、施設におけるスタッフとの人間関係、職業倫理、専門職として必要とされる能力を涵養することが重要である。従って臨地実習の成績は、作業療法士としての適格な能力が重要視される。

(5) 授業科目の履修及び試験に関する内規

(平成16年4月1日制定)
最終改正 令和3年11月17日

(趣旨)

第1条 神戸大学医学部保健学科における専門科目（共通専門基礎科目を除く。）の授業科目（以下「科目」という。）の履修及び試験に関する事項は、神戸大学医学部規則（平成16年4月1日制定。以下「学部規則」という。）に定めるもののほか、この内規に定めるところによる。

(他専攻の授業科目の履修)

第2条 所属する専攻以外の科目の履修は、授業担当教員が教育研究上有益と認め、かつ、当該科目の授業に支障がないと認めたときに限り許可する。ただし、学部規則第5条別表第2に定める卒業に必要な単位数には含めない。

(復学者に係る通年の科目の履修)

第3条 通年の科目の半期分を履修して休学した者が、復学した場合において、当該科目担当教員が、授業内容が同一等の理由から有効と認めたときは、履修した半期分については、履修したものとみなすことができる。

(試験の時期)

第4条 試験は、学期末又は学年末に期日を定めて行う。ただし、必要がある場合は、臨時に行うことがある。

2 各科目の試験実施日時は、事前に提示する。

(受験資格)

第5条 履修届を提出した科目は、受験することができる。ただし、当該科目の授業の出席日数が、所定の3分の2以上であることを要する。

(学生証の提示)

第6条 受験者は、学生証を試験実施中机上に提示しなければならない。学生証を忘れた者は、あらかじめ受験許可書の交付を受け机上に提示するものとする。

(追試験)

第7条 試験に欠席した者に対しては、原則として追試験を行わない。ただし、病気その他やむを得ない事情により受験できない者は、事由を明記した追試験願（所定の用紙）に診断書又は証明書等を添付して当該試験科目の試験終了後、原則として1週間以内に学科長に提出するものとする。

2 追試験は、追試験願を提出した者のうち、次の各号に該当する場合は、学科会議の議を経て行うことがある。

- (1) 急性の重い病気
- (2) 忌引（配偶者、二親等内の親族）
- (3) 不慮の事故（自損、他損を問わない。）
- (4) その他やむを得ない事由

3 前項第2号の忌引の期間は、次の各号に掲げる親族に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 配偶者又は父母 7日以内
- (2) 子 5日以内
- (3) 配偶者の父母 3日以内
- (4) 二親等内の親族 3日以内

4 定期試験期間以外に実施される試験についても同様に取扱う。

5 休学及び欠席届の期間中に実施された試験科目については、追試験を行わない。

6 追試験合格者の成績は定期試験等に準ずる。

(複数の担当教員により開講する科目の試験の実施及び成績評価方法)

第8条 当該科目の担当教員により協議し、一括した試験を実施し、総合評価を行うことを原則とする。

2 担当の分野が異なる等の理由から、一括した実施をしがたいときは、当該科目の担当教員がそれぞれ試験を実施したうえ、総合評価をすることができる。その場合において、一部の教員について不合格の者がいる場合に、単純に総合評価し難いときは、不合格になった教員についてのみ再試験を実施し、合格点に達したときに総合評価をすることができるものとする。なお、その場合の総合評価は、「可」以上の評価もありうるものとする。また、この取扱いは、再試験において不合格となった者が、次年度以降の当該科目の開講期に実施する定期試験等を受験する場合にも準用する。

(成績の報告)

第9条 担当教員は、試験終了後、速やかに所定の成績表を記載し、学科長に報告しなければならない。

(成績の通知)

第10条 試験の結果について、各学期ごとに受験者に通知するものとする。

(中間試験の取扱い)

第11条 通年による科目については、学年の履修状況を把握する等のため、科目担当教員は、当該科目の授業の終了を待たず、学期末又は学年末に実施する定期試験の期間に、中間試験を実施することができる。なお、中間試験の成績は、当該科目の授業時間中等、授業担当教員において適宜通知するものとし、学科長に報告する成績は、最終成績のみとする。

(再試験)

第12条 再試験は、試験の結果不合格となった者に対して行うことがある。

2 不合格となった者のうち、当該科目の成績が、40点(4割)以上の者にあつては、当該科目の担当教員の判定により再試験を受けることができる。

3 再試験合格者の成績は「可」とする。

(再試験及び追試験の時期)

第13条 再試験及び追試験の時期は、原則として当該科目の試験のあった年次に行う。

(再試験における不合格者の取扱い)

第14条 講義による科目については、特に新たに履修することなく次年度以降の当該科目の開講期に実施する定期試験等を受験することができる。

2 演習、実験又は実習による科目については、原則として新たに履修しなければ次年度以降の当該科目の開講期に実施する定期試験等を受験することができない。

3 次年度以降の当該科目の開講期に実施する定期試験等において再試験を受けようとする者は、再試験願(所定の用紙)を提出しなければならない。

(追試験に該当しない者の取扱い)

第15条 第7条の規定に基づき、追試験願を提出した者のうち、追試験に該当しない者は、第5条の規定にかかわらず、学部教務委員会及び当該科目の担当教員が認めたときは、次年度以降の当該科目の開講期に実施する定期試験等を受験することができる。なお、その場合の成績評価は、定期試験等に準じて行うものとする。

(再試験欠席者の取扱い)

第16条 再試験を欠席した者は、前条の規定を準用し、次年度以降の当該科目の開講期に実施する定期試験等を再試験願を提出し受験することができる。なお、その場合の成績評価は「可」とする。

(再試験を放棄した者の取扱い)

第17条 正当な理由がなく再試験を欠席した者は再試験を放棄したものとみなし、新たに履修しなければ受験することができない。なお、再試験において不合格となった者が、次年度以降の当該科目の開講期に実施する定期試験等において再試験を受験する場合に、再試験願を提出しない場合は、同様に取扱う。

(再試験を実施しない教員に係る科目の取扱い)

第 18 条 試験の結果不合格となった者に対して、再試験を実施しない教員に係る科目については、新たに履修しなければ受験することができない。

(不正行為)

第 19 条 試験及び成績評価のために課すレポート等において学生が不正行為を行った場合は、学科長は、学科会議の議を経て当該科目を開講する学期に履修した科目の成績を全て無効とする措置を講じるものとする。ただし、成績を無効としない科目は別途定める。

なお、成績評価のために課すレポート等において、次の行為を実行した場合は不正行為と認定することがある。

- (1) 他人の作成したレポート等の内容を書き写す(内容の一部書き換えを含む)、または他人にレポート等の内容を作成させた場合
- (2) 故意に他人にレポート等の内容を書き写させる、または他人に作成したレポート等を提供した場合
- (3) レポート等の作成において剽窃(他人の著作物の内容等について出典を明記せず、自分の作成した内容とする等)した場合
- (4) レポート等の作成においてデータや画像の改ざん、捏造を行った場合
- (5) その他、レポート等の公正性を損なう行為や成績評価を妨げる行為を行った場合

(雑則)

第 20 条 この内規に定めるもののほか、履修及び試験に関し必要な事項は、学科会議が定める。

附 則

この内規は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この内規は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この内規施行の際現に保健学科に在学する者(以下この項において「在学者」という。)及び平成 19 年 4 月 1 日以降において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

附 則

この内規は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、令和 3 年 1 月 1 7 日から施行する。

(6) 神戸大学医学部保健学科成績評価基準等に関する内規

平成26年1月15日制定

(趣旨)

第1条 この内規は、神戸大学医学部規則第11条に定める成績評価基準等について定める。

(成績評価)

第2条 医学部保健学科(以下「本学科」という。)における授業科目の成績評価は、秀、優、良、可、又は不可とし、可以上をもって合格とする。

2 各授業科目を担当する教員が、前項の成績評価を行うにあたっては、以下の基準に拠るものとする。

秀：学修の目標を達成し、特に優れた成果を収めている。

(100点満点に換算して90点以上とする)

優：学修の目標を達成し、優れた成果を収めている。

(100点満点に換算して80点以上90点未満とする)

良：学修の目標を達成し、良好な成果を収めている。

(100点満点に換算して70点以上～80点未満とする)

可：学修の目標を達成している。

(100点満点に換算して60点以上～70点未満とする)

不可：学修の目標を達成していない。

(100点満点に換算して60点未満とする)

(成績評価の方法)

第3条 各授業科目の成績評価の方法は、当該授業科目を担当する教員(以下「担当教員」という。)が、これをシラバスにおいて明示するものとする。

(成績評価に対する申し立て)

第4条 学生は、本学科の授業科目について受けた成績評価につき成績評価基準等に照らして疑義がある場合には、担当教員に申し立てをすることができる。

2 学生は、前項の申し立てを行う場合には、申し立てする授業科目名等を記載した成績評価に関する申立書(別記様式第1号)を教務学生係に提出しなければならない。

3 前項の成績評価に関する申立書は、当該成績が発表された日から原則として1週間以内に提出しなければならない。ただし、当該期間内に提出できなかったことについて正当な理由がある場合はこの限りでない。

(申し立てに対する回答)

第5条 前条第2項に定める申立書が提出された場合、当該成績評価を行った教員は速やかに申し立てのあった学生の成績評価の確認を行い、申し立てが提出された日から原則として10日以内に、回答を教務学生係を経て当該学生に通知するものとする。

(報告)

第6条 申し立て内容及び結果について、担当教員等は書面により保健学科長に報告することとする。

(雑則)

第7条 この内規に定めるもののほか、成績評価に関し必要な事項は、学部教務委員会が定める。

附 則

1. この内規は、平成26年4月1日から施行する。
2. 神戸大学医学部保健学科成績評価に関する内規(平成22年7月21日制定)は廃止する。

年 月 日

神戸大学医学部保健学科長 殿

申請者
専 攻
学籍番号
氏 名

成績評価に関する申立書

私が履修した授業科目の成績評価について疑義がありますので、下記のとおり申し立てを行います。

履修年度・学期	
授業科目名	
科目責任者	
現在の成績	
申し立ての内容及びその理由	

事務記入欄（申請者は記入しないでください）

受理日	教員への連絡	教員からの回答	申請者への連絡	報告
/	/	/	/	/

(7) 神戸大学医学部保健学科における学生の進級に関する申合せ

平成16年4月1日 制定
最終改正 令和6年11月20日

神戸大学医学部規則（平成16年4月1日制定。以下「学部規則」という。）第7条第3項に基づき、医学部保健学科における進級条件について次のとおり定める。

ただし、カリキュラム等の改正があった場合は、進級条件についても変更することがある。

(第2年次への進級条件)

- (1) 第2年次への進級条件は、第1年次の後期末において、学部規則別表2に定めるところに従い、次の単位数を修得していることとする。

授業科目の区分	修 得 単 位	
教養科目 (基盤系)	4単位	
教養科目 (人文系・社会系)	8単位	
教養科目 (自然系・総合系)	看護学, 理学療法学専攻	1単位
	検査技術科学, 作業療法学専攻	1～2単位
教養科目 (外国語系)	8単位	
教養科目 (健康スポーツ科学系)	看護学, 理学療法学専攻	1単位
	検査技術科学, 作業療法学専攻	0～1単位
共通専門基礎科目の授業科目	看護学, 作業療法学専攻	8単位
	検査技術科学, 理学療法学専攻	9～10単位
共通特論の授業科目 (「現代医療と生命倫理」及び「初期体験実習」の2科目)	2単位	

(仮進級)

- (2) 前項の規定にかかわらず、教養科目 (人文系・社会系・自然系・総合系) の授業科目の未修得単位数が合計2単位以下で、かつ、鶴甲第1キャンパスに出向いての対面授業、もしくは、遠隔授業により、すべて再履修可能な場合に限り、第2年次への仮進級を認める。

- (3) 前項の規定により仮進級を希望する学生は、仮進級願 (別紙様式) を指定された期限までに教務学生係へ提出しなければならない。

- (4) 第2年次への仮進級を認められた者の第3年次への進級は、教養科目 (人文系・社会系・自然系・総合系) の必要修得単位を第2年次の後期末までに全て修得することを条件とする。

附 則

(この間の附則は省略)

附 則

- 1 この申合せは、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この申合せ施行の際現に在学する者 (以下「在学者」という。) 及び令和7年4月1日以後において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

(別紙様式)

仮進級願

令和 年 月 日

保健学科長 殿

以下のとおり次年度の履修計画を提出しますので、第2年次への仮進級を御許可くださるようお願いいたします。

学籍番号 専攻	M 専攻	氏名	
未修得単位数	教養科目 (人文系)		単位
	教養科目 (社会系)		単位
	教養科目 (自然系)		単位
	教養科目 (総合系)		単位
	合計		単位

次年度の履修計画 (各専攻教務教員の指導のもと学生が記入)				
教養科目 (人文系・ 社会系・自然系・総 合系の別)	授業科目名(時間割コード)	クォーター・ 曜日・時限	担当教員名	単位数
	()	第 Q 曜日 限		単位
	()	第 Q 曜日 限		単位
	()	第 Q 曜日 限		単位
	()	第 Q 曜日 限		単位
	()	第 Q 曜日 限		単位
	()	第 Q 曜日 限		単位
	()	第 Q 曜日 限		単位
	()	第 Q 曜日 限		単位

所属専攻教務委員名 (署名) _____

【教務学生係記入欄】

受理 年月日	承認 年月日	学生への 連絡
/	/	/

(8) 神戸大学医学部保健学科の臨地実習授業科目の
履修に関する修得単位の申合せ

(平成16年12月15日制定)
最近改正 令和6年3月5日

この申合せは、臨地実習授業科目の履修に関する要件について定めるものである。

1. 臨地実習授業科目を履修するためには、次に定める条件を満たしていなければならない。
 - (1) 看護学専攻3年次後期の看護実践展開実習Ⅰを履修しようとする学生は、3年次前期までに開講された必修専門科目を修得しておくこと。
 - (2) 検査技術科学専攻の学生は、4年次前期までに開講された卒業に必要な単位を修得しておくこと。
 - (3) 理学療法学専攻3年次の学生で、臨床実習Ⅱ及びⅢを履修しようとする学生は3年次前期までに開講された卒業に必要な単位を修得しておくこと。なお、臨床実習Ⅱの実習状況によっては、臨床実習Ⅲの参加を認めない場合がある。
理学療法学専攻4年次の学生で、臨床実習Ⅳ及びⅤを履修しようとする学生は3年次までに開講された卒業に必要な単位を修得しておくこと。
 - (4) 作業療法学専攻の学生で、臨床実習Ⅱ及びⅢを履修しようとする者は、シラバスで定める評価学関連科目の単位を修得しておくこと。臨床実習Ⅳ及びⅤ及びⅥを履修しようとする者は、3年次までに開講された卒業に必要な単位を修得しておくこと。
2. 臨地実習授業科目を履修するためには、大学で実施する定期健康診断等の条件を満たしていなければならない。やむを得ず受診できなかった学生は、公的機関で受診し、それに相当する診断書を提出すること。
3. 臨地実習授業科目を履修するためには、傷害・賠償等保険に加入しなければならない。
4. この申合せに定めるもののほか、必要な事項は学科会議が定める。

附 則

(この間の附則は省略)

附 則

- 1 この申合せは、令和6年4月1日から施行し、改正後の理学療法学専攻「臨床実習Ⅴ」に係る規定は、令和5年4月1日から適用する。

<参考 — 保健学研究科における健康診断, 血液検査, 予防接種等 — >

[全専攻]

入学前：麻疹・風疹・流行性耳下腺炎・水痘に関する予防接種（または抗体検査）を各自実施

※入学後「予防接種実施証明書」または「抗体検査結果証明書」を提出していただきます。

詳しくは「新入生の手引き」及び学生便覧「IX-心身の健康管理（2）麻疹・風疹・流行性耳下腺炎・水痘に対する予防措置について」を参照してください。

1年次春：新入生健康診断（鶴甲第1キャンパス）（胸部X線，心電図を含む）

B型肝炎ウイルス検査（HBs 抗原，HBs 抗体）



抗体価（-）の学生には

B型肝炎ワクチン接種（3回）

2年次春：在学生健康診断（名谷キャンパス）（胸部X線を含む）

1年次B型肝炎ワクチン接種者を対象にHBs 抗体測定

3年次春：在学生健康診断（名谷キャンパス）（胸部X線を含む）

4年次春：在学生健康診断（名谷キャンパス）（胸部X線を含む）

◎健康診断は臨地実習履修上の必要条件とする。

学内での健康診断を受診できなかった学生は、相当する項目を公的機関で受診し、保健管理センター名谷分室へ提出すること。

※実施する費用（実費）に関しては、学生の自己負担となる。

※ツベルクリン反応検査に関しては、実施を中止する。

※[看護学専攻]

3年次：検便（0-157）（保育所等での実習のため）

なお、上記以外にも**必要な検査（有料）**を実習施設からの要望により実施する場合があります。掲示等により連絡するので注意すること。

(9) 既修得単位の認定に関する内規

(平成16年4月1日制定)
最終改正 令和7年3月6日

(趣旨)

第1条 この内規は、神戸大学教学規則第36条並びに神戸大学医学部規則（以下「規則」という。）第9条に規定する既修得単位について必要な事項を定めるものとする。

第2条 認定できる授業科目区分ごとの認定単位数の最高限度は、次のとおりとする。

- | | |
|----------------------|------|
| (1) 教養科目 基盤系 | 1単位 |
| (2) 教養科目 人文系・社会系 | 8単位 |
| (3) 教養科目 自然系・総合系 | 2単位 |
| (4) 教養科目 外国語系（外国語第Ⅰ） | 4単位 |
| （外国語第Ⅱ） | 4単位 |
| (5) 教養科目 健康・スポーツ科学系 | 1単位 |
| (6) 共通専門基礎科目 | 10単位 |

第3条 既修得単位の認定を受けようとする者は、入学した年度の指定の期日までに、次の書類を学部長に提出しなければならない。

- (1) 申請書（本学部所定用紙。申請授業科目は、認定単位数の最高限度内に限る。）
- (2) 卒業証明書又は在学期間証明書
- (3) 成績証明書及び講義要項等（講義内容を明示できるもの）

第4条 認定試験は、申請した授業科目ごとに試験（筆記又は口頭）を行う。

第5条 認定された授業科目の単位数については、規則第9条第3項に基づき必要修得単位数に算入することができる。なお、成績の表示は「認定」とする。

附 則

この内規は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和7年4月1日から施行する。

(10) 医学部保健学科における転学部に関する申合せ

平成29年9月6日制定
最終改正 令和6年11月20日

1. 他学部からの転学部

(他学部からの転学部の許可)

(1) 他学部から本学科各専攻への転学部を志望する者(以下、「当該学生」と記す。)が、次の要件のすべてに該当する場合、保健学科会議の議を経て、1年次への転学部を許可することがある。

- ① 当該学生が所属する学部の長が当該転学部を承認していること。
- ② 志望する専攻の定員充足数の4学年総数から判断し、受入れ可能人数に余裕があると判断できること。
- ③ 当該学生の「大学入学共通テスト」成績(総合点・傾斜点)が、当該学生の入学年に対応する、志望する専攻の入学試験合格者の最高点と最低点の平均値を越えていること。
- ④ 転学部を志望する理由が明白であること。

(他学部からの転学部志望者の選考)

(2) 転学部志望者に対する選考は、書類審査および当該学生が志望する専攻の複数の教授による面接により行う。なお、専攻が必要と判断した場合は、その他必要な選考を行うことができる。

(他学部からの転学部の手続き)

(3) 転学部を志望する者は、次の書類を11月15日～11月末日までに、所属学部長を経て提出しなければならない。

- ① 転学部願(所定の用紙)
- ② 入学試験成績
- ③ 学業成績証明書

2. 他学部への転学部

(他学部への転学部の許可)

(1) 他学部への転学部を志望する者がある場合は、保健学科会議の議を経て、学科長が転学部を許可することがある。

(他学部への転学部の手続き)

(2) 転学部志望者は、早めに所属専攻の教務委員または教務学生係に相談の上、次の書類を転学部しようとする学部の提出期限の2ヶ月前までに提出しなければならない。

- ① 転学部願(所定の用紙)
- ② 転学部を志望する学部が必要とする書類

附 則

1 この申合せは、令和6年11月20日から施行し、令和3年4月1日より適用する。

2 この申合せ施行の際現に在学する者(以下「在学者」という。)及び令和3年4月1日以後において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

3 神戸大学医学部科目等履修生規程

平成21年 3月18日 制定

(趣旨)

第1条 この規程は、神戸大学医学部規則（平成16年4月1日制定）第14条の規定に基づき、神戸大学医学部（以下「本学部」という。）の科目等履修生に関し必要な事項を定めるものとする。

(許可)

第2条 科目等履修生として入学を志願する者（当分の間、本学部の保健学科に入学を志願するものに限る。）があるときは、学生の修学に差し支えない範囲において、選考の上、神戸大学医学部教授会（以下「教授会」という。）の議を経て、神戸大学医学部長（以下「学部長」という。）がこれを許可する。

(入学資格)

第3条 科目等履修生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 本学部において、前号に規定する者と同等以上の学力があると認められた者

(出願手続)

第4条 科目等履修生として入学を志願する者は、所定の期日までに、検定料を納付した上、次の各号に掲げる書類を学部長に提出しなければならない。

- (1) 科目等履修生願書（所定の用紙）
- (2) 履歴書（所定の用紙）
- (3) 最終出身学校の卒業証明書又は修了証明書及び成績証明書
- (4) 健康診断書（所定の用紙）
- (5) 振替払込受付証明書（所定の用紙）
- (6) その他本学部において必要と認める書類

(選考方法)

第5条 入学志願者に対する選考は、書類審査等により行う。

(入学手続)

第6条 科目等履修生として選考に合格した者は、所定の期日までに、所定の書類を学部長に提出するとともに、入学料を納付しなければならない。

(授業料)

第7条 科目等履修生は、所定の期日までに授業料を納付しなければならない。

(履修期間)

第8条 履修の期間は、履修を許可された授業科目の開講期間とし、1年以内とする。

2 特別の理由により、前項の履修期間に引き続き履修を志願する者については、前項の規定にかかわらず、教授会の議を経て、履修期間を延長することがある。ただし、その場合の履修期間は、通算して2年を限度とするものとする。

(履修科目)

第9条 履修することのできる授業科目は、1学期5科目以内とし、演習、実習及び集中講義は原則として許可しない。

(試験)

第10条 科目等履修生は、履修した授業科目について、試験を受けることができる。

(単位修得証明書の交付)

第11条 科目等履修生に対しては、前条の試験に合格した授業科目について、単位修得証明書を交付する。

(退学)

第12条 科目等履修生が退学しようとするときは、学部長に願い出て許可を受けなければならない。

(除籍)

第13条 科目等履修生が次の各号のいずれかに該当するときは、教授会の議を経て、学部長がこれを除籍する。

- (1) 科目等履修生として不都合な行為があったとき。
- (2) 授業料納付の義務を怠ったとき。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、教授会が定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

4 神戸大学医学部聴講生規程

(平成16年4月1日制定)
最近改正 平成21年3月31日

(趣旨)

第1条 この規程は、神戸大学医学部規則（平成16年4月1日制定）第14条の規定に基づき、神戸大学医学部の聴講生に関する必要な事項を定めるものとする。

(聴講生)

第2条 本学部の授業科目中1科目又は数科目を選んで聴講しようとする者があるときは、教授会の議を経て、聴講生として聴講を許可することができる。

(聴講資格)

第3条 聴講を志願することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者（卒業見込の者を含む。）
- (2) 本学部において前号と同等以上の学力があると認められた者

(出願手続)

第4条 聴講を志願する者は、所定の期日までに、検定料を納付した上、次の各号に掲げる書類を聴講しようとする授業科目の担当教授を経て、学部長に提出しなければならない。

- (1) 聴講願書（所定の用紙）
- (2) 履歴書（所定の用紙）
- (3) 最終出身学校の卒業証明書
- (4) 振替払込受付証明書（所定の用紙）

(入学金及び授業料)

第5条 聴講を許可された者は、所定の入学金及び授業料を納付しなければならない。

(聴講期間)

第6条 聴講の期間は、聴講を許可された授業科目の開講期間とし、1年以内とする。

2 特別の理由により、前項の聴講期間に引き続き聴講を志願する者については、前項の規定にかかわらず、教授会の議を経て、聴講期間を延長することがある。ただし、その場合の聴講期間は、通算2年を限度とするものとする。

(証明)

第7条 聴講した授業科目については、聴講証明書を交付することができる。

(退学)

第8条 聴講生に不都合な行為があったときは、退学させることがある。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、その都度教授会において定める。

附 則

(この間の附則は省略)

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

5 神戸大学医学部研究生規程

(平成16年4月1日制定)
最近改正 平成23年10月12日

(趣旨)

第1条 この規程は、神戸大学医学部規則（平成16年4月1日制定）第15条の規定に基づき、神戸大学医学部の研究生に関する必要な事項を定めるものとする。

(入学許可)

第2条 研究生として入学を志願する者があるときは、選考の上、教授会の議を経て、医学部長（以下「学部長」という。）がこれを許可する。

(入学資格)

第3条 医学科において、研究生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (3) 教授会において、前2号に規定する者と同等以上の学力があると認められた者

2 保健学科において、研究生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 修業年限が3年の短期大学を卒業した者
- (3) 外国において、学校教育における15年の課程を修了した者
- (4) 教授会において、前3号に規定する者と同等以上の学力があると認められた者

(出願手続)

第4条 研究生として入学を志願する者は、所定の期日までに、検定料を納付した上、次の各号に掲げる書類を学部長に提出しなければならない。

- (1) 入学願書（所定の用紙）
- (2) 履歴書（所定の用紙）
- (3) 最終出身学校の卒業証明書
- (4) 振替払込受付証明書（所定の用紙）

2 官公庁、会社等に在職中の者は、前項に掲げる書類のほか、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 個人的研究のため研究生を志願するものである旨の確約書
- (2) 事業目的の追求のために派遣するものでない旨の所属長の確約書
- (3) 在職のまま入学することについて差し支えない旨の所属長の承諾書

3 日本に居住している外国人にあっては、前2項に掲げる書類のほか、在留資格が記入された外国人登録済証明書を提出しなければならない。

(選考方法)

第5条 入学志願者に対する選考は、書類審査等により行う。

(入学の時期)

第6条 研究生の入学の時期は、月の初めとする。ただし、特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(入学手続)

第7条 研究生として選考に合格した者は、所定の期日までに、所定の書類を学部長に提出するとともに、入学料を納付しなければならない。

(授業料等)

第8条 研究生は、所定の期日までに授業料を納付しなければならない。

2 研究生の研究に必要な特別の費用は、研究生の負担とする。

(研究期間)

第9条 研究生の研究期間は1年以内とする。ただし、特別の理由により、研究の継続を願い出た者については、教授会の議を経て、更に1年を超えない範囲内において研究期間の延長を許可することができる。当該延長に係る期間が満了した場合において、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

2 研究期間は、通算して、医学科にあつては3年、保健学科にあつては2年を超えることはできない。

(研究)

第10条 研究生は、指導教員の下で研究を行うものとする。

2 研究生は、指導教員の承認を得て、研究に関連のある授業科目を聴講することができる。ただし、聴講に際しては、当該授業科目の担当教員の許可を受けなければならない。

(施設等の使用)

第11条 研究生は、指導教員及び管理責任者の承認を得て、本学部の施設及び設備を使用することができる。

(就職者の手続)

第12条 研究生で、研究期間中に就職した者が、引き続き研究生として研究しようとするときは、速やかに、第4条第2項各号に規定する書類を学部長に提出しなければならない。

(退学)

第13条 研究生が退学しようとするときは、学部長に願い出て許可を受けなければならない。

(除籍)

第14条 研究生が次の各号のいずれかに該当するときは、教授会の議を経て、学部長がこれを除籍する。

- (1) 疾病その他の理由により、成業の見込みがないと認められるとき。
- (2) 授業料の納付の義務を怠ったとき。
- (3) 研究生として不都合な行為があったとき。

(研究証明書の交付)

第15条 研究生が研究事項について証明を願い出た場合には、研究証明書を交付する。

(雑則)

第16条 この規定に定めるもののほか、必要な事項は教授会が定める。

附 則

(この間の附則は省略)

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

6 神戸大学数理・データサイエンス・AI 教育プログラム実施要領

令和4年1月18日 神戸大学数理・データサイエンスセンター運営委員会決定
令和8年2月26日 神戸大学数理・データサイエンスセンター運営委員会一部改正

(趣旨)

第1条 この要領は、神戸大学の各学部規則の規定に基づき設置される神戸大学数理・データサイエンス・AI教育プログラム（以下「プログラム」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 プログラムは、学士課程において、数理的思考、データ分析・活用力、AI活用能力に関する基礎的素養を有する人材を育成することを目的とする。

(レベル)

第3条 プログラムは、リテラシーレベルと応用基礎レベルに区分する。

(授業科目名、単位数及び修了要件)

第4条 プログラムにおける授業科目名、単位数及び修了要件は、別表のとおりとする。

(修了認定)

第5条 プログラム修了については、当該プログラムを修了した学生が所属する学部の教授会の議を経て年度末ごとに認定を行う。

(雑則)

第6条 この要領に定めるもののほか、プログラムの実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(この間の附則は省略)

附 則

- 1 この要領は、令和8年4月1日から実施する。
- 2 この要領実施の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び令和8年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、改正後の要領にかかわらず、なお従前の例による。

別表（第4条関係）

(1) 神戸大学数理・データサイエンス・AI教育プログラム（リテラシーレベル）

	授業科目名	授業科目の区分	単位数	必要修得単位数
必修	情報基礎	教養科目（基盤系）	1	2単位
	データサイエンス基礎学	教養科目（基盤系）	1	
必要修得単位数の合計				2単位

(2) 神戸大学数理・データサイエンス・AI教育プログラム（応用基礎レベル）

医学部 保健学科

	授業科目名	授業科目の区分	単位数	必要修得単位数
必修	データサイエンス概論A	教養科目（総合系）	1	2単位
	データサイエンス概論B	教養科目（総合系）	1	
選択必修	線形代数入門1	共通専門基礎科目	1	2単位以上
	線形代数入門2	共通専門基礎科目	1	
	微分積分入門1	共通専門基礎科目	1	
	微分積分入門2	共通専門基礎科目	1	
	統計学	専門科目	1	2単位以上
	データサイエンス基礎演習	教養科目（総合系）	1	
	医療情報処理学	専門科目	1	
	看護情報学	専門科目	1	
データサイエンスPBL演習	教養科目（総合系）	1		
必要修得単位数の合計				6単位以上

IV 国家試験

国 家 試 験

学部

各専攻において、所定の教育課程及び指定科目を修得し、卒業するとそれぞれ看護師、臨床検査技師、理学療法士及び作業療法士の受験資格が与えられる。

学生は、上記の国家試験を受験し合格して看護師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士になることができる。この国家試験は競争試験ではなく、資格試験であり一定以上の得点を必要とする。

出願に関する手続き等については、例年11月又は12月に教務学生係が、各専攻の卒業予定者を対象にガイダンスを行っている。

国家試験の概略は、次のとおりである。

(1) 試験科目

資 格	試 験 科 目
看 護 師	人体の構造と機能、疾病の成り立ちと回復の促進、健康支援と社会保障制度、基礎看護学、地域・在宅看護論、成人看護学、老年看護学、小児看護学、母性看護学、精神看護学及び看護の統合と実践
臨床検査技師	医用工学概論（情報科学概論及び検査機器総論を含む。）、公衆衛生学（関係法規を含む。）、臨床検査医学総論（臨床医学総論及び医学概論を含む。）、臨床検査総論（検査管理総論及び医動物学を含む。）、病理組織細胞学、臨床生理学、臨床化学（放射性同位元素検査技術学を含む。）、臨床血液学、臨床微生物学及び臨床免疫学
理 学 療 法 士	1) 筆記試験 ア 一般問題 解剖学、生理学、運動学、病理学概論、臨床心理学、リハビリテーション医学（リハビリテーション概論を含む。）、臨床医学大要（人間発達学を含む。）及び理学療法 イ 実地問題 運動学、臨床心理学、リハビリテーション医学、臨床医学大要（人間発達学を含む。）及び理学療法 2) 口述試験及び実技試験 重度視力障害者に対して、筆記試験の実地問題に代えて次の科目について行う。運動学、臨床心理学、リハビリテーション医学、臨床医学大要（人間発達学を含む。）及び理学療法
作 業 療 法 士	1) 筆記試験 ア 一般問題 解剖学、生理学、運動学、病理学概論、臨床心理学、リハビリテーション医学（リハビリテーション概論を含む。）、臨床医学大要（人間発達学を含む。）及び作業療法 イ 実地問題 運動学、臨床心理学、リハビリテーション医学、臨床医学大要（人間発達学を含む。）及び作業療法 2) 口述試験及び実技試験 重度視力障害者に対して、筆記試験の実地問題に代えて次の科目について行う。運動学、臨床心理学、リハビリテーション医学、臨床医学大要（人間発達学を含む。）及び作業療法

(2) 試験時期及び受験手数料（令和8年実施分）

国家試験名	試験時期	受験手数料
看護師	2月	5,400円
臨床検査技師	2月	11,300円
理学療法士	2月	10,100円
作業療法士	2月	10,100円

(3) 欠格事由

1) 看護師

(欠格事由)

次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えないことがある。

- 1 罰金以上の刑に処せられた者
- 2 業務に関して犯罪又は不正の行為があった者
- 3 心身の障害により保健師、助産師、看護師または准看護師の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
- 4 麻薬、大麻又はあへんの中毒者

2) 臨床検査技師

(欠格事由)

次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えないことがある。

- 1 心身の障害により臨床検査技師の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
- 2 麻薬、あへん又は大麻の中毒者
- 3 臨床検査技師等に関する法律第2条に規定する検査の業務に関し犯罪又は不正の行為があった者

3) 理学療法士及び作業療法士

(欠格事由)

次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えないことがある。

- 1 罰金以上の刑に処せられた者
- 2 前号に該当する者を除くほか、理学療法士又は作業療法士の業務に関し犯罪又は不正の行為があった者
- 3 心身の障害により理学療法士又は作業療法士の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
- 4 麻薬、大麻又はあへんの中毒者

(4) 免許の申請

国家試験合格後、免許を受けようとする者は、申請書に厚生労働省令で定める書類を添え、居住地（住民票による）の保健所を経由し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

V 学生の日常周知事項

学生の日常周知事項

1 学生に対する諸連絡事項

学生への通知及び連絡は、主として学内の公用掲示板により行うので、常に掲示板を見るよう心掛けてください。(教務情報システム「うりぼーネット」の掲示板システムや電子メールを活用する場合があります。)

対象学生	事 項	掲 示 場 所
学部1年次生	①全学共通授業科目等に関すること ②鶴甲第1キャンパスの学生生活に関すること ③医学部保健学科からの連絡等	高等教育推進機構 教養教育院掲示板
学部2年次生 以降	①専門科目等に関すること ②名谷キャンパスの学生生活に関すること ③全学共通授業科目等に関すること	医学部保健学科・医学系研究科 公用掲示板(名谷キャンパス B棟2階ホール)

2 証明書類の交付・発行等(証明書自動発行機により交付するもの)

学割証(学校学生生徒旅客運賃割引証)、「通学証明書」交付願、在学証明書(和文・英文)、卒業(修了)見込証明書(和文・英文)、学業成績証明書(和文・英文)については「証明書自動発行機」で交付していますので、『学生証』を通し、画面表示に従い操作を行ってください。

証明書自動発行機を使用する際には、学生証とパスワードの入力が必要です。パスワードについては入学ガイダンスの際、説明します。

仮受験票交付については、画面表示に従い操作を行ってください。

<証明書自動発行機稼働時間一覧>

設 置 場 所	取扱時間(平日:月~金曜日)
文学部 本館1階	9:00~17:15
鶴甲第1キャンパス(国際人間科学部) B棟1階ホール内	8:40~17:10
鶴甲第2キャンパス(国際人間科学部) 本館A棟2階	8:30~17:15
六甲台 第3学舎1階学生コーナー	8:45~17:00(月~土曜日)
工学部 玄関1階	8:30~17:00
農学部A棟1階 学生ホール内	9:00~17:15
医学部医学科 学生ホール1階	9:00~17:00
医学部保健学科 B棟1階	8:30~18:00 (水・金曜日は19:00まで)
海洋政策科学部 事務棟1階	8:30~17:15

(1) 学割証(学校学生生徒旅客運賃割引証)

学割証は、学生の自由な権利として使用することを前提としたものではなく、修学上の経済的負担を軽減し、学校教育の振興に寄与することを目的としたものです。

学生(科目等履修生、研究生等の非正規生を除く。)が、JR各社(旅客鉄道会社)を利用して、次の

事由で片道 100km（営業キロ）を超えて旅行する際に、普通旅客運賃が 2 割引で利用できます。（JR バス会社や他の鉄道会社等については、事前に各社の窓口を確認してください。）

- ・休暇、所用による帰省
- ・実験実習などの正課の教育活動
- ・学校が認めた特別教育活動又は体育・文化に関する正課外の教育活動
- ・就職又は進学のための受験等
- ・学校が修学上相当と認めた見学又は行事への参加
- ・傷病の治療その他修学上支障となる問題の処理
- ・保護者の旅行への随行

学割証を使用する場合は、学割証の「乗車区間」、「乗車券の種類」を記入し、利用する交通機関の窓口へ申し込んでください。

有効期間は、発行日から 3 か月間です。

1 回の交付は 2 枚以内で、原則として 1 人年間 1 5 枚まで交付しますので計画的に使用してください。

（1 枚の学割証につき片道の普通乗車券を 2 枚まで同時に購入することができます。）

注意事項

- ア) 交付された学割証は、期限切れ又は計画変更等の理由で返却しても再交付は行いません。
- イ) 学割証は、記名本人に限って使用できるもので、他人に譲渡し使用させることはできません。
- ウ) 学割証で購入した乗車券を、他人に譲渡し使用させることはできません。
- エ) 割引乗車券で乗車する際には、学生証を携帯しなければなりません。

上記に違反した場合は、不正使用となり、追徴金を徴収されるだけでなく、神戸大学が発行停止の処分を受けることになり、神戸大学の信用を損なうとともに、多数の学生に迷惑を及ぼすことになりまますので十分注意してください。

(2) 在学証明書（和文・英文）

遠隔地健康保険証、扶養控除、扶養手当、奨学金の申請などで必要な場合があります。必要なときは、上記「証明書自動発行機」で所定の操作を行ってください。

(3) 卒業（修了）見込証明書（和文・英文）

学部・博士課程前期課程の最終年次の学生を対象に発行します。

証明書が必要なときは、上記「証明書自動発行機」で所定の操作を行ってください。

ただし、博士課程後期課程最終年次の学生については、医学系研究科教務学生係に発行を願い出てください。

(4) 学業成績証明書（和文・英文）

証明書が必要なときは、上記「証明書自動発行機」で所定の操作を行ってください。

ただし、博士課程後期課程の学生については、医学系研究科教務学生係に発行を願い出てください。

なお、厳封が必要なときは、医学系研究科教務学生係に依頼してください。

(5) 仮受験票

定期試験時等に学生証を忘失した際に交付します。仮受験票は発行日に限り有効とし、1 学期に 5 枚を限度として交付します。

仮受験票が必要なときは、上記「証明書自動発行機」で所定の操作を行ってください。

3 証明書類の交付・発行等（上記以外）

(1) 学生証

学生証は身分を証明するものですから、学生は、学生証の交付を受け、これを常時携帯し本学の教職員の請求があったときは、いつでもこれを提示してください。

学生証を携帯していないときは、図書館その他の施設を利用することができないことがあります。

イ 記載事項の変更が生じた場合は、速やかに医学部保健学科・医学系研究科教務学生係に届け出てください。

ロ 紛失、汚損等により再交付を受けるときは、学生センター（鶴甲第1キャンパス）又は医学部保健学科・医学系研究科教務学生係で再交付の手続きをしてください。

ハ 卒業、退学、除籍等により学籍を離れたとき又は休学等により有効期限が経過したときは、学生証を返却してください。

(2) 推薦書その他の証明

就職、進学等のために推薦書、及び提出機関が指定する様式の各種証明書が必要な場合は、できるだけ早く医学部保健学科・医学系研究科教務学生係へ交付を願い出てください。証明書の発行は原則として申込日より3日後（土日祝日その他の休業日を除く）となります。

(3) 健康診断証明書

就職、進学、実習のために必要な場合は、保健管理センター（六甲台キャンパス）又は保健管理センター（名谷分室）に交付を願い出てください。通常健康診断証明書の交付は、申込日の翌日（土日祝日その他の休業日を除く）です。

交付方法に関する最新情報は保健管理センターホームページを参照してください。

ただし、大学で行う定期健康診断を受診した者に限り交付します。

(4) 4種感染症予防接種・抗体検査結果証明書

就職、進学、実習等のために必要な場合は、保健管理センター（六甲台キャンパス）又は保健管理センター（名谷分室）に交付を願い出てください。通常証明書の交付は、申込日の翌日（土日祝日その他の休業日を除く）です。

交付方法に関する最新情報は保健管理センターホームページを参照してください。

(5) B型肝炎ワクチン接種・抗体検査結果証明書

就職、進学、実習等のために必要な場合は、保健管理センター（名谷分室）に交付を願い出てください。通常証明書の交付は、当日に発行（土日祝日その他の休業日を除く）します。

4 通学定期乗車券の購入（通学証明書の発行）

通学定期乗車券を購入するときは、利用する交通機関の定期券発売所で備え付けの申込用紙に所定事項を記入し、学生証及び通学証明書を添えて申し込んでください。ただし、現在使用中（または通学期間終了日から2ヶ月以内）の通学定期乗車券から継続して購入するときは、通学証明書の発行が必要ない場合があります。

通学証明書は、①証明書自動発行機で「通学証明書」交付願をまず発行し、②必要事項を記入して、教務学生係又は学生センターの担当窓口へ提出後、内容を確認のうえ、交付されます。

なお、購入できる通学定期乗車券は宿所（自宅、下宿、寮など）の最寄駅から学校最寄駅までに限られます。

また、一部の交通機関では所定の通学証明書を必要とする場合もあるので、その場合は当該所定の申込用紙に必要事項を記入の上、医学部保健学科・医学系研究科教務学生係に証明を願い出てください。

学生証により定期券を購入できる交通機関は次のとおりです。

〔鉄道〕 JR西日本、阪急電鉄、阪神電鉄、京阪電鉄、山陽電鉄、神戸電鉄、神戸高速鉄道、神戸市営地下鉄、南海電鉄、近畿日本鉄道、北大阪急行電鉄、泉北高速鉄道、京福電鉄、大阪市営地下鉄、神戸新交通

〔バス〕 神戸市バス、大阪市バス、尼崎市バス、明石市バス、姫路市バス、阪急バス、阪神バス、山陽バス、神姫バス、南海バス、近鉄バス

注) バスの定期券は月単位になっているところもあるので、購入の時期を誤り、不利益にならないよう注意してください。

また、臨床実習に際しては「実習用通学定期券」の購入ができます。詳しくは医学部保健学科・医学系研究科のホームページ（臨地実習関係）の内容を確認のうえ、申込の手続きをしてください。

5 身上異動・住所変更届の提出

入学時に提出した学生登録票の内容に変更（改姓、改名、住所及び連絡先等）があったときは、速やかに医学部保健学科・医学系研究科教務学生係へ届け出のうえ身上異動・住所変更届を提出してください。

6 休学、復学、退学等の願い出

休学、復学、退学等は、所定の用紙により事前に理由を記入し、医学部保健学科・医学系研究科教務学生係を通じて学部長・研究科長に願い出なければなりません。なお、病気のために休学、退学を願い出る場合は、診断書の添付を必要とします。病気のために休学した者が、病気が回復して復学する場合は、主治医による「復学意見書」の添付が必要となります。また、2週間以上欠席しなければならない事情が生じたときは、定められた様式により欠席届を提出してください。

7 授業料の納付

授業料は、各学期の始めに財務部経理調達課に届け出た銀行口座より引き落とされます。

なお、在学中に授業料が改定された場合には、改定時から新授業料が適用されます。

8 授業料免除

2020年4月より「高等教育の修学支援新制度」（以下「新制度」という。）が実施され、学部日本人学生等を対象に給付型奨学金と授業料等減免の2つの支援が行われることとなりました。

原則、2020年度以降の国による学部学生の授業料減免はこの新制度によることとなりますが、授業料の納期前6ヶ月以内に、本人もしくは主たる家計支持者が風水害等の災害を受けた場合等により、授業料の納付が著しく困難であると認められる学部在学学生を対象として、新制度による授業料減免とあわせて、神戸大学授業料免除制度を実施いたします。

なお、大学院生にかかる授業料免除はこれまでどおり神戸大学の授業料免除制度を実施いたします。

経済的な理由によって授業料の納付が困難で、かつ、学業成績が優秀な者については、申請に基づき選考のうえ、授業料の全額又は半額が免除される制度があります。免除者の選考は、各期ごとに行われ、申請に関する手続き等の詳細は、公用掲示板及び神戸大学ホームページでお知らせします。

免除対象者

- ①経済的理由によって授業料の納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる者
- ②授業料の納付期限以前6月以内において、本人の学資負担者が死亡又は、風水害等の災害を受けたこと等により、授業料納付が著しく困難である者

なお、授業料免除申請を行った場合は、申請の結果がでるまでは授業料を納付する必要はありません。結果がでましたら、免除を許可されなかった場合及び半額免除になった場合、口座引き落としされます。

9 学内掲示

名谷キャンパス内で掲示をしようとするときは、学生用掲示板（名谷キャンパスB棟1階ホール）を使用してください。

10 学校施設の使用（名谷キャンパス施設）

授業、学内行事、施設管理等に支障のない限り、研究、集会、スポーツ活動等のため、教室、体育館、グラウンドを使用することができます。使用責任者は所定の使用許可願を医学部保健学科・医学系研究科教務学生係へ提出し、許可を受けてください。

使用に際しては、他の施設使用者及び付近の住民に迷惑にならないよう努め、屋外でのスピーカーによる発声、音楽等は認めません。

また、使用後は、使用前の状態に必ず復帰し、掃除、整理整頓、施錠を行ってください。

11 アルバイトの紹介

アルバイトを希望する学生は、生協において紹介業務を行っています。

なお、アルバイトに従事する際は、常に誠意と明朗さをもって、本学の学生の品位と信用を損なわないようにしてください。

加えて、医療機関での補助的業務のアルバイトは、医療事故を起こす恐れもあるので、その業務内容については、十分に注意して従事してください。

12 学生アカウント利用上の注意（情報基盤センター）

本学では、入学時に学生アカウントを全員に配布しています。このアカウントは必修の情報基礎の受講のみならずネットワークを利用したメールのやりとりや、インターネット上の情報収集、成績確認や履修届の提出、休講補講の照会等、学生生活に不可欠なものです。情報基盤センター（以下「センター」という。）からのアカウント通知書を紛失しないよう十分気をつけてください。また、使い方を間違えると他人に多大な迷惑をかけたり、管理義務を問われることとなりますので、「学生生活案内」の「学生アカウントの利用について」をよく読んで使用してください。

13 車両による通学について（学部生・大学院生共通）

本学（名谷キャンパス、六甲台キャンパス共）では、学生の自家用車による通学は原則として禁止しています。何らかの理由で自動車による通学を希望する学生は車両対策委員会で審議しますので、教務学生係を通して申請書を提出してください。

なお、バイク通学を希望する者は、申請書を提出し、交付された許可シールをバイクに貼らなければなりません。所属学部・研究科の学生担当係または学生センターで登録書の配付と受付をしていますので登録をしてください。また、所定のバイク置き場に駐輪してください。

14 学生更衣室・ロッカーについて

1. 設置

保健学科に在籍する学生の福利厚生施設として、学生の更衣、日常の携帯品を格納するため、在籍期間に亘って使用できる学生更衣室をA棟、B棟及びC棟1階に設けてロッカーを貸与します。

なお、各自が使用できる更衣室・ロッカーの割振り等、本施設の日常的な管理・運営は保健学科学生自治会に委ねています。

2. 使用心得

学生更衣室・ロッカーの使用に際しては、次の事項を遵守してください。

- (1) 各人ごとに指定したロッカーを使用し、格納品は、学生生活に必要とする日常携帯品に限ること。また、貴重品、危険物等はいれないこと。
- (2) ロッカーには、盗難防止のため、各自において鍵を設定または用意し、必ず施錠すること。
- (3) ロッカーに格納した物品の盗難・破損・紛失等については大学はその責任を負わないので、物品の格納に際し、十分注意すること。
- (4) 更衣室・ロッカーは、常に清潔を保ち、整理・整頓に心掛けること。また、更衣室においては、飲食及び喫煙をしないこと。
- (5) 更衣室を退室するときは、窓の施錠を確認し、必ず消灯、空調の電源を切ること。
- (6) ロッカーを破損又は汚損したときは、直ちに事務室に連絡し、指示を受けること。
- (7) 大学は、適宜、更衣室を点検し、必要に応じて、原状回復等の措置を求めるとともに、ロッカーに不審な物品が格納されている判断したときは、本人立ち会いのもとにその点検を行うことがあること。
- (8) ロッカー外に放置している物品等は、必要に応じて保健学科学生自治会との連携等により、適宜処置することがあるので留意すること。
- (9) 卒業・修了等在籍しなくなるときは、ロッカー内を清掃し、鍵の暗証番号を初期化した上、速やかに明け渡しすること。

15 自習室について

1. 設置

医学部保健学科・医学系研究科に在籍する学生の福利厚生施設として、学生が自学・自習を快適に行うことを目的として自習室をB棟2階に設けています。この室は午前8時30分から午後8時までの間、自由に使用することができます。

2. 使用心得

自習室の使用に際しては、次の事項を遵守してください。

- (1) 学生は自由に使用することができるが、室内の椅子等備品の室外への持ち出しは禁止する。
- (2) 室内は常に清潔、整理整頓に留意し、使用後の清掃等は責任をもって行い、特に、空調・消灯・窓の戸締まりの点検は必ず行うこと。

16 各種の届出・願出書類及び発行証明書類の概要

1. 届出書類・願出書類

名 称	内 容	手 続 期 間	備 考
学生登録票	学生の基本情報を届ける	入学時	入学時に全員提出
身上異動・住所変更届	改姓，改名，住所変更等があった場合	異動，変更後速やかに	身上異動の場合，証明書類を添付。
学生証再交付願	学生証を紛失，汚損，破損等した場合	理由が発生したとき	再発行には1週間程度かかります。
欠席届	長期欠席する場合 (2週間～3か月)	理由が発生したとき	
休学願	休学する場合 (3か月以上)	理由が発生したとき	理由が病気の場合，医師の診断書を添付。
復学願	休学中の者が復学する場合	理由が消滅したとき	病気により休学していた場合，医師の診断書(大学所定のもの)を添付。
退学願	退学する場合	理由が発生したとき	理由が病気の場合，医師の診断書を添付。
留学生一時出国届	留学生が一時帰国する場合等	その都度	留学生
事故報告書	学内，通学中などで事故に逢った場合	その都度	保険給付の対象になる場合，保険の事故報告書を別途提出。
履修科目の登録上限を 超えて登録できる者の 「審査申請書」	年間及び学期毎の履修登録単位数を超えて履修をしようとする場合	毎年4月	学部学生のみ
学外授業・施設見学等実施計画書	研究及び就職等のため，学外施設を利用する場合	その都度	公文書による依頼が必要なとき，関係教員の承認を得て提出すること。

備考：休学，復学，退学の願い出は，できるだけ休学，復学，退学をしようとする日の1か月前までに行ってください。

2. 証明書類（証明書自動発行機により交付するもの）

名 称	内 容	交付にかかる日数	備 考
学割証（学校学生生徒 旅客運賃割引証）		「証明書自動発行機」 より即時発行	1回の発行は2枚まで 1人につき年間15枚まで (上限を超えて使用を希望する場合は 教務学生係に申し出てください。)
在学証明書			
学部卒業見込証明書 (和文・英文)			最終年次在籍者に発行
博士課程前期課程 修了見込証明書 (和文・英文)			最終年次在籍者に発行
学業成績証明書			博士課程後期課程の学生は 教務学生係に願い出てください。
通学証明書 (通学定期券の購入)			1路線につき1枚必要 発行後、教務学生係まで提 出してください。
仮受験票			発行時までパスワードの 設定が必要

備考：証明書自動発行機が故障などにより使用できない時は、教務学生係窓口で対応します。

3. 証明書類（上記以外）

名 称	内 容	交付にかかる日数	備 考
博士課程後期課程 修了見込証明書 (和文・英文)		申込日を含め3日程度 (休日を除く)	博士論文題目届を提出した 者に発行
推薦書その他の証明			
健康診断証明書	各種奨学金申請，就職， 進学など。	通常の証明書は 申込日の翌日 (土日祝日を除く)	特殊な証明書の場合， 発行までに数日かかる ことがあります。
実習用通学定期券購入に かかる証明書	臨地・臨床実習等，長期 間学外で教育・研究活動 を行う場合。	約1か月	定期券購入は，おおむね1 か月以上の期間が必要。

備考：上記の証明書類は教務学生係に願い出てください。
(健康診断証明書は、保健管理センター名谷分室)

VI 奨学金制度

奨学金制度

(1) 日本学生支援機構奨学金

1) 奨学金の種類

イ 給付奨学金（原則返済不要）

人物・学習意欲ともに優れ、真に支援が必要な低所得者世帯の者と認定された者に給付されます。（学部学生のみ対象）

ロ 第一種奨学金（無利息奨学金）

人物・学業ともに特に優れ、経済的理由により著しく修学に困難があるものと認められた者に対して貸与されます。

ハ 第二種奨学金（利息付奨学金）

人物、学業ともに優れ、経済的理由により修学に困難があるものと認められた者に対して貸与されます。

2) 給付型奨学金、第一種奨学金及び第二種奨学金の併用

給付奨学金の給付や第一種奨学金の貸与を受けることによってもなおその修学を維持することが困難であると認められる者に対して、併せて複数の奨学金を給付・貸与されることがあります。

3) 2020年度以降採用者の給付月額、平成30年度以降入学者の貸与月額（国・公立大学）

種類		自宅通学	自宅外通学
給付奨学金 (原則返済不要)	学部学生	7,300円, 9,800円, 19,500円 又は29,200円	16,700円, 22,300円, 44,500円 又は66,700円
	学部学生	20,000円, 30,000円 又は45,000円	20,000円, 30,000円, 40,000円 又は51,000円
第一種奨学金 (無利息)	博士課程前期課程学生	50,000円又は88,000円	
	博士課程後期課程学生	80,000円又は122,000円	
	学部学生	2～12万円（1万円単位）から選択	
第二種奨学金 (有利息)	学部学生	2～12万円（1万円単位）から選択	
	博士課程前期課程学生	5万円, 8万円, 10万円, 13万円, 15万円	
	博士課程後期課程学生	から選択	

(参考) 第二種奨学金は貸与途中に貸与月額を変更することができます。

なお、利息は利率固定方式と利率見直し方式のいずれか一方を選択する選択制ですが、いずれの方式も上限は年利3%です。（変更の可能性あり）

4) 募集の時期

募集は、4月及び10月（年2回）に行います。募集に関することは、医学部保健学科掲示板及び神戸大学ホームページにてお知らせします。

ただし、学部1年次生については、学生センター掲示板（鶴甲第1キャンパス）及び神戸大学ホームページにてお知らせしますので注意してください。

5) 出願手続

奨学生志願者は、医学部保健学科・医学系研究科（教務学生係）で出願書類の交付を受け、所定の期日までに提出してください。なお、書類提出の他にインターネットによる申し込みも必要となりますので注意してください。詳細は掲示板でお知らせします。

ただし、学部1年次生については、学生センター（鶴甲第1キャンパス）で出願書類の交付・受付をします。

6) 採否決定の時期

採否は、4月募集分は6月下旬～7月中旬、10月募集分は11月下旬～12月中旬にかけて、申請時に提出したレターパックで郵送により通知されます。

7) 奨学金の交付

採用後の奨学金の交付は、原則として毎月1回、銀行の普通預金口座（本人名義）に振り込まれます。

8) 奨学生の心得

イ 奨学生は日本学生支援機構の定める奨学規程その他の規程を守り、同機構及び大学の指示に従うと共に奨学生としての資質の維持向上に努める必要があります。

従って、学業成績が不振であったり、その他性行状況が奨学生として適当でないと認めるときは、奨学金の交付が停止又は廃止されることがあります。

ロ 奨学生は毎年1月に『貸与学通知書』を受け取り、インターネット入力により『適格認定奨学金継続願』を提出し、適格認定を受ける必要があります。提出を怠った場合、奨学金の貸与が停止となりますので、必ず提出してください。（詳細は掲示で告知）

9) 奨学金の返還

奨学金の貸与が卒業・退学等により終了する者は、医学部保健学科（教務学生係）で返還誓約書と返還の手引きを受け取り、必要事項を記入の上、提出してください。対象者へは、その都度掲示等で連絡します。（掲示で告知するので要注意）

貸与を受けた奨学金は、貸与終了半年後から返還していくことになります。

10) 緊急（応急）採用奨学金制度について

学費負担者の失職、破産、勤め先の倒産・経営不振、病気、事故、死亡、離別等、また火災、風水害、震災等による家計急変のため、緊急に奨学金貸与の必要が生じた場合（事由発生からおおむね1年以内の申し出も可）は、緊急（応急）採用奨学金制度がありますので、随時医学部保健学科（教務学生係）まで申し出てください。

11) 特に優れた業績による返還免除制度

大学院において第一種奨学金（学資金）の貸与を受けた学生であって、在学中に特に優れた業績を挙げた者として日本学生支援機構が認定した場合には、貸与期間終了時に奨学金の全部又は一部の返還が免除される制度です。

対象者は、大学院第一種奨学金採用者で、当該年度中に貸与終了する者（満期・辞退・退学等含む）。②必ずしも課程修了は要件とはしませんが、個々の学生の評価に当たっては貸与終了時の在学している課程で特に優れた業績を挙げたことが必要です。

12) 返還免除内定制度

平成30年度以降に博士（後期）課程に入学し、第一種奨学生に採用された1年次を対象として、貸与終了時に決定する業績優秀者返還免除を内定する制度です。

(2) その他の育英奨学団体奨学金

上記以外の奨学金については、募集があればその都度掲示します。（学部1年次生対象のものは学生センター掲示板に掲示します。）

VII 心身の健康管理

心身の健康管理

学生生活を全うするうえで最も大切なことは、心身ともに健康であるということです。本学には学生や職員の心身の健康に関する専門的業務を行う神戸大学インクルーシブキャンパス&ヘルスケアセンター保健管理部門（以下、保健管理センターとする）が設置されていて、諸種の健康診断や再検査・精密検査、日常の救急処置、健康相談（「からだの健康相談」、「こころの健康相談」）、保健指導、健康教育などを行っています。学生の皆さんも保健管理センターを大いに利用して、健康の保持・増進に役立ててください。なお、保健管理センターを利用される時は、学生証を持参してください。

また、万一の病気や事故に備えて、健康保険証または健康保険遠隔地被扶養者証を手元に置かれることをお勧めします。名谷キャンパスには、保健管理センター名谷分室（「からだの健康相談」、「こころの健康相談」）（078-796-4537）があり、キャンパスライフ相談窓口もあります。

（1）保健管理センターの利用方法と手続き

1) 健康診断と再検査・精密検査

健康診断の日程等については、所定の掲示板や保健管理センターホームページなどで予め連絡しています。疾病の予防と早期発見のため、必ず受検してください。健康診断を受けなかった時は、当該健康診断と同等の実施項目を含む（病・医院等での）健康診断証明書を保健管理センターに提出しなければならない旨、定められています。医学部保健学科・医学系研究科では、定期健康診断を受検せず、（病・医院等での）健康診断証明書の提出もしなかった場合には、臨床実習授業科目の履修をすることができません。

社会人等で職場における定期健康診断を毎年受検している方は、その結果のコピーを提出することによって、健康診断の一部または全部の受検に替えることができます場合があります。健康診断の受検や（病・医院等での）健康診断証明書の提出ができない特別な理由がある時は、保健管理センターに相談してください。健康診断の結果、異常が発見された方に対しては個別に連絡し、再検査や精密検査を行うとともに、保健指導や病・医院等への紹介、休学や復学の手続きなどについてのお手伝いをしています。

医学部保健学科・医学系研究科の学生（研究生等を含む）の皆さんを対象とする健康診断の実施項目などは、次頁の表のとおりです。なお、特殊健康診断は、放射線や放射性同位元素、有機溶剤などの有害物質を用いた実験などに携わる方を対象とするものです。

2) 健康診断証明書の発行（4種感染症・B型肝炎の証明書に関しては「Ⅶ学生の日常周知事項-3-(4)~(5)」を参照）

各種の健康診断証明書（奨学金申請用、競技会参加用、留学用、大学院進学用、就職用など）は、保健管理センターにおいて実施される上記の健康診断を受検した場合にのみ、保健管理センターから発行されます。希望される方は、六甲台キャンパスでは保健管理センターへ、名谷キャンパスでは保健管理センター名谷分室へ申し込んでください。通常健康診断証明書の交付は、申込日の翌日（土日祝日その他の休業日を除く）です。競技会参加用健康診断証明書の場合、追加検査の実施等のため1週間程度を要することがありますので、早めに申し込んでください。その他、健康診断の実施項目に含まれていない内容についての証明が必要な時は、保健管理センターに相談してください。

交付方法に関する最新情報は保健管理センターホームページを参照してください。

3) 救急処置

学内で発生した急な病気や事故など、救急処置を必要とする時は六甲台キャンパスでは保健管理センターへ、名谷キャンパスでは**保健管理センター名谷分室**または近くの教員へ連絡し、指示を受けてください（患者を動かしてはいけない場合があります）。重症ないし重体と判断される場合には、同時に消防救急隊（119番）へ連絡してください。学内にはAED（自動体外式除細動器）が設置されていますので、日頃から設置場所を確認しておいてください。（名谷キャンパスではB棟2階正面玄関と体育館に設置されています。）

なお、兵庫県内の医療機関の所在地や診療科目等については、厚生労働省の医療情報提供システム（医療情報ネット）で検索することができます。

医学部保健学科・医学系研究科の学生（研究生等を含む）を対象とする健康診断の実施項目

健康診断 対象者 項目	新入生 健康診断	医学部保健学科・医学系研究科 健康診断				新入学研究生 健康診断 (秋期)	特殊健康診断 (前期・後期)
	※1 学部 新入生	※2 学部 2・3年生	※2 学部 4年生	※2 大学院生 ・研究生等 (留学生含む) (新入生)	※2 大学院生 ・研究生等 (留学生含む) (新入生以外)	※3 秋期入学 研究生	放射線・R I ・有機溶剤 等取扱者
健康調査票	○			○		○	
問診	○	○	○	○	○	○	○
身長・体重	○	○	○	○	○	○	
視力	○	○	○	○	○	○	
血圧	○	○	○	○	○	○	
検尿	○			○		○	
胸部X線撮影	○	○	○	○	○	○	
血液検査		○*6					○
内科検診	○		○	○	○*4	○	○*5
眼科検診							○*5
耳鼻咽喉科検診							○*5
皮膚科検診							○*5

(備考)

- *1 医学部保健学科の新入生は、新入生健康診断（4月初旬に六甲台キャンパスにて実施）を受検してください。
- *2 2年次以降の学生と、医学系研究科（先進生命医科学系専攻（健康科学領域）、健康科学専攻）の新入生を含む大学院生・研究生等は、医学部保健学科・医学系研究科健康診断（5月中旬に名谷キャンパスにて実施）を受検してください。
なお、先進生命医科学系専攻（未来社会医学領域）、未来社会医学専攻の学生が受検するキャンパスは、教務学生係からお知らせします。
- *3 秋期入学の研究生は、新入学研究生健康診断（10月下旬に六甲台キャンパスにて実施）を受検し、次年度の健康診断（5月中旬に名谷キャンパスにて実施）も受検してください。
- *4 新入生以外の大学院生・研究生等を対象とする健康診断における内科検診については、大学院課程最終学年のみに実施。
- *5 特殊健康診断における内科検診、眼科検診、耳鼻咽喉科検診、皮膚科検診は従事する業務の種類等に応じて実施。
- *6 2年次の学生のみ、B型肝炎に関する血液検査を4月後半に名谷キャンパスにて実施。

4) 健康相談（「からだの健康相談」と「こころの健康相談」）

からだの健康相談・・・保健管理センターでは、内科その他の医師が身体の不調に関する相談を受け付けています。病気は予防と早期発見，早期治療が一番です。気になることがあったら，いつでも気軽に相談してください。詳しくは下記の健康相談日程表を御覧ください。

こころの健康相談・・・カウンセラーと精神神経科医が，あらゆる心の悩みや心配事の相談に応じています。例えばこんな時，一人でよくよしないで気軽に相談してください。

心理について	対人関係で悩んでいる（友人・異性）。 自分の性格や能力について悩みがある。 ノイローゼ気味で毎日が不安である。何もやる気がしない。
心身の状態について	最近睡眠がたいへん短くなっている。 食事が減ったり，逆に食べ過ぎたりしている。
学業について	学業に対する意欲がなく，身が入らない。 転学部・転学・休学・退学をしようと迷っている。
将来について	卒業後や今後のこと（進路や職業など）について悩んでいる。
日常生活について	サークルのことで悩んでいる。家庭や下宿でうまくいかない。 ハラスメントやストーカーの被害にあっている。 人生の意義・目的がわからない。・・・などです。

「相談内容の秘密は厳守されます。」

健康相談（「からだの健康相談」，「こころの健康相談」）日程表

		月	火	水	木	金
保健管理センター (六甲台)	からだの健康相談	○	○	○	○	○
	こころの健康相談	○	○	○	○	○
保健管理センター (深江分室)	からだの健康相談	○	○	○	○	○
	こころの健康相談			○ (9時～12時) (第1・3週)		
保健管理センター (楠分室)	からだの健康相談	○	○	○	○	○
	こころの健康相談	○ (14時～17時)	○ (14時～18時)	○ (第2・4週) (9時～12時) (18時～19時)	○ (9時～12時)	
保健管理センター 名谷分室	からだの健康相談	○	○	○	○	○
	こころの健康相談	○ (9時～12時) (第2・4週)				

(備考) 保健管理センター（深江分室，楠分室）の開所時間は土・日・祝日を除く毎日 9:00～12:00（受付は 11:30 まで）と 13:00～17:00（受付は 16:30 まで）です。保健管理センター名谷分室の開所時間は土・日・祝日を除く毎日 9:00～11:30（受付は 11:25 まで）と 12:15～17:00（受付は 16:50 まで）です。救急処置を必要とする方については 9:00～17:00 の間いつでも受け付けています。

・上記「健康相談」の開設曜日・時間は、変更する場合があります。最新の情報は、保健管理センターホームページ (<http://www.health.kobe-u.ac.jp/consultation/>) にてご確認ください。

所属学部にかかわらず、どのキャンパスの「からだの健康相談」、「こころの健康相談」でも利用していただけます。

・「健康相談」を希望される方は、保健管理センター（名谷キャンパスでは**保健管理センター名谷分室**）へ直接来られるか、電話で申し込んでください。（待ち時間の緩和のために、できればお電話ください。特に午前中は健康診断や再検査・精密検査等で混雑している場合があります。また、「こころの健康相談」では、予約がないと十分な相談時間がお取りできないことがあります。）

「こころの健康相談」については、手紙や電話での相談も受け付けています。

5) 保健指導

健康診断や再検査・精密検査の結果、保健指導が必要な方に対しては、個別に連絡しています。自ら保健指導を希望される方は、健康相談と同様に、保健管理センター（名谷キャンパスでは**保健管理センター名谷分室**）に申し込んでください。

6) 健康教育

保健管理センターが主催する講演会へは、どなたでも参加できます。開催日時などの詳細は、決まりしだい所定の掲示板や下記の保健管理センターホームページなどで案内しています。H I V ・ S T D等に関するハンドブックや、保健管理センターが発行する各種冊子を希望される方は、保健管理センターまたは**保健管理センター名谷分室**までお申し出ください。健康ビデオ・書籍の閲覧・貸し出しを希望される方も同様です。

7) その他

保健管理センターに関する詳しい案内や最新のお知らせは、保健管理センターホームページ (<http://www.health.kobe-u.ac.jp>) を御覧ください。

保健管理センターは、神戸市営バス36系統「神大本部工学部前」下車すぐ、神戸大学本部庁舎玄関入って右にあります。

〒657-8501 神戸市灘区六甲台町1-1

神戸大学保健管理センター TEL 078-803-5245

また、**保健管理センター名谷分室**は、A棟209号室にあります。

〒654-0142 神戸市須磨区友が丘7-10-2

神戸大学医学部保健学科内 **保健管理センター名谷分室** TEL 078-796-4537

(2) 麻疹・風疹・流行性耳下腺炎・水痘に対する感染予防措置について

1) 麻疹・風疹のワクチン接種（予防接種）・抗体検査に関する書類の提出について

神戸大学ではキャンパス内での麻疹・風疹の流行を防止するため「麻疹・風疹登録制度」を定めています。

医学部（医学科・医療創成工学科・保健学科）、大学院医学系研究科では、すべての新入生に①、②のいずれかを提出していただき、提出した方には「登録済シール」を発行します。登録済シールの交付を受けた方は、本学の学生に麻疹や風疹の感染が拡大し、または拡大するおそれがあることに伴う授業への出席停止措置（立ち入り禁止措置を含む）がとられた場合であっても、授業への出席（本学への立ち入りを含む）ができます。また、麻疹や風疹の流行時であっても各種の実習及び対外試合を含む課外活動に参加することができます。

①麻疹・風疹に対するワクチンの接種を、満1歳以降にそれぞれについて2回ずつ受けたことを証明する書類（推奨）

②過去5年以内に受けた麻疹・風疹の抗体検査の結果が、「麻疹と風疹の発症を防ぐのに十分な血中抗体価（次頁の表を参照）を有していること」を証明する書類（「抗体検査結果証明書」）

*①のワクチンは、麻疹・風疹混合ワクチン（MRワクチン）等の混合ワクチンでもかまいません。

*①では、接種したワクチンの種類と接種年月日が記載されていることが必要です。

*母子手帳等のワクチン接種記録や接種済証も、接種したワクチンの種類と接種年月日が記載されていれば①の書類として使用できます。

*既往歴（かかったこと）がある場合は②を提出するか、ワクチン接種を受けて①を提出してください。

*②では、次頁の表の血中抗体価の測定方法と測定値が記載され、測定値が同表の判定基準を満たしていることが必要です。血液検査結果票そのものの提出でもかまいません。血中抗体価が不十分な場合には、必要なワクチン接種を受け、①を提出してください。

*①、②の書類の組み合わせ、例えば麻疹については①、風疹については②を提出してもかまいません。

*麻疹および風疹の血中抗体価が不十分にもかかわらず、病気や体質等やむを得ない事情によってワクチン接種を受けられない場合には、その旨を記載した文書（医師による証明書等）を提出してください。

2) 流行性耳下腺炎・水痘のワクチン接種（予防接種）・抗体検査に関する書類の提出について

医学部(医学科・医療創成工学科・保健学科)，大学院医学系研究科では上記の麻疹・風疹に加えて、流行性耳下腺炎と水痘についても、①②のいずれかを証明する書類を所定の様式により提出していただきます。(所定の様式は「入学の手引き」とともに郵送済み)

①ワクチン接種を満1歳以降にそれぞれについて2回ずつ受けたことを証明する書類（推奨）

②過去5年以内に受けた抗体検査の結果が「発症を防ぐのに十分な血中抗体価（下表）を有していること」を証明する書類（「抗体検査結果証明書」）

医療従事者には、原則2回のワクチン接種歴が求められるようになってきていることから、可能な限り①の2回のワクチン接種歴を提出することをお勧めします。罹患歴がある場合は②でもかまいません。

また、血中抗体価が不十分な場合には、必要なワクチンの接種を満1歳以降にそれぞれについて2回ずつとなるように提出期限までに受けていただきます。(2回のワクチン接種は4週間以上の間隔をおいて受ける必要があります。)

流行性耳下腺炎および水痘の血中抗体価が不十分にもかかわらず、病気や体質等やむを得ない事情によって予防接種を受けられない場合には、その旨を記載した文書（医師による証明書等）を提出してください。

発症を防ぐのに十分な血中抗体価の測定方法と判定基準

区 分	測定方法	判定基準	備 考
麻 疹	IgG-EIA 法	16.0 以上の陽性	3つの測定方法のうち、 いずれかで陽性
	PA 法	256 倍以上の陽性	
	NT 法	8 倍以上の陽性	
風 疹	HI 法	32 倍以上の陽性	2つの測定方法のうち、 いずれかで陽性 (HI 法を推奨)
	IgG-EIA 法	8.0 以上の陽性	
流行性耳下腺炎	IgG-EIA 法	4.0 以上の陽性	
水痘	IgG-EIA 法	4.0 以上の陽性	3つの測定方法のうち、 いずれかで陽性 (IgG-EIA 法を推奨)
	IAHA 法	4 倍以上の陽性	
	NT 法	4 倍以上の陽性	

*ワクチン接種歴が条件を満たす場合や追加接種する場合は、抗体検査は不要です。

*血中抗体価の測定は、この表の方法によってください。

*発症を防ぐのに十分な血中抗体価は、測定方法によって異なります。また、単に抗体陽性とされる値よりは高い値なので注意してください。医学部（医学科・医療創成工学科・保健学科），大学院医学系研究科では、特に麻疹の判定基準が高い値となっています。

*医療機関を受診する際には、必要なワクチン接種や抗体検査（定量検査）を受けることができるか、予め確認してください。また、本書を医師に提示する等して必要な証明書を発行してもらってください。（特に抗体検査を受ける場合は、測定方法と判定基準を確認していただけてください。）

*各種証明書の提出に当たっての留意事項

(1)証明書の原本と写し(A4版コピー)1部を持参してください。

(2)母子手帳の写しは、「証明書に該当する頁」と「本人氏名の確認できる頁」を両面コピーとして作成してください。

(3) キャンパスライフ相談窓口

1) キャンパスライフ支援センター

障害があるなどの理由により、日常の勉学や学生生活になんらかの困難や不安を抱えている場合の相談や調整を行っています。専門家が相談にのり、講義に対する配慮や履修登録の支援、試験時の配慮等、必要に応じたサポートを検討します。

電話 078-803-5258

2) 名谷キャンパスにおけるキャンパスライフ相談窓口

キャンパスライフ相談窓口は、あなたと一緒に問題の解決にあたります。
一人で悩まずに、ちょっと勇気を出して相談してみませんか。

もちろん秘密は厳守します。

きっとあなたの力になれるはずです。

キャンパスライフ相談窓口運営委員

(氏名)	(職名)	(専攻)	(研究室)	(電話番号)
藤田 和佳子	教授	看護学	E-703	078-796-4575
亀岡 正典	教授	検査技術科学	C-416	078-796-4594
藤野 英己	教授	理学療法学	E-607	078-796-4542
石岡 俊之	教授	作業療法学	E-606	078-796-4573

上記のメンバー以外にも、あなたが話せると思える人が相談員です。

所属する専攻にこだわらず、自由に連絡をとってください。

相談窓口では、必要に応じて学内、学外の専門の方を紹介することもあります。

(4) 国立大学法人神戸大学におけるハラスメントの防止等に関する規程

平成 18 年 1 月 24 日 制定
最近改正 令和 6 年 3 月 25 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、国立大学法人神戸大学(以下「大学」という。)における全ての職員並びに幼児、児童、生徒、学生及び研究生等(以下「学生等」という。)が個人として尊重されるとともに、就労上及び就学上の適正な環境を維持するため、大学におけるハラスメントの防止及びハラスメントが生じた場合の適切な対応(以下「ハラスメントの防止等」という。)に関する事項を定める。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) ハラスメント 次にイからホまでに掲げるものをいう。

イ セクシュアル・ハラスメント 職員又は学生等が他の職員又は学生等に、言葉、視覚、行動等により、就労、就学、教育又は研究上の関係を利用して、相手の意に反する性的な性質の言動等を行うこと及びそれに伴い、相手が職務及び学業を行う上で利益又は不利益を与え、就労、就学、教育及び研究のための環境(以下「教育研究環境等」という。)を阻害又は悪化させる結果となる不適切な言動等を行うことをいう。

ロ アカデミック・ハラスメント 職員又は学生等が他の職員又は学生等に、優位な立場や権限を利用し又は逸脱して、その指示、指導等を受ける者の向学意欲、労働意欲及び教育研究環境等を阻害又は悪化させる結果となる不適切な言動等を行うことをいう。

ハ パワー・ハラスメント 職員又は学生等が他の職員又は学生等に、自らの地位若しくは権限又は事実上の上下関係を不当に利用して、その指示、指導等を受ける者の向学意欲、労働意欲及び教育研究環境等を阻害又は悪化させる結果となる不適切な言動等を行うことをいう。

ニ マタニティ・ハラスメント 職員又は学生等が他の職員又は学生等に、妊娠、出産又は育児を理由として、向学意欲、労働意欲及び教育研究環境等を阻害又は悪化させる結果となる不適切な言動等を行うことをいう。

ホ その他のハラスメント 職員又は学生等が他の職員又は学生等に、飲酒の強要、誹謗、中傷、風評の流布等により人権を侵害して、向学意欲、労働意欲及び教育研究環境等を阻害又は悪化させる結果となる不適切な言動等を行うことをいう。

ヘ 性暴力 次に掲げるものをいう。

(イ) 上記イを含め、職員又は学生等が他の職員又は学生等に、相手の意に反する性的な行為等(性交等、わいせつな言動等)を行うことをいう。

(ロ) 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律(令和 3 年法律第 57 号)第 2 条第 3 項に定める児童生徒性暴力等に該当する行為をいう。

(2) 被害を訴えた人 ハラスメントによる被害を受けたと訴えた職員又は学生等をいい、加害者として訴えられたことにより被害を受けたと訴えた職員又は学生等を含む。

(3) 加害者とされた人 被害を訴えた人がハラスメントを行ったとする職員又は学生等をいう。

(4) 部局 各機構、国際人間科学部、医学部、各研究科、高等学術研究院、経済経営研究所、附属図書館、医学部附属病院、附属学校部、各学内共同教育研究推進組織、各学内共同管理・支援組織、戦略企画室、産官学連携本部、地域連携推進本部、DX・情報統括本部、カーボンニュートラル推進本部、ウェルビーイング推進本部、国立大学法人神戸大学学則(平成 16 年 4 月 1 日制定)第 18 条第 1 項の規定により設置される室、事務局(監査室及び内部統制室を含む。)、文理農等キャンパス事務部及び社会科学系事務部をいう。

(学長の責務)

第2条の2 学長は、職員及び学生等が個人として尊重されるとともに、就労上及び就学上の適正な環境を維持するため、ハラスメントの防止等に必要な措置を講じなければならない。

(担当理事の責務)

第2条の3 ハラスメント担当の理事(以下「担当理事」という。)は、学長の指示に基づき、ハラスメントの防止等に関し総括する。

2 担当理事は、ハラスメントの防止等のため、職員及び学生等の意識の啓発及び知識の向上を図らなければならない。

3 担当理事は、ハラスメントの防止等のため、職員に対し、研修を実施しなければならない。

4 担当理事は、ハラスメントが生じた場合は、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(部局の長の責務)

第2条の4 部局の長は、部局におけるハラスメントの防止等に関し総括する。

2 部局の長は、ハラスメントの防止等のため、職員及び学生等の意識の啓発及び知識の向上を図らなければならない。

3 部局の長は、職員に対し、自ら実施することが適当と認められるハラスメントの防止等のための研修について計画を立て、その実施に努めるものとする。

4 部局の長は、ハラスメントが生じた場合は、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(管理監督者の責務)

第2条の5 職員を管理若しくは監督又は学生等を指導する地位にある者(以下「管理監督者」という。)は、当該管理若しくは監督する職員又は指導する学生等に対し、次の各号に掲げる事項に注意してハラスメントの防止に努めるとともに、ハラスメントが生じた場合は、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(1) ハラスメントに関し、注意を喚起し、認識を深めさせること。

(2) 言動に十分な注意を払うことにより、ハラスメントが生じることがないように配慮すること。

(職員及び学生等の責務)

第2条の6 職員及び学生等は、ハラスメントを行ってはならない。

2 職員及び学生等は、この規程並びにこの規程に基づく部局の長若しくは管理監督者の指示又は指導に従い、ハラスメントの防止等に協力し、並びに次条第4項に規定するハラスメント調査委員会及び同条第6項に規定する全学ハラスメント調査委員会の調査等に協力しなければならない。

(ハラスメント防止・対策本部)

第3条 大学に、ハラスメントに関する相談に対応するため、ハラスメント防止・対策本部(以下「防止・対策本部」という。)を置く。

2 防止・対策本部は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 担当理事

(2) 学長が指名する理事(前号の理事を除く。)

(3) 事務局長

(4) インクルーシブキャンパス&ヘルスケアセンター保健管理部門長

(5) その他学長が必要と認めた者

3 防止・対策本部に本部長を置き、担当理事をもって充てる。

4 防止・対策本部は、相談員等からのハラスメントに関する相談についての報告に対し、被害を訴えた人の意向を確認の上、相談の内容に応じた対処方法を決定するとともに、加害者とされた人が所属する部局(以下「特定部局」という。)の長にハラスメント調査委員会(以下「調査委員会」という。)の設置等を指示する。

5 前項の規定により、防止・対策本部から調査委員会の設置以外の対応に係る指示を受けた特定部局の

長は、適切に対処し、当該結果を速やかに防止・対策本部の本部長に報告するものとする。

6 前2項の規定にかかわらず、防止・対策本部は、ハラスメントに関する相談について審議した結果、必要と認めた場合は、学長へ全学ハラスメント調査委員会(以下「全学調査委員会」という。)の設置を要請することがある。

7 防止・対策本部は、必要に応じ、相談事項への対応等を、相談員に報告するものとする。

(防止委員会)

第4条 大学に、ハラスメントの防止等に関し、その対策等について審議し、その実施及び推進を図るため、ハラスメント防止委員会(以下「防止委員会」という。)を置く。

2 防止委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。この場合において、学長は、委員が両性の委員で構成されるよう配慮するものとする。

(1) 担当理事

(2) 人文学研究科、国際文化学研究科、人間発達環境学研究科、法学研究科、経済学研究科、経営学研究科、理学研究科、医学研究科、保健学研究科、工学研究科、システム情報学研究科、農学研究科、海事科学研究科、国際協力研究科及び経済経営研究所から選出された教授各1人

(3) 事務局長

(4) 保健管理センター所長

(5) 事務局長が指名した事務系職員若干人

(6) その他学長が必要と認めた者

3 防止委員会は、次に掲げる事項を行う。

(1) ハラスメントの防止に関する研修・啓発活動の企画及び実施に関すること。

(2) ハラスメントに関する相談への対応に関すること。

(3) その他ハラスメントの防止に関すること。

4 第2項第2号、第5号及び第6号の委員は、学長が任命する。

5 第2項第2号、第5号及び第6号の委員の任期は2年とし、再任することができる。ただし、欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 防止委員会に委員長を置き、担当理事をもって充てる。

7 委員長は、防止委員会を招集し、その議長となる。

8 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

9 防止委員会において、ハラスメントに関する相談に対応するに当たっては、関係者のプライバシー、名誉その他の人権を尊重するとともに相談内容に関して秘密保持に留意するものとする。

10 この条に定めるもののほか、防止委員会の運営に関し必要な事項は、防止委員会が定める。

(相談窓口)

第5条 ハラスメントに関する相談窓口として相談員を置き、次の各号に掲げる者をもって充てる。

(1) 部局の長及び部局選出の評議員

(2) 神戸大学学生委員協議会規程(平成16年4月1日制定)第2条に定める者

[神戸大学学生委員協議会規程(平成16年4月1日制定)第2条]

(3) 部局の長から指名された職員

(4) 保健管理センターの保健管理医及び「こころの健康相談」のカウンセラー

2 前項第3号の相談員の部局毎の人数については、防止委員会が定めるものとし、部局の長は、相談員の指名に当たっては、女性の指名について配慮するものとする。

3 相談員の責務は、次に掲げるとおりとする。

(1) ハラスメントに関する相談に応ずるとともに、自主的解決への支援等を行うこと。

(2) 関係者のプライバシー、名誉その他の人権を尊重するとともに相談内容に関して秘密保持に留意すること。

- (3) ハラスメントに関する相談を受けた場合は、被害を訴えた人の意向を確認の上、防止・対策本部の
本部長に報告すること。
- 4 相談員は、学長が委嘱する。
- 5 相談員の主配置先又は所属並びに氏名及び連絡先については、毎年明示するものとする。
- 6 第1項の規定にかかわらず、ハラスメントに関する相談は、相談員以外の職員に行うことができる。
この場合において、相談を受けた者は相談内容に関し秘密保持に留意し、被害を訴えた人の意向を確認の上、防止・対策本部の本部長に報告するものとする。

(調査委員会)

第6条 第3条第4項の規定に基づく調査委員会は、特定部局以外の部局に所属する職員1人以上を含む3人以上の委員をもって組織する。

- 2 前項の特定部局に所属する委員については、特定部局の長が指名する。
- 3 第1項の特定部局以外の部局に所属する委員については、特定部局の長が、当該部局の長に選出を依頼し、選出された者に委員を委嘱する。
- 4 特定部局が複数ある場合は、特定部局の長が協議の上、委員の指名又は委嘱を行うものとする。
- 5 前3項の規定により委員を指名又は委嘱することが適当でない場合は、本部長が委員を指名するものとする。
- 6 第1項の規定にかかわらず、本部長が特に必要と認める場合には、学外者に委員を委嘱することができる。
- 7 調査委員会の調査に関して、特定部局の長は、中立の立場を維持するものとする。
- 8 調査委員会は、当該ハラスメントに関する事実関係を調査し、特定部局の長を通じて調査の結果を防止・対策本部に報告するものとする。
- 9 前項の報告を受けた防止・対策本部は、調査結果を学長に報告するものとする。
- 10 学長は、調査結果の内容に疑義があるときは、防止・対策本部を通じて当該調査委員会に再調査等を指示、又は全学調査委員会を設置することができる。
- 11 調査委員会は、調査の実施に関し、学長が別に指名する外部専門家に適宜意見を求めることができる。
- 12 調査委員会は、被害を訴えた人及び加害者とされた人並びにその他の関係者等から公正な事情聴取を行うものとする。ただし、調査を行うに当たっては、事情聴取対象者のプライバシー、名誉その他の人権を尊重するとともに、聴取事項等に関して秘密保持に留意しなければならない。
- 13 調査委員会は、前項の調査を行うに当たり、加害者とされた人にその旨を告知し、口頭又は文書による弁明の機会を与えなければならない。
- 14 加害者とされた人は、弁明の際、必要な証拠を提出し、関係者等からの事情聴取を求めることができる。とともに補佐人を指名し、その補佐を受けることができる。
- 15 調査委員会は、加害者とされた人が、弁明の機会を与えられたにもかかわらず、正当な理由もなく欠席し、又は弁明書を提出しなかった場合は、この権利を放棄したものとみなす。
- 16 その他調査委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(全学調査委員会)

第7条 第3条第6条の規定に基づき学長が設置する全学調査委員会は、3人以上の委員をもって組織する。

- 2 委員長は、学長が指名する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、学長が特に必要と認める場合には、学外者に委員を委嘱することができる。
- 4 全学調査委員会は、当該ハラスメントに関する事実関係を調査し、調査の結果を防止・対策本部に報告するものとする。

- 5 前項の報告を受けた防止・対策本部は、調査結果を学長に報告するものとする。
- 6 学長は、調査結果の内容に疑義があるときは、防止・対策本部を通じて当該全学調査委員会に再調査等を指示することができる。
- 7 全学調査委員会は、調査の実施に関し、学長が別に指名する外部専門家に適宜意見を求めることができる。
- 8 全学調査委員会は、被害を訴えた人及び加害者とされた人並びにその他の関係者等から公正な事情聴取を行うものとする。ただし、調査を行うに当たっては、事情聴取対象者のプライバシー、名誉その他の人権を尊重するとともに、聴取事項等に関して秘密保持に留意しなければならない。
- 9 全学調査委員会は、前項の調査を行うに当たり、加害者とされた人にその旨を告知し、口頭又は文書による弁明の機会を与えなければならない。
- 10 加害者とされた人は、弁明の際、必要な証拠を提出し、関係者等からの事情聴取を求めることができるとともに補佐人を指名し、その補佐を受けることができる。
- 11 全学調査委員会は、加害者とされた人が、弁明の機会を与えられたにもかかわらず、正当な理由もなく欠席し、又は弁明書を提出しなかった場合は、この権利を放棄したものとみなす。
- 12 その他全学調査委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(調査結果への対処)

第8条 学長は、調査委員会の調査結果により、ハラスメントの事実が明らかになった場合には、国立大学法人神戸大学職員就業規則(平成16年4月1日制定)等の規定に基づき、ハラスメントの行為者に対し、必要な措置を講ずるものとする。

[国立大学法人神戸大学職員就業規則(平成16年4月1日制定)]

- 2 学長は、調査委員会の調査結果を、被害を訴えた人及び加害者とされた人に通知するものとする。
- 3 学長は、調査委員会の調査結果を、被害を訴えた人が所属する部局の長及び特定部局の長に通知するものとする。
- 4 前項の通知を受けた部局の長は、必要な措置を講ずるものとする。

(啓発及び再発防止のための活動)

第8条の2 担当理事及び防止・対策本部は、この規程の概要について周知させるため、定期的な啓発活動を実施しなければならない。

- 2 担当理事及び防止・対策本部は、ハラスメント等の発生状況を踏まえ、発生した原因を分析し、再発防止策を講ずるものとする。

(調査結果等の取扱い)

第9条 調査委員会の調査資料及び調査結果は、特段の事情がない限り公開しないものとする。

(不利益取扱いの禁止)

第10条 相談員等及びハラスメントに起因する問題の対処に関わる者は、ハラスメントに関する相談者、相談に係る調査への協力その他の対応をした職員又は学生等に対し、そのことをもって就労上及び就学上不利益な取扱いをしてはならない。ただし、虚偽の申し出を行った場合はこの限りでない。

(関係者に対する規程の準用)

第10条の2 職員であった者、学生等であった者その他の関係者(学長が別に定める者に限る。)からのハラスメントに関する相談については、この規程を準用する。

- 2 前項の場合において、職員であった者は、在職しなくなったときから1年以内、学生等であった者は、在籍しなくなったときから1年以内に限り、相談することができるものとする。ただし、特別な事情がある場合は、この限りでない。

(事務)

第11条 ハラスメントの防止、対応等に関する事務は、総務部人事課又は学務部学生支援課において行う。

- 2 第3条第4項の規定に基づく調査委員会に関する事務は、特定部局の事務部において行う。
- 3 前項の特定部局が複数ある場合には、特定部局の長が協議の上、事務を行う事務部を決定する。
(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(この間の附則は省略)

附 則(令和6年3月25日)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

VIII 学生教育研究災害傷害保険等

(1) 学生教育研究災害傷害保険（略称「学研災」）

この保険は、教育研究活動中の災害傷害事故に対する全国的な規模の互助制度で、これにより安心して学生生活を送れるようにするために発足されたものです。

正課中、学校行事中、学校施設内外での課外活動中及び通学中等の不慮の災害を被った際に、学生やその保護者等の経済的負担を救済するものであり、学生は全員加入することとしています。

また、上記の保険に加入していることを条件として加入できる学研災付帯賠償責任保険があります。

ア 加入手続

所定の「払込取扱票」に保険料を添え、入学手続時から4月末日までの間に最寄りの郵便局で振り込んでください。

また、休学、留年により4年を超えて在学する場合は、所定の「払込取扱票」に一年ごとに一年間の保険料を添え、最寄りの郵便局で振り込んでください。

イ 保険対象範囲と保険金額等

保険金は、次の各号の一に該当し、急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害を被った時に下表に応じた額が支払われます。

- ① 正課（講義、実験、実習、演習又は実技による授業）を受けている間
- ② 学校主催の行事（入学式、卒業式等）に参加している間
- ③ ①、②以外で学校施設内にいる間。ただし、寄宿舎にいる間、大学が禁じた時間若しくは場所にいる間又は大学が禁じた行為を行っている間を除く。
- ④ 課外活動を行っている間
- ⑤ 住居と学校施設等との間を往復する間又は学校施設等相互間を移動する間

保険対象範囲	保険金の種類	支払保険金額（万円）	入院加算金
①正課中 ②学校行事中	死 亡	2,000	入院1日につき 4,000円 (180日限度) 〔左記の金額に 加算して支払 われます。〕
	後 遺 障 害	障害の程度により 120～3,000	
医 療	治療日数により 0.3～30 (治療日数1日以上が対象)		
③学校施設内 ④課外活動中 ⑤通学中等	死 亡	1,000	
	後 遺 障 害	障害の程度により 60～1,500	
	医 療	③④治療日数により 3～30 (治療日数14日以上が対象)	
⑤治療日数により 0.6～30 (治療日数4日以上が対象)			

(備考) 保険請求の際、請求金額が10万円以下で後遺障害がない場合は、医師の診断書は不要です。所定の治療状況報告書に学生（被保険者）が自筆で記入し、治療期間が記載された医療機関の領収書（ない場合は診察券のコピー等）を添えて提出してください。（診察券のコピーのみを添付した場合には、通院日数が明記された書類の有無について保険会社が学生（被保険者）に確認することがあります。）

ウ 保険料と保険期間

適用区分	保険料・保険期間	保険料	保険期間 (年) (所定の修業年限)
学 部 学 生		3,370 円	4 年
博士課程前期課程学生		1,790 円	2 年
博士課程後期課程学生		2,650 円	3 年
在学年限超過学生		1,020 円	1 年ごと

エ 事故報告・保険金の請求手続

① 事故の通知

この保険の対象となる事故が発生した場合はただちに医学部保健学科（教務学生係）に申し出て、「学生教育研究災害傷害保険事故報告書」を提出してください。被保険者であることを確認の上、保険金請求書を交付します。（事故の日から 30 日以内に報告しなかった場合は、保険金が支払われない場合がありますので注意してください。）

② 保険金請求書の送付

請求書に必要な事項を記入して医師の診断書（不要の場合もある）を添付のうえ、医学部保健学科（教務学生係）に提出すれば学務部学生センターを通じて、（財）日本国際教育支援協会に送付されます。

(2) 学研災付帯賠償責任保険

医学部保健学科では上記保険（「学研災」）により、授業中・課外活動中・臨床実習中・通学途中の傷害による自己保障をカバーしていますが、その他に、他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊したことにより被る法律上の損害賠償を補償する保険で学生は全員加入することとしています。

医学生教育研究賠償責任保険（略称「医学賠」）

適用区分	保険料・保険期間	保険料	保険期間 (年) (所定の修業年限)
学 部 学 生		2,000 円	4 年
博士課程前期課程学生		1,000 円	2 年
博士課程後期課程学生		1,500 円	3 年
在学年限超過学生		500 円	1 年ごと

Ⅸ 学内利用施設, その他学生関係規則等

(1) 神戸大学附属図書館保健科学図書室の利用について

※ 開館時間、休館日、利用案内その他の最新の情報については附属図書館ホームページ <https://lib.kobe-u.ac.jp/> でご確認ください。

神戸大学附属図書館には9つの館室があり、全ての館室を利用することができます。
保健科学図書室は名谷キャンパスで保健学科・医学系研究科のみなさんをサポートします。

1 館内案内

<1階>

- ・入退館ゲート

入館の際には磁気式の学生証または図書館利用証が必要です。スマートフォンでも入館できます。貸出手続きをしていない資料を持って退館しようとするアラームが鳴りますのでご注意ください。

- ・ラーニングコモンズ

グループ学習に利用できるオープンスペースです。

- ・グループ学習室

グループ学習に利用できます。事前予約が可能です。

- ・教育用プリンター

情報基盤センターのIDとパスワードでログインして使用できます。

- ・コイン式コピー機

図書館資料の複写のために設置しています。「文献複写申込書」を記入してご利用ください。

- ・新着雑誌・AV・参考図書コーナー

- ・第1書庫

集密書架に雑誌のバックナンバーを配架しています。

<2階>

- ・開架閲覧室

図書を配架しています。閲覧席は静かにご利用ください。

- ・AV(視聴覚)ブース

ヘッドホンの貸出を希望の際はカウンターで手続きしてください。

- ・第2書庫

閉架式書庫です。図書の貸出を希望の際はカウンターで手続きしてください。

- ・トイレ

2 図書・資料の利用方法

(1) 館内閲覧

- ・図書の利用

必要な図書は書架から自由に取り出して閲覧することができます。ただし、閲覧の終わった図書は、もとの位置に確実に戻すか、専用のブックトラックに置いてください。

・禁帯出図書について

参考図書（辞書など）・雑誌は自由に閲覧できますが、館外貸出はできません。（当日貸出のみ可能です。）

(2) 館外貸出及び返却

- ・貸出可能な図書はカウンターか図書自動貸出返却装置で手続きを行ってください。
- ・貸出期間は2週間とし、1人10冊以内です。なお、臨床実習期間中は貸出期間を延長できます。
- ・借り出した図書は、転貸借することはできません。
- ・借り出したい図書が貸出中の場合は、予約することができます。
- ・1冊でも延滞している図書がある場合は、返却するまで全館で貸出や延長はできません。
- ・図書を紛失又はいちじるしく汚損した場合には、弁償しなければなりません。

(3) 当日貸出

禁帯出図書や雑誌を一時的に館外に持ち出したい時は、学生証とともにカウンターへ持参し貸出手続きを行ってください。

(4) 図書の配置

- ・図書は、和書、洋書一緒に日本十進分類法（NDC）により分類番号の順に配架されています。分類番号に関する概要は次のとおりです。

- 0 総記
- 1 哲学
- 2 歴史
- 3 社会科学
- 4 自然科学
- 5 技術
- 6 産業
- 7 芸術
- 8 言語
- 9 文学

400 自然科学

- 410 数学
- 420 物理学
- 430 化学
- 440 天文学, 宇宙科学
- 450 地球科学, 地学, 地質学
- 460 生物科学, 一般生物学
- 470 植物学
- 480 動物学

490 医学, 薬学

490 医学

- 491 基礎医学
- 492 臨床医学, 診断・治療
- 493 内科学, 精神医学, 小児科学
- 494 外科学, 皮膚科学, 泌尿器科学
- 495 婦人科学・産科学
- 496 眼科学, 耳鼻咽喉科学
- 497 歯科学
- 498 衛生学, 公衆衛生, 法医学
- 499 薬学

（医学関係書はそれぞれの番号がさらに細分類されている。）

また図書の背ラベルの見方は、次のとおりです。

492.9	…… 分類番号（この場合は、臨床医学－看護学）
S	…… 著者又は書名（シリーズのとき）のイニシャル
5	…… 巻次記号

- ・検索はオンライン蔵書目録（OPAC=Online Public Access Catalog）
（https://op.lib.kobe-u.ac.jp/opac/opac_search/?lang=0）で行ってください。
神戸大学附属図書館全体の所蔵目録が検索できます。当館所蔵の図書は配架場所のところに保健科学図書室と表示されます。

3 附属図書館ホームページの利用

資料・情報の検索

- ・オンライン蔵書目録（OPAC=Online Public Access Catalog）
（https://op.lib.kobe-u.ac.jp/opac/opac_search/?lang=0）
神戸大学で所蔵している資料の情報を調べることができます。
- ・電子ジャーナル/電子ブック/データベース
附属図書館ウェブサイトから、図書館の電子リソースへアクセスできます。

アカウントサービス

情報基盤センターのIDとパスワードでログインして利用できます。

- ・貸出・デリバリー・予約状況照会（https://op.lib.kobe-u.ac.jp/opac/odr_stat/）
現在借りている資料や申し込んだ予約の状況、これまでに借りた本の履歴を確認できます。
- ・貸出期間延長（https://op.lib.kobe-u.ac.jp/opac/odr_stat/）
貸出期間をオンラインで延長できます。延滞資料がある場合や当該資料に予約がかかっている場合はできません。
- ・予約・デリバリー
貸出中の資料の予約や、学内他館にある資料を最寄りの図書館に取り寄せることができます。
- ・文献複写・現物貸借（有料）（<https://op.lib.kobe-u.ac.jp/opac/ill/?lang=0>）
学内他館や学外から論文などのコピーを取り寄せたり、学外から図書現物を借り受けたりすることができます。
- ・学生希望図書リクエスト（https://op.lib.kobe-u.ac.jp/opac/bok_req/）
所蔵されていない資料の購入をリクエストできます。

(参考)

神戸大学附属図書館利用規程

<https://www.office.kobe-u.ac.jp/plan-rules/act/110000113.html>

(2) 神戸大学学生健康診断規程

平成16年4月1日 制定
最近改正 令和4年3月31日

(趣旨)

第1条 この規程は神戸大学の学生に対する健康診断及び事後措置等について定めるものとする。

(実施機関)

第2条 健康診断は、インクルーシブキャンパス&ヘルスケアセンター保健管理部門(以下「保健管理部門」という。)が行う。

(健康診断の種類)

第3条 健康診断は、定期健康診断及び臨時健康診断とする。

2 定期健康診断は、毎学年定期に行うものとする。

3 臨時健康診断は、インクルーシブキャンパス&ヘルスケアセンター保健管理部門長(以下「保健管理部門長」という。)が必要と認めたときに行うものとする。

(受診の義務)

第4条 学生は、健康診断を受けなければならない。

2 学生は、健康診断を受けなかったときは、保健管理部門長の定める期間内に、当該健康診断と同等の実施項目を含む健康診断証明書を保健管理部門に提出しなければならない。

3 前項の規定による健康診断証明書を提出できないときは、保健管理部門長に申し出て指示を受けなければならない。

(健康診断の結果の区分及び通知)

第5条 保健管理部門長は、健康診断の結果を別表により区分し、学部長等(各学部長及び各研究科長をいう。以下同じ。)に通知するとともに、学生に通知するものとする。ただし、疾病のない者については、学生への通知を省略することができる。

(事後措置)

第6条 学部長等は、健康診断の結果、疾病のため生活規正又は治療を要する者があるときは、保健管理部門長と協議の上、当該学生の健康回復に必要な指導を行わなければならない。

2 健康診断の結果、疾病のある者は、前項の指導に従わなければならない。

(復学時の受診)

第7条 疾病のため休学中の者が復学しようとするときは、学部長等を経て、保健管理部門長に申し出て、健康診断を受けなければならない。

(証明書の発行)

第8条 第3条の健康診断を受けた者が、健康診断証明書を必要とするときは、これを発行することができる。

附 則

(この間の附則は省略)

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表

判 定 区 分		
生活 規 正 の 面	A (要休業)	授業を休む必要のあるもの
	B (要軽業)	授業に制限を加える必要のあるもの
	C (要注意)	授業をほぼ平常に行ってもよいもの
	D (健康)	全く平常の生活でよいもの
医 療 の 面	1 (要医療)	医師による直接の医療行為を必要とするもの
	2 (要観察)	医師による直接の医療行為を必要としないが、定期的に医師の観察指導を必要とするもの
	3 (健康)	医師による直接又は間接の医療行為を全く必要としないもの

(3) 神戸大学学生表彰規程

(平成 17 年 2 月 17 日制定)
最終改正 令和 8 年 3 月 31 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、神戸大学教学規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)第 55 条第 2 項の規定に基づき、神戸大学(以下「本学」という。)の学生及び学生団体の表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

[神戸大学教学規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)第 55 条第 2 項]

(表彰の基準)

第 2 条 表彰は、学生及び学生団体のうち、次の各号のいずれかに該当するものについて行うものとする。

- (1) 学術研究活動において、次のいずれかに該当すると認められるもの
 - イ 国際的規模又は全国的規模の学会から賞を受けたもの
 - ロ その他これらに準ずる学会等から高い評価を受けたもの
- (2) 本学公認課外活動団体の活動において、次のいずれかに該当すると認められるもの
 - イ 国際的規模の競技会、公演会、展覧会等(以下「競技会等」という。)において優秀な成績を修め、又は高い評価を受けたもの
 - ロ 全国的又は地区的規模の競技会等において優秀な成績を修めたもの
 - ハ 公的機関等から表彰を受ける等高い評価を受けたもの
 - ニ 卒業年度に当たる者で、在学中の課外活動において特に顕著な功労があったもの
- (3) 社会活動において、次のいずれかに該当すると認められるもの
 - イ ボランティア活動等において、公的機関等から表彰を受ける等社会的に特に高い評価を受けたもの
 - ロ 人命救助、犯罪防止、災害救助等に貢献したことにより、公的機関等から表彰を受ける等社会的に特に高い評価を受けたもの
 - ハ その他社会活動において特に高い評価を受けたもの
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に優れた業績、功績等があったと認められるもの

(表彰候補者の推薦)

第 3 条 各学部長、各研究科長、各課外活動団体の顧問教員等は、前条各号のいずれかに該当すると認められる学生又は学生団体(以下「表彰候補者」という。)がある場合は、別記様式第 1 により学長に推薦するものとする。

[別記様式第 1]

(被表彰者の選考及び決定)

第 4 条 学長は、前条の規定に基づき推薦された表彰候補者について、高等教育推進機構全学教育協議会の議を経て、表彰される者(以下「被表彰者」という。)を決定する。

(表彰の方法)

第 5 条 表彰は、学長が別記様式第 2 の表彰状を授与することにより行う。

[別記様式第 2]

2 前項の表彰状に添えて、記念品を贈呈することができる。

(表彰の時期)

第 6 条 表彰は、被表彰者が決定された後、速やかに行うものとする。ただし、第 2 条第 2 号に該当する表彰については、原則として毎年 3 月に行うものとする。

[第2条第2号]

(事務)

第7条 表彰に関する事務は、学務部学生支援課において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、学生及び学生団体の表彰の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(この間の附則は省略)

附 則 (令和8年3月31日)

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

(4) 神戸大学学生懲戒規則

平成16年4月1日 制定
最終改正 令和8年3月31日

(趣旨)

第1条 この規則は、神戸大学教学規則(平成16年4月1日制定)第55条の2(第72条において準用する場合を含む。)に規定する学生の懲戒について必要な事項を定めるものとする。

[神戸大学教学規則(平成16年4月1日制定)第55条の2]

(定義)

第2条 この規則において、「部局等」とは、学部、研究科その他学生の所属する組織をいう。

(学生懲戒の基本的な考え方)

第3条 懲戒は、学生による事件事故等に係る行為の悪質性、結果の重大性等を踏まえ、教育的指導の観点から慎重かつ総合的に勘案して決定するものとする。

(懲戒の対象となる行為)

第4条 懲戒の対象となりうる行為は、次の行為とする。

- (1) 刑罰法令に触れる行為
- (2) 本学の教育・研究活動及び管理運営に対する重大な妨害行為
- (3) 本学の名誉・信用を著しく失墜させる行為
- (4) その他前各号に準ずる不適切な行為

(試験等における不正行為)

第5条 試験等において不正行為を行った場合の取扱いについては、高等教育推進機構教養教育院及び部局等の定めるところによる。ただし、当該行為が懲戒の対象となりうる行為と判断された場合にこの規則を適用することを妨げない。

(懲戒の内容)

第6条 懲戒の内容は、次のとおりとする。

- (1) 訓告 文書により注意を与え、将来を戒めること。
- (2) 停学 次のとおり登校を停止させること。
 - イ 有期の停学 期限を付すもの
 - ロ 無期の停学 期限を付さず、指導による効果等の状況を勘案しながらその解除の時期を決定するもの
- (3) 懲戒退学 命令により退学させ、再入学を認めないこと。

(停学期間中の措置)

第7条 停学期間中における次に掲げる事項は、認めない。

- (1) 授業科目の履修及び定期試験の受験
 - (2) 学位論文審査の受審
 - (3) 本学の施設及び設備の利用
 - (4) 課外活動団体での活動
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項については、停学期間中であっても認めるものとする。
- (1) 停学期間終了後の授業科目履修及び学位論文審査受審のために必要な手続
 - (2) 特に退去を命ぜられない場合の本学の学生寮又は外国人留学生宿舎への居住
 - (3) 部局等の長が特に必要と認める本学の施設及び設備の利用
 - (4) 本学学生であることを資格要件としない課外活動団体での活動

3 当該学生が所属する部局等は、停学期間中の学生に対し、面談等により、更生に向けた指導を適宜行うものとする。

(無期の停学の解除)

第8条 無期の停学の処分を下された学生が所属する部局等の教授会(教授会としての運営委員会等を含む。以下同じ)は、当該学生について、その発効日から起算して6月を経過した後、前条第3項の規定による指導の結果、停学の解除が妥当であると認めたときは、学長に停学の解除を発議することができる。

2 学長は、前項の発議に基づき、停学を解除する。

(登校の停止)

第9条 部局等の長は、学生の行為が懲戒対象行為に該当することが明白であり、かつ、懲戒処分がなされることが確実である場合は、懲戒処分の決定前に当該学生に対して登校の停止を命ずることができる。この場合において、登校停止の期間は、停学期間に算入することができる。

2 登校停止期間中の措置は、第7条の規定に準ずるものとする。

(部局等の長の指導)

第10条 学生による事件事故等が懲戒に至らない程度のものである場合は、部局等の長は、学生に対し、教育的措置として文書又は口頭により厳重注意その他の指導を行うことができる。

(自主退学・休学)

第11条 部局等の長は、懲戒の対象となる行為を行ったとされる学生が、懲戒処分の決定前に退学を願い出た場合は、これを受理しないものとする。

2 部局等の長は、懲戒処分の決定後は、休学期間が停学期間と重複する休学の願い出は、受理しないものとする。

(懲戒の発議)

第12条 部局等の長は、懲戒の対象となりうる行為があったと認めるときは、速やかに学長に報告するものとする。

2 前項の行為を行った学生の所属する部局等の教授会は、当該行為に係る事実関係を調査し、懲戒処分の要否等について審議するものとする。

3 国立大学法人神戸大学におけるハラスメント等の防止等に関する規程(平成18年1月24日制定。以下「規程」という。)第2条第1号及び第2号に規定する行為を行った場合は、規程第6条第8項に定める調査報告をもって事実関係の調査に代えるものとする。

4 学長が指名した理事は、第2項の調査及び審議に際し、必要に応じて、教授会に対し意見を述べるることができる。

5 教授会は、懲戒処分の必要があると認めるときは、事実関係についての調査報告書及び懲戒処分案を作成し、学長に懲戒の発議を行わなければならない。

(複数の部局等に係わる場合の懲戒手続)

第13条 懲戒の対象となりうる行為が、異なる部局等に所属する複数の学生によって引き起こされた場合は、教授会は、事実関係の調査及び審議に際して、相互に連絡し、調整するものとする。

(弁明)

第14条 教授会は、第12条第2項の事実関係の調査を行うに当たり、当該学生にその旨を告知し、口頭又は文書による弁明の機会を与えなければならない。

[第12条第2項]

2 当該学生は、弁明の際、必要な証拠を提出し、証人の喚問を求めることができるとともに、補佐人を指名し、その補佐を受けることができる。

3 弁明の機会を与えられたにもかかわらず、正当な理由もなく当該学生が欠席し、又は弁明書を提出しなかった場合は、この権利を放棄したものとみなす。

(懲戒処分の決定)

第15条 学長は、第12条第5項により教授会から発議があったときは、教育研究評議会(以下「評議会」という。)の議を経て、懲戒処分を決定する。

[第12条第5項]

2 評議会は、前項の審議において必要があると認め、改めて事実関係の調査及び審議を行う場合においては、前条の規定を準用する。

(懲戒処分の通知)

第16条 学長は、懲戒処分を決定した場合は、当該学生に通知しなければならない。

2 懲戒処分の通知は、処分理由を記載した懲戒処分書を当該学生に交付することにより行う。ただし、交付の不可能な場合には、他の適当な方法により通知する。

(懲戒の発効)

第17条 懲戒の発効日は、懲戒処分書の交付日とする。ただし、やむをえない場合は、この限りでない。

(異議申立て)

第19条 懲戒処分を受けた者は、事実誤認、新事実の発見その他の正当な理由があるときは、懲戒の発効日から起算して14日以内に、文書により学長に異議申立てを行うことができる。

2 学長は、前項の異議申立てがあったときは、再審査の可否を評議会に付議するものとする。

3 評議会が再審査の必要があると認めたときは、学長は、教授会に再審査を要請するものとする。

(守秘義務)

第20条 学生の懲戒に関する事項に関わった職員は、その地位にあることから知り得た情報に関する守秘義務を負う。この義務は、その地位を解かれた後も継続する。

(雑則)

第21条 この規則に定めるもののほか、学生の懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(この間の附則は省略)

附 則(令和8年3月 日)

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

2 この規則の施行前に行われた学生の行為に対する懲戒処分の適用については、なお従前の例による。

附 則

(この間の附則は省略)

附 則(令和8年3月31日)

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

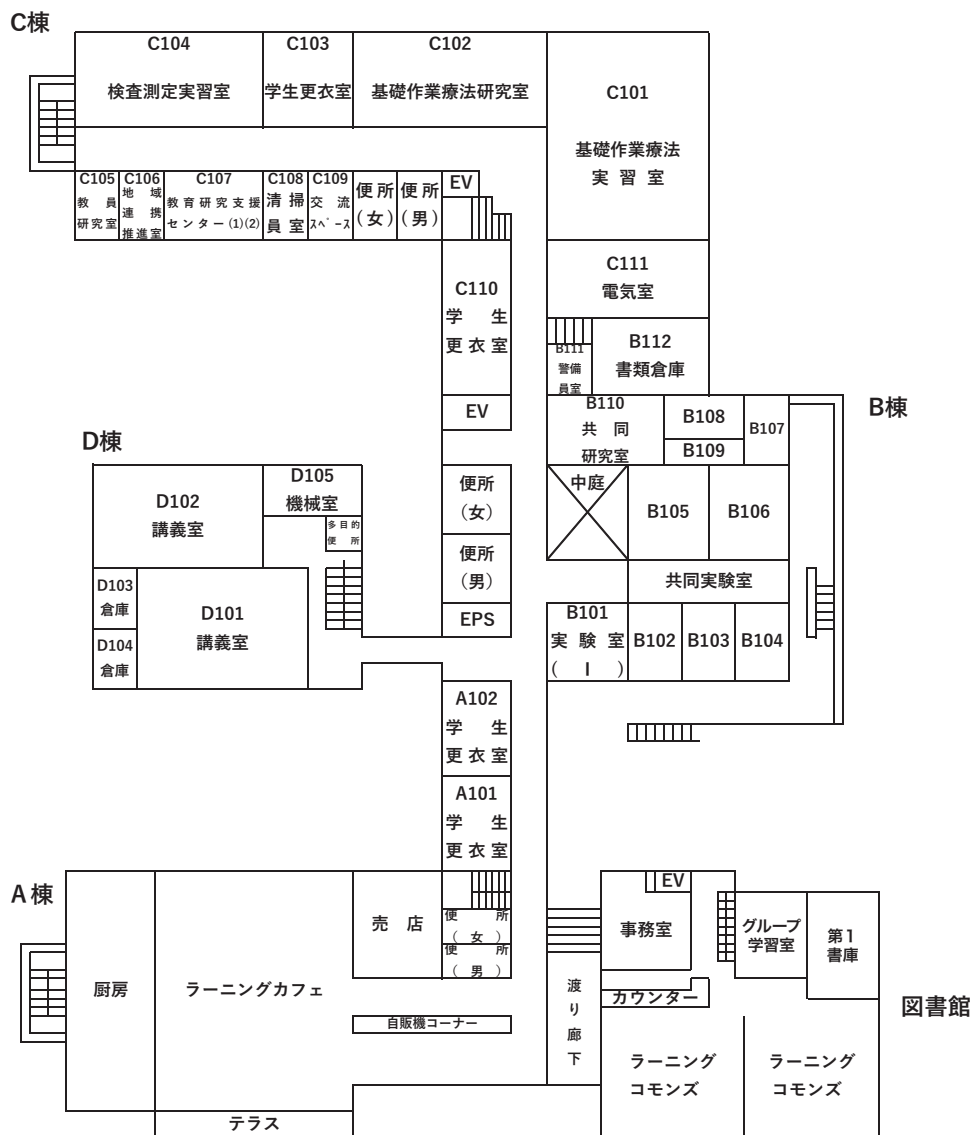
X 保健学科建物配置図等

◎建物配置図



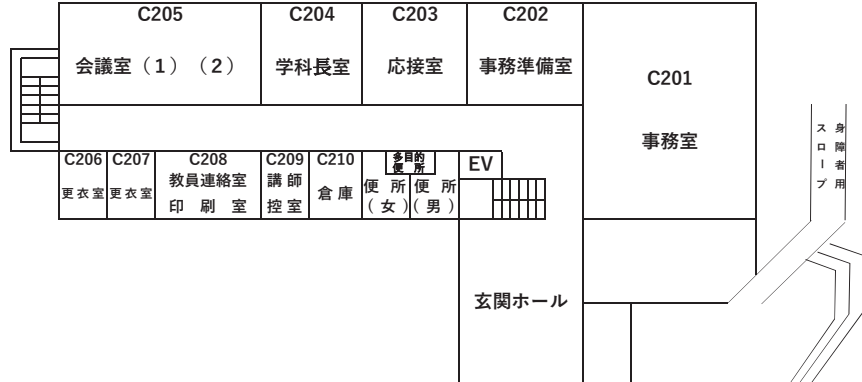
◎校舎平面図及び図書館平面図（A～D棟）

1F

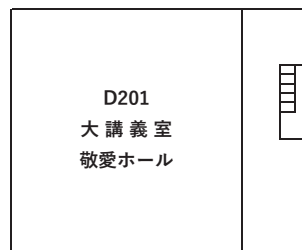


2F

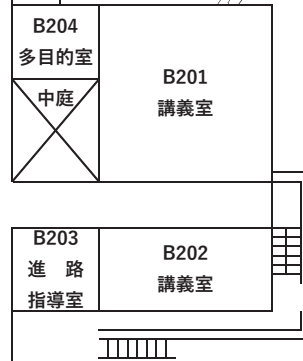
C棟



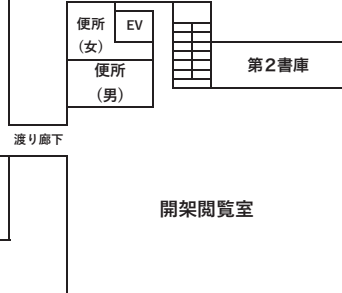
D棟



B棟



A棟



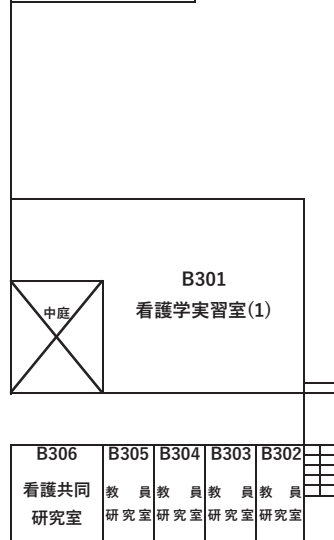
図書館

3F

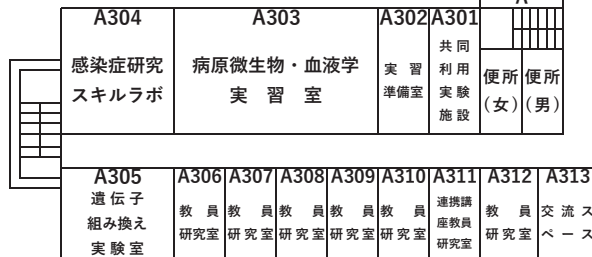
C棟



B棟

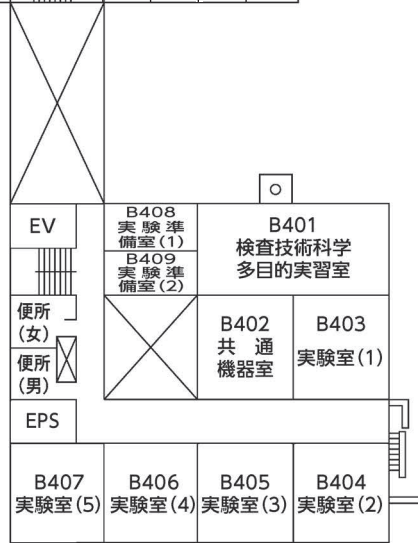
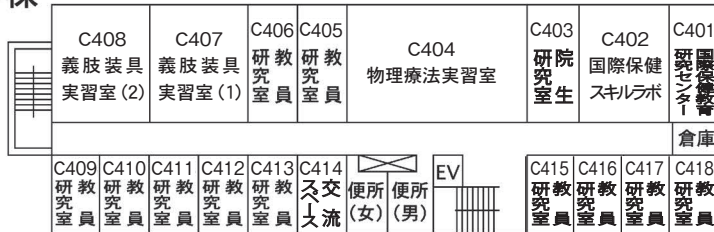


A棟



4F


C棟



B棟


5F

C棟

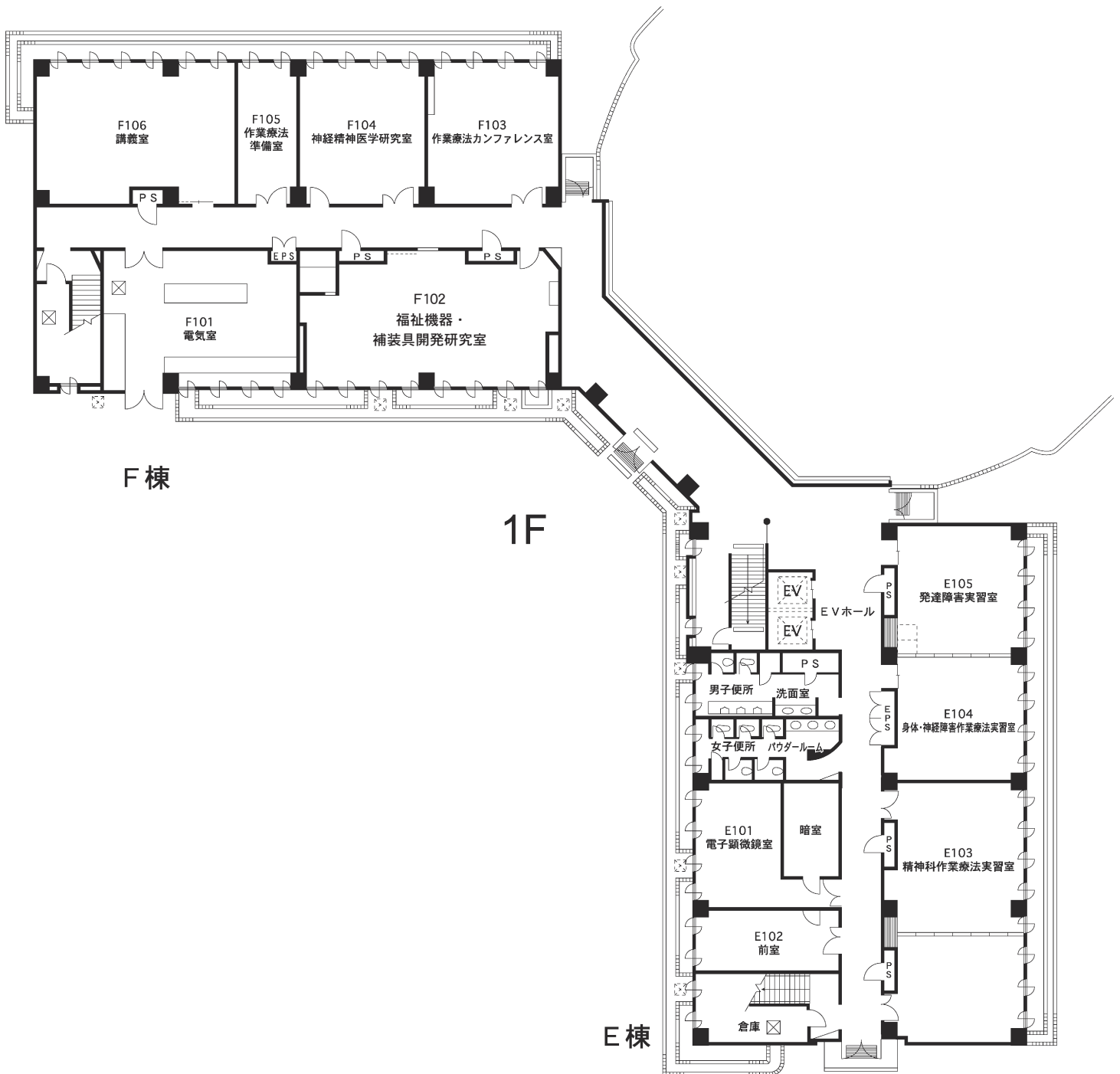
C505 健康科学センター事務室 アジア健康科学フロンティアセンター		C504 院生研究室	C503 運動学・運動療法実習室		C502 生理機能解析室	C501 脳機能測定室		
C506 研究 室員	C507 研究 室員	C508 研究 室員	C509 研究 室員	C510 研究 室員	C511 交 流 大	 便所 (女) (男)	EV	C512 生理学実習室

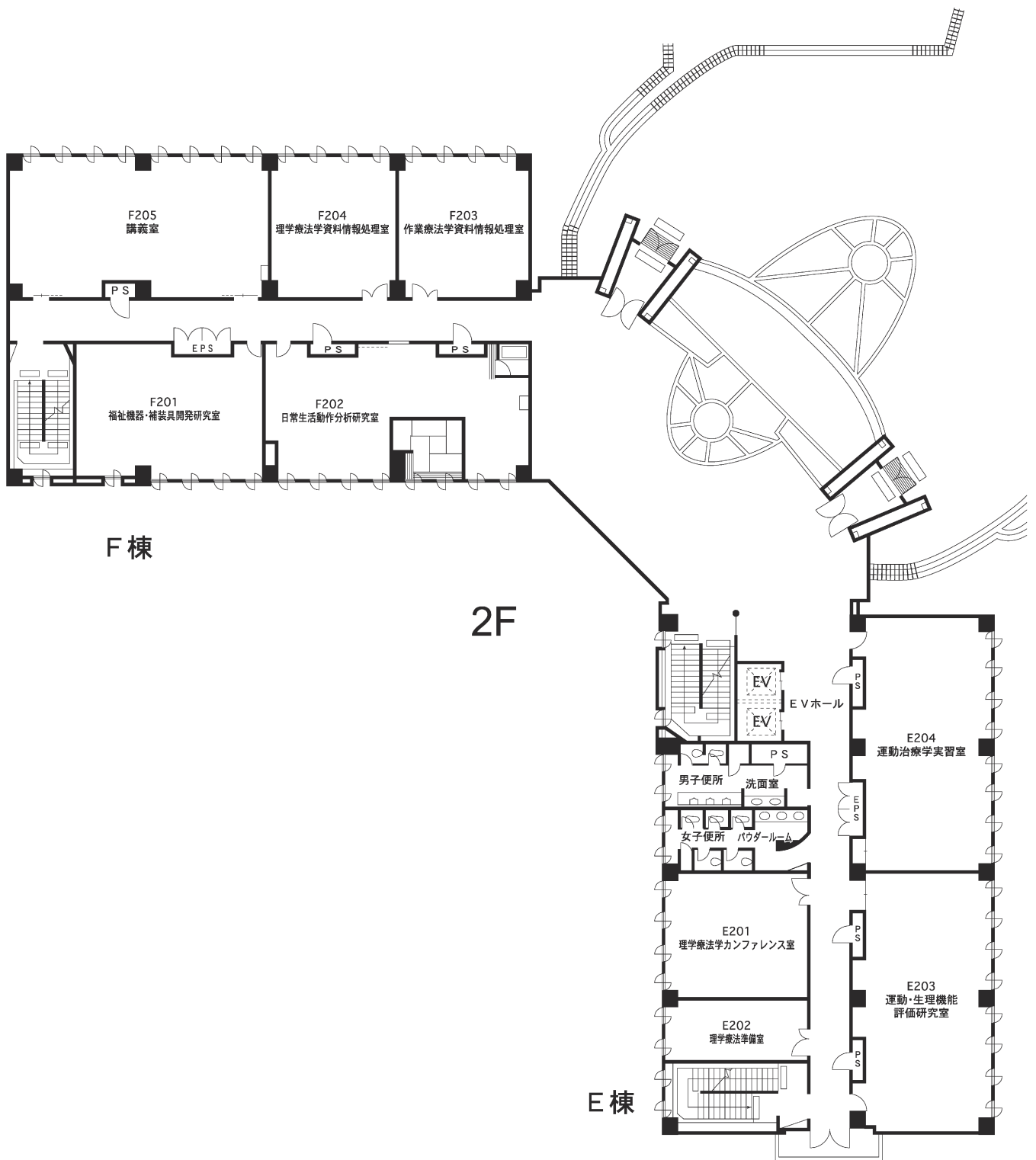
6F

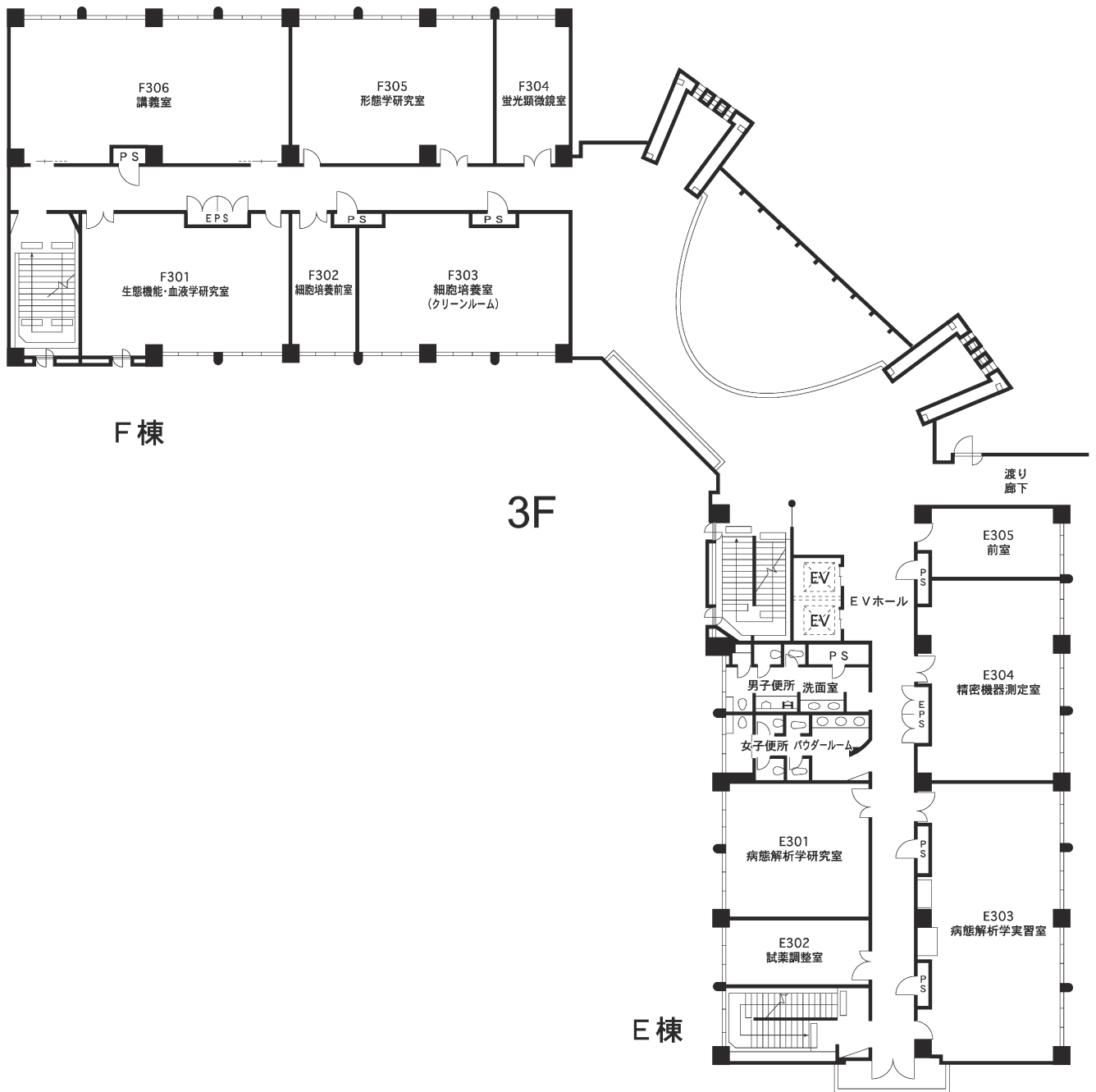
C棟

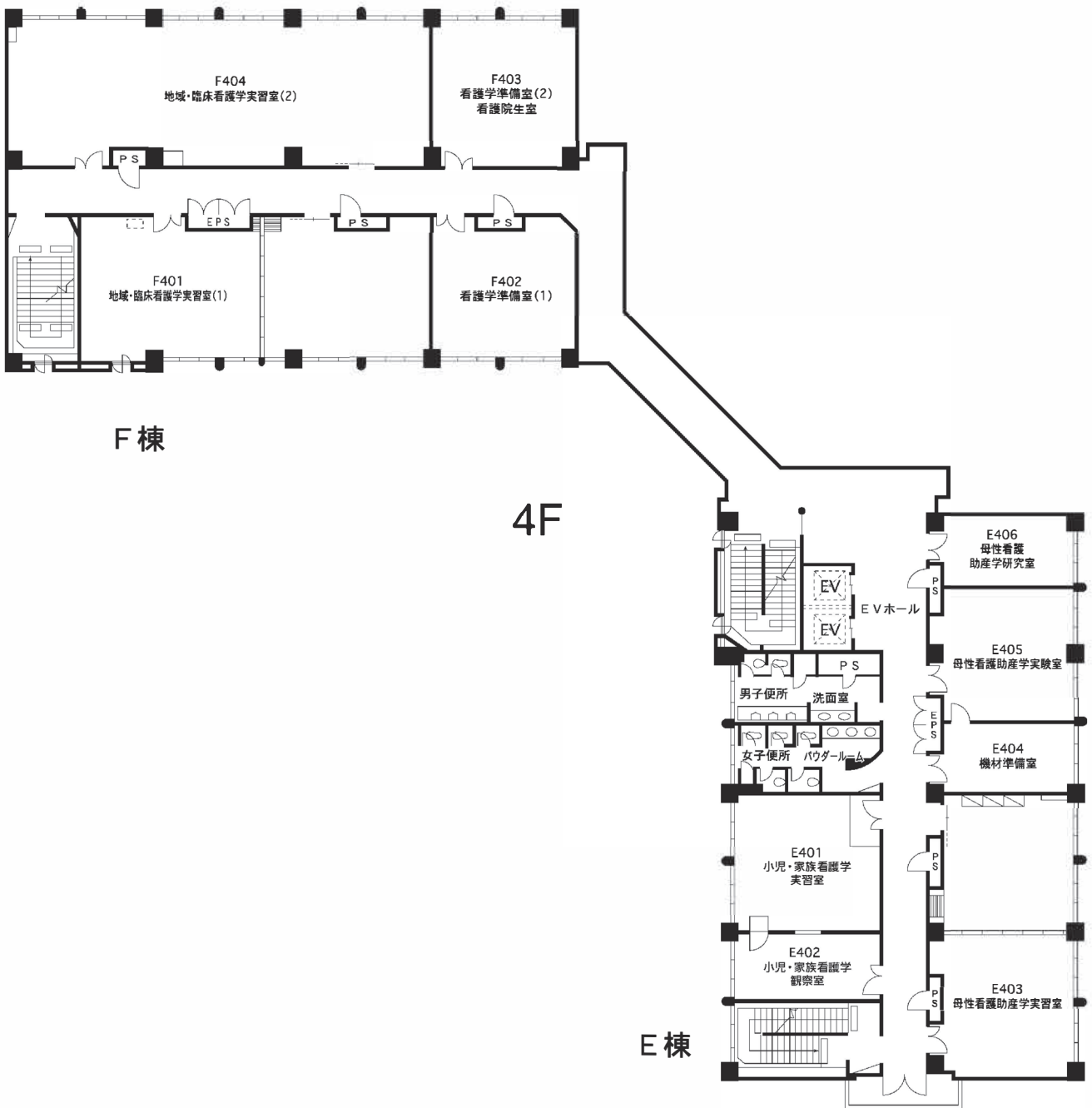
C605 病理学実習室		C604 病理学研究室 細胞培養室		C603 研 究 生	C602 倉 庫	C601 大会議室	
C606 ス キ ル ラ ボ	C607 研究 室員	C608 研究 室員	C609 研究 室員	C610 研究 室員	C611 交 流 大		 便所 (女) (男)

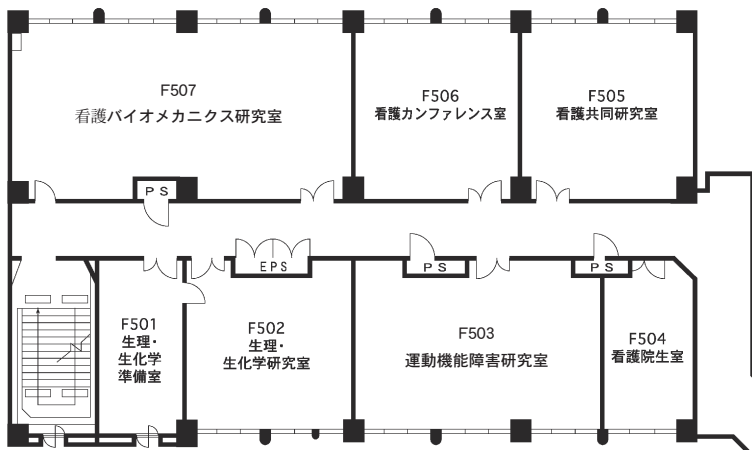
◎校舎平面図 (E・F棟)





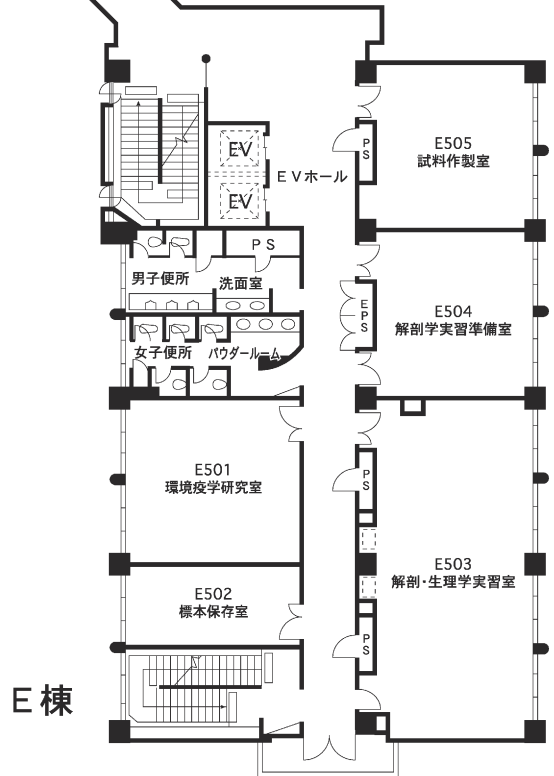






F 棟

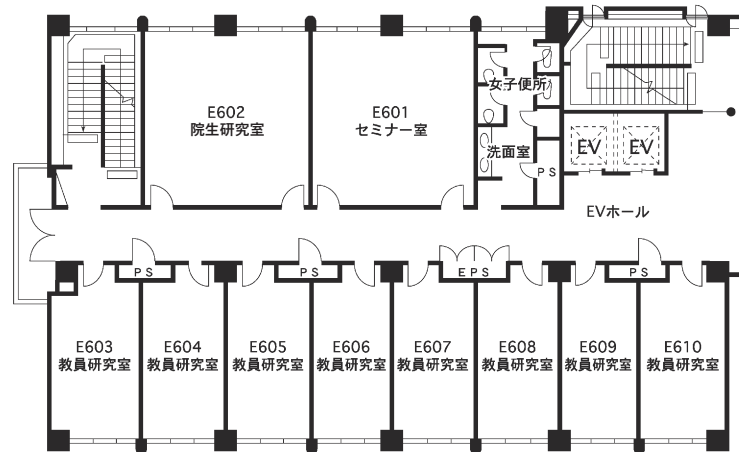
5F



E 棟

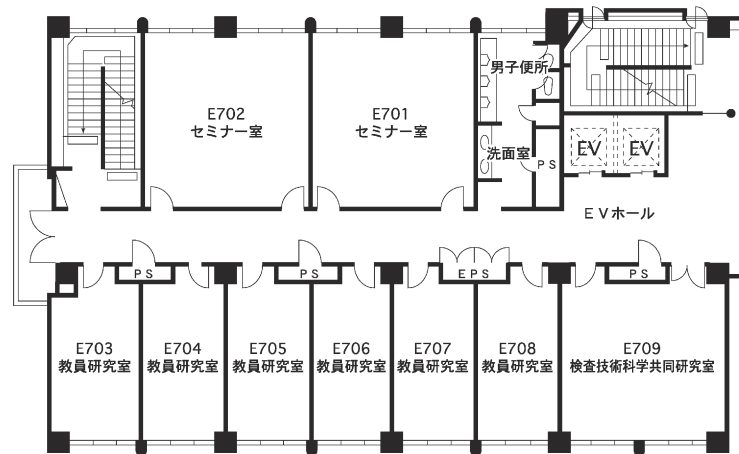
6F

E棟



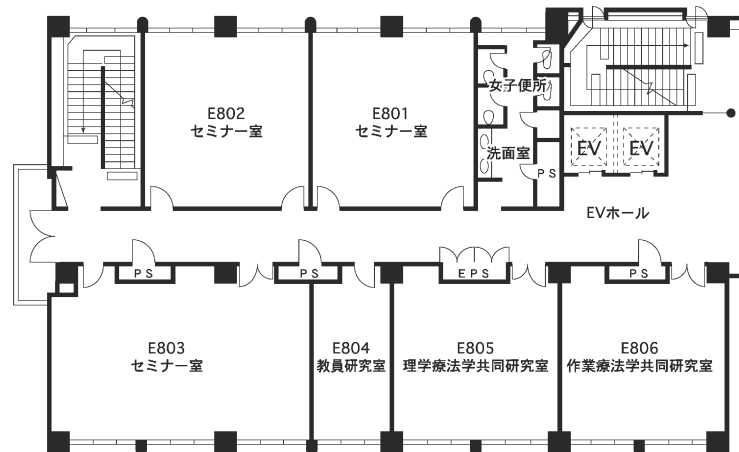
7F

E棟

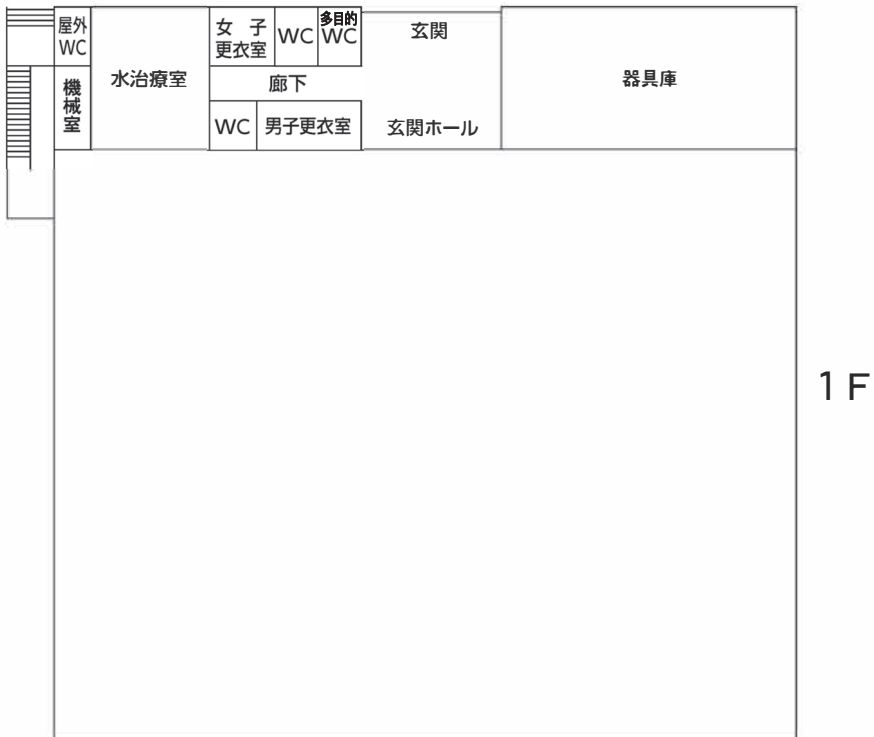


8F

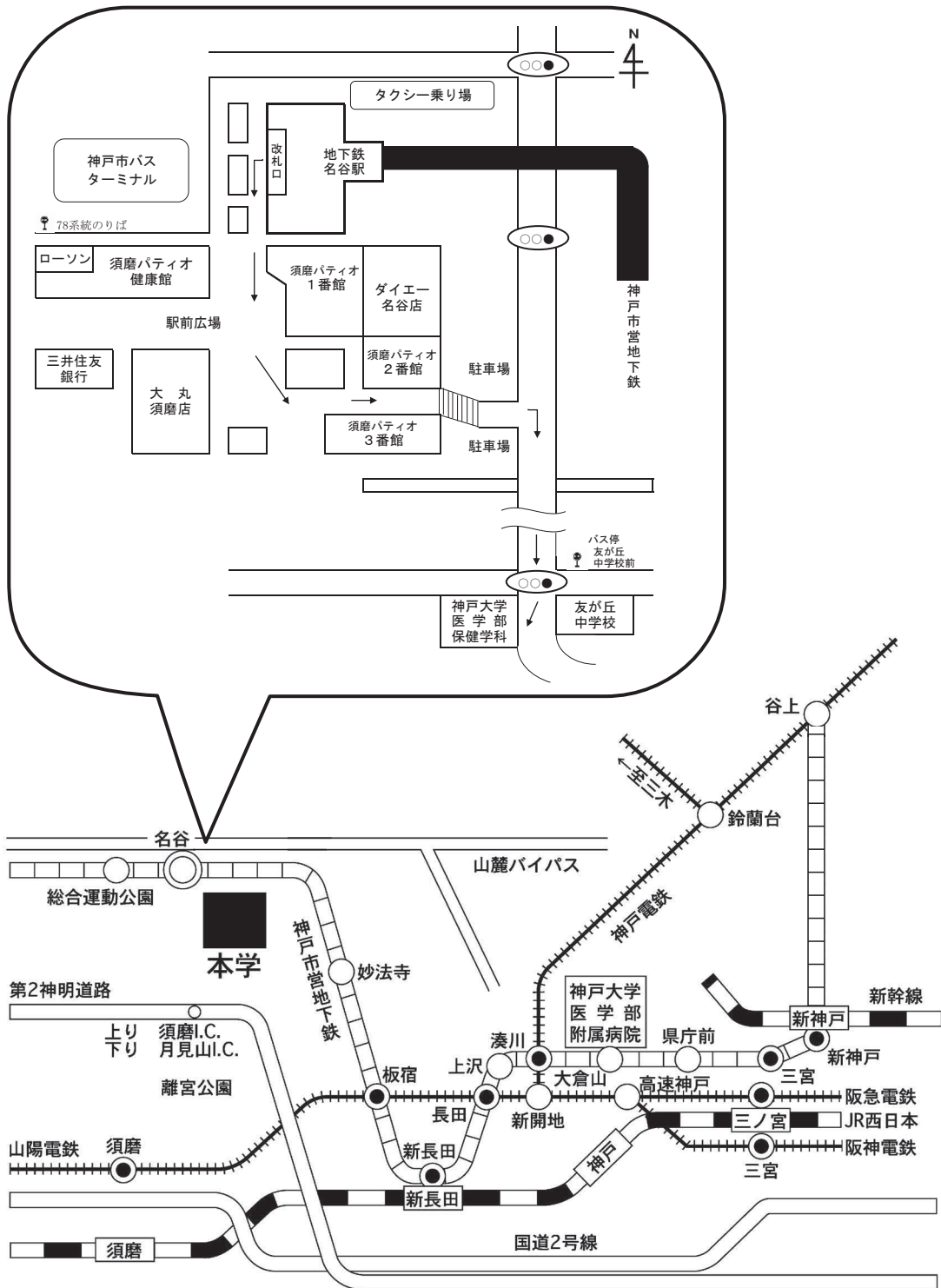
E棟



◎体育館平面図



◎神戸大学医学部保健学科への道順



利用交通機関

- ▶ 神戸市営地下鉄「名谷駅」下車、南へ徒歩約15分。
(神戸市営地下鉄「三宮駅」～「名谷駅」間約20分)
- ▶ 市バス・78系統「友が丘中学校前」下車徒歩3分。

◎印は他線との乗換え可能な駅を示す

神戸大学医学部保健学科

〒654-0142 神戸市須磨区友が丘7丁目10番2

電話 神戸 (078) 796-4504

FAX 神戸 (078) 796-4509